
西区版避難行動計画

詳細版



平成24年12月

目 次

I 西区で起こりうる災害を知る

I-1	気象	1-1
I-1-1	浜松市南部の気象概況	1-1
I-1-2	災害を引き起こす気象の近年の傾向	1-2
I-2	地形・海拔	1-3
I-3	地質	1-4
I-4	人口分布	1-5
I-4-1	世帯数・人口密度	1-5
I-4-2	高齢化率	1-6
I-5	災害の履歴	1-7

II 西区の災害の危険度を知る

II-1	地震・津波	2-1
II-1-1	推定震度	2-1
II-1-2	推定液状化危険度	2-5
II-1-3	推定建物被害率	2-7
II-1-4	推定火災延焼危険度	2-10
II-1-5	津波の浸水想定	2-11
II-2	風水害	2-14
II-2-1	新川及び新川に流れ込む川のはん濫による浸水想定	2-14
II-2-2	天竜川のはん濫による浸水想定	2-16
II-2-3	重要水防箇所	2-18
II-3	土砂災害	2-22
II-3-1	土砂災害危険箇所	2-22
II-4	西区の災害特性のまとめ	2-25

III 災害から身を守る

III-1	避難行動の考え方	3-1
III-2	地震・津波から身を守る	3-3
III-2-1	避難のタイミングと行動	3-3
III-2-2	避難するために知っておく情報	3-5
III-2-3	避難する時のポイント	3-7

III-3	風水害から身を守る	3-12
III-3-1	避難のタイミングと行動	3-12
III-3-2	避難するために知っておく情報	3-14
III-3-3	避難する時のポイント	3-17
III-4	土砂災害から身を守る	3-18
III-4-1	避難のタイミングと行動	3-18
III-4-2	避難するために知っておく情報	3-19
III-4-3	避難する時のポイント	3-19
III-5	避難所などの防災施設	3-20
III-5-1	避難所、応急救護所、救護病院、津波避難ビル、ヘリポート…	3-20
III-5-2	福祉避難所	3-25
III-5-3	避難所などの備蓄品	3-26

IV 災害に備える

IV-1	情報を得る	4-1
IV-1-1	災害情報を自ら入手する	4-1
IV-1-2	情報伝達体制	4-6
IV-1-3	家族・知人の安否を確認する	4-8
IV-2	家庭での備え	4-12
IV-2-1	家の安全対策	4-12
IV-2-2	非常持出品、備蓄品	4-23
IV-2-3	帰宅困難に備えて	4-26
IV-2-4	ペットのための備え	4-28
IV-2-5	家族防災会議を開く	4-30
IV-3	地域での備え	4-35
IV-3-1	共助の基本的考え方	4-35
IV-3-2	地域での災害への備え	4-36
IV-3-3	地域での災害発生時の対応	4-37
IV-3-4	災害時要援護者の避難	4-38
IV-4	いざというとき役立つ知識	4-52
IV-4-1	火災発生時の対応	4-52
IV-4-2	応急手当や救護の方法	4-54
IV-4-3	停電時の対応	4-59

参 考 資 料

***** 西区版避難行動計画（保存版）の策定経緯 *****

***** 用語集 *****

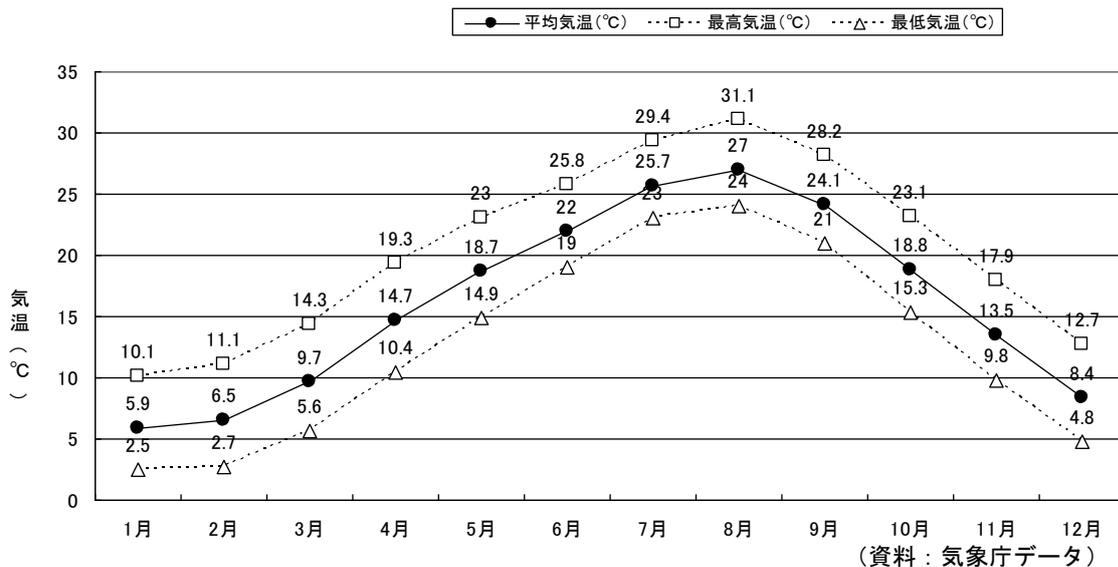
I 西区で起こりうる災害を知る

I-1 気象

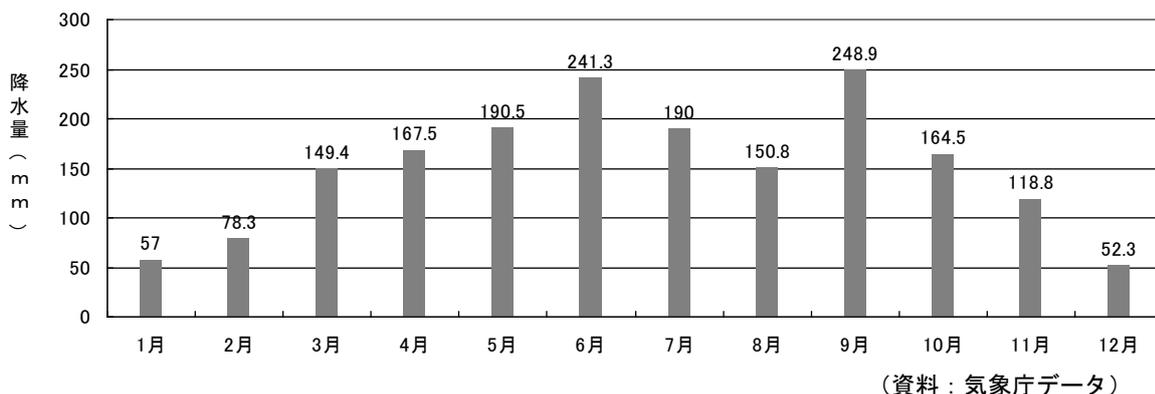
I-1-1 浜松市南部の気象概況

- ・西区を含む浜松市南部の海岸平野部は、年平均気温が16℃程度と県内でも比較的温暖な気温帯にあたります。(なお、北部山間地の天竜区に比べ、冬季の平均気温が0.5~4℃程度高くなっています。)
- ・年間降水量はおよそ1,800~2,000mmとなっており、夏季に降雨量が多く冬は少なくなっています。また、台風による影響も受けやすい位置にあり、台風襲来時には20m/秒以上の暴風となることがあり、このことは風水害の要因の1つとなってきました。
- ・風向は西風が吹く頻度が高く、特に、冬から春先にかけて北西の季節風である乾いた強い「遠州のからっ風」が吹くことが特徴であり、かつては山間部を中心に山火事発生の要因にもなってきたと考えられます。また、遠州灘沿岸部や天竜川沿いにおいては竜巻が発生することもあります。

浜松市南部の月別気温（過去30年間の平均、観測地点：浜松）



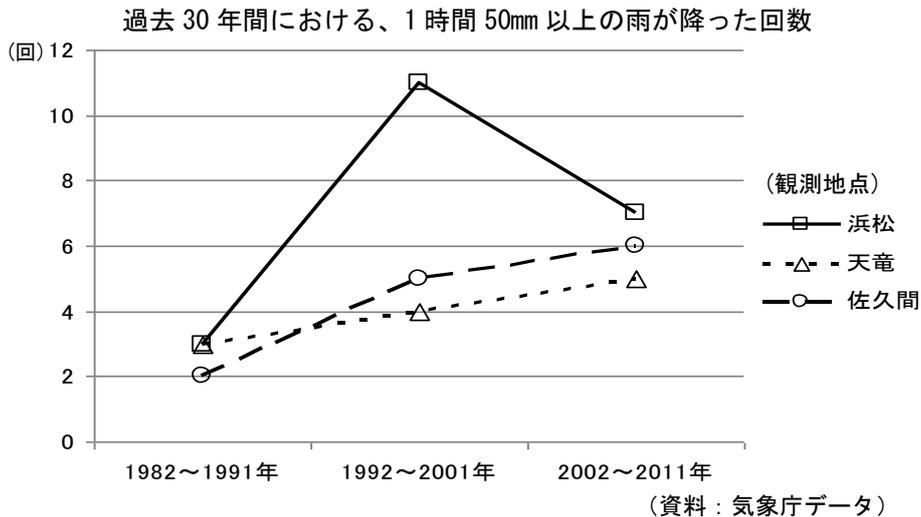
浜松市南部の月別降水量（過去30年間の平均、観測地点：浜松）



1-1-2 災害を引き起こす気象の近年の傾向

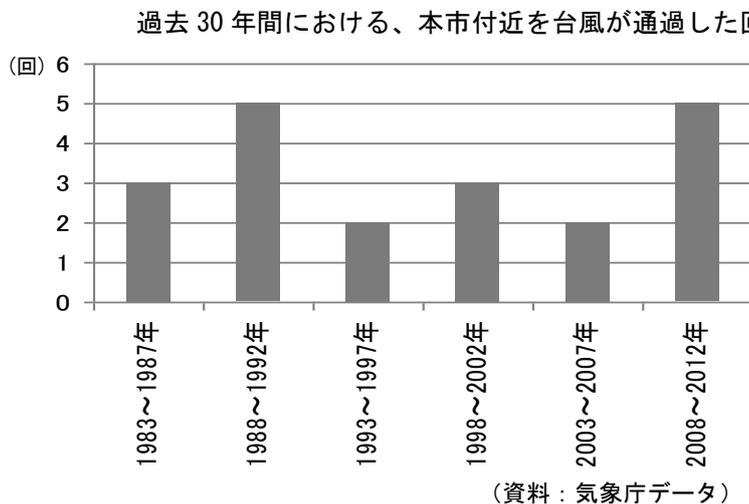
(1) 集中豪雨

- ・短時間のうちに狭い範囲に集中して降る大雨を集中豪雨といい、都市部の浸水や河川のはん濫などを引き起こすことがあります。
- ・都市部の中小河川のはん濫などの危険性が高まる「1時間あたりの降雨量が50mmを超えた回数」を見ると、近年増加傾向にあります。
- ・さらに近年は、急激に天候が変化し予測が難しく、せまい範囲で短時間に猛烈な雨が降ることもあります。



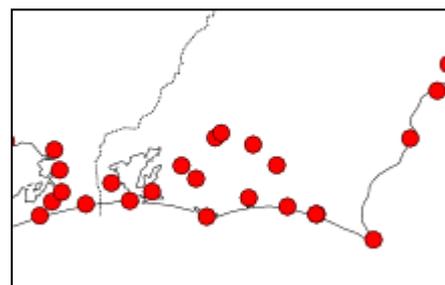
(2) 台風

- ・大雨、強風、高潮などを引き起こす台風は、ここ数年では年に1～2回のペースで本市付近を通過しています(2011年1回、2012年2回)。



(3) 竜巻

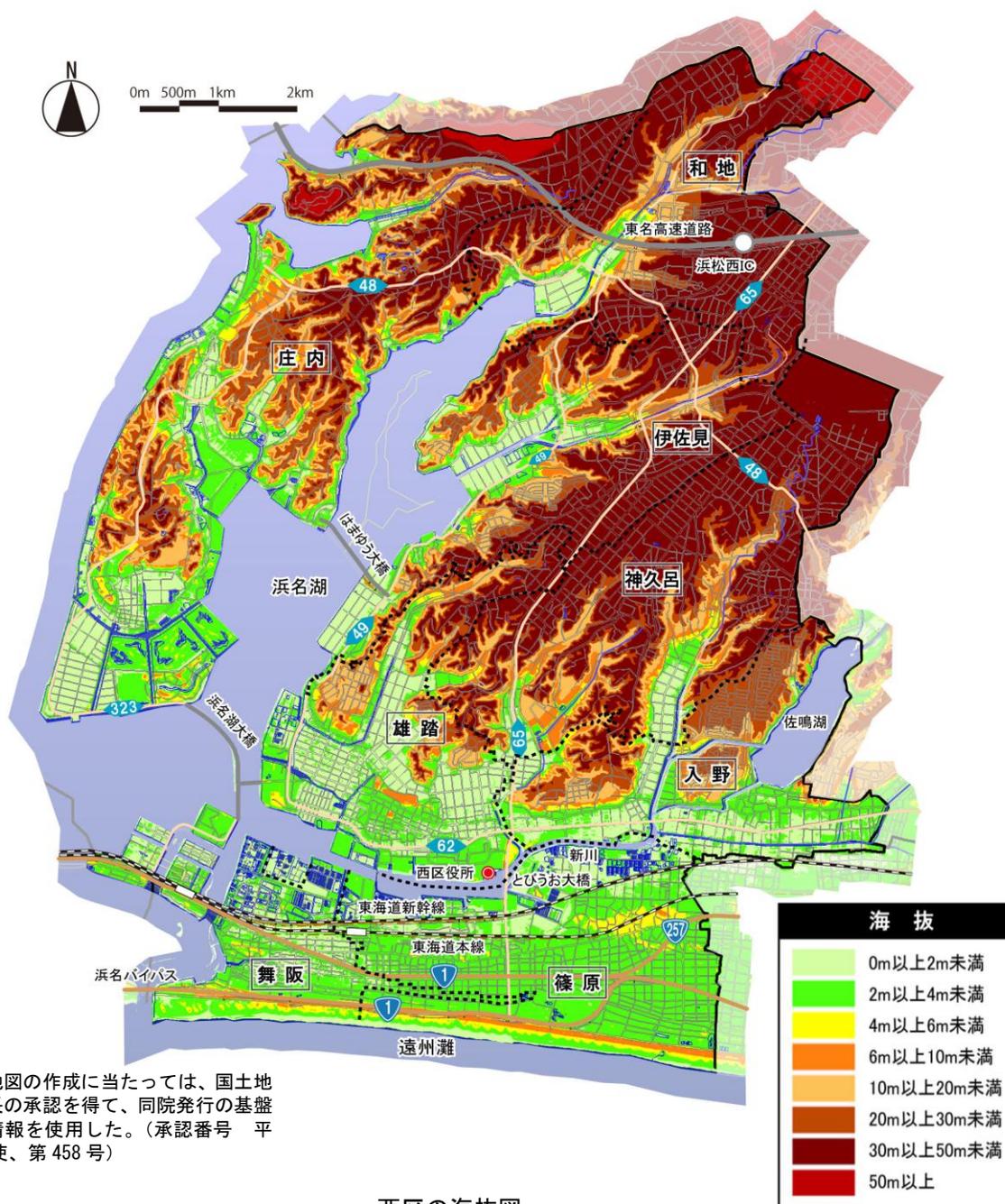
- ・竜巻は、台風、低気圧や前線、寒気の流入などによる積乱雲や積雲の発生によって、雲の中での強い上昇気流に伴って発生します。
- ・本市では遠州灘沿岸部や天竜川沿いにおいて発生することがあり、過去30年間では6回確認されています。(竜巻の注意点は2-19ページ参照)



浜松市付近における竜巻の発生箇所
(1961～2011年、出典：気象庁ホームページ)

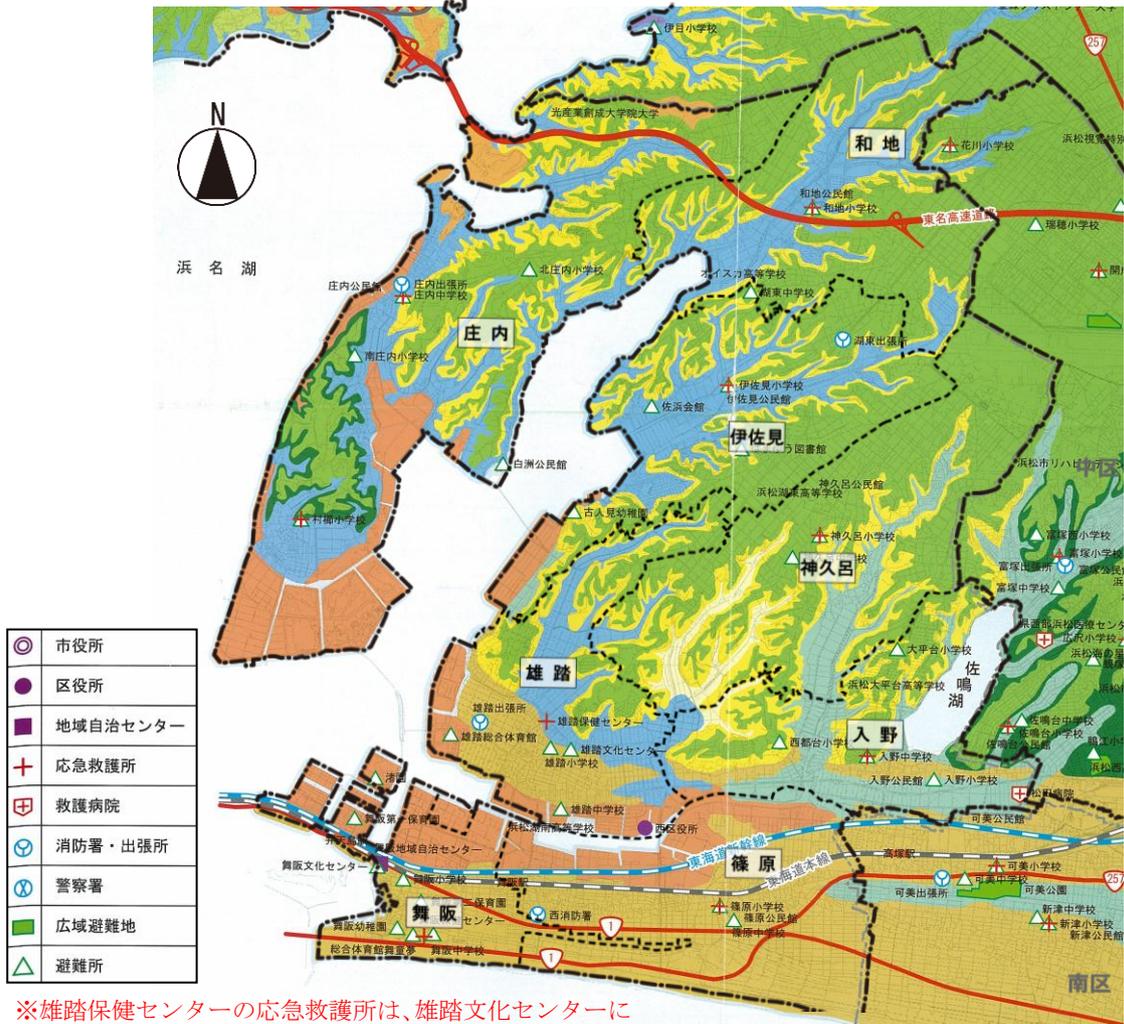
1-2 地形・海拔

地区名	特徴
遠州灘沿いの地区	<ul style="list-style-type: none"> 平野部は海拔2~4mのところが多く、一部2m未満の場所もある 海岸沿いは、海拔4~10m程度の堤防が続いている
浜名湖沿岸部・河川沿いの地区	<ul style="list-style-type: none"> 浜名湖沿岸部は、海拔2~4m程度で、2m未満のところも多くなっている 谷地形にある川沿いは、おおむね4m未満といずれも低地になっている
三方原台地の地区	<ul style="list-style-type: none"> 内陸部から庄内地区の半島まで続く台地は、おおむね海拔10m以上となっている



1-3 地質

地区名	特徴
遠州灘沿いの地区	・地層は砂でつくられており、比較的強い地盤だが、地下水位の高い所では地震による液状化の危険性がある
浜名湖沿岸部・河川沿いの地区	・埋立地や砂、泥の軟弱な地盤が多く、地震による液状化の危険性が高くなっている
三方原台地の地区	・古くから礫、砂、粘土などが堆積し、しまった比較的強い地盤である。しかし、雨風にさらされてもろくなっている部分もある



出典：静岡県「第3次地震被害想定結果」(一部加筆)

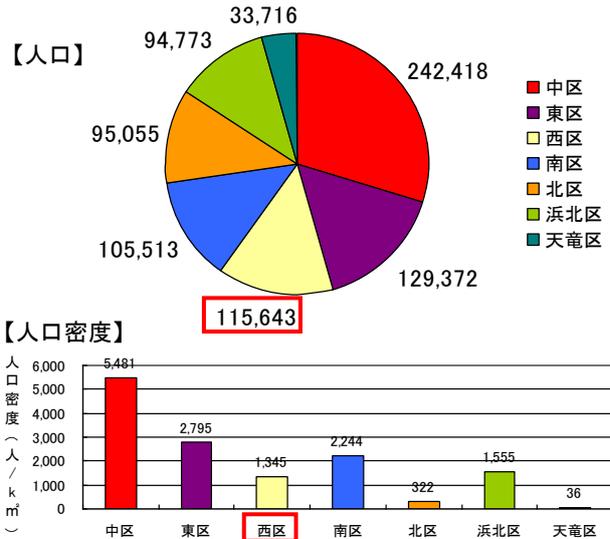
時代	地盤	地形	構成する地質	地震に対する地盤の性質
沖積層	埋立地	低地	砂礫・礫混じり砂・シルト	軟弱な地盤となっているところが多く、砂質のところでは液状化現象が発生するおそれもある。
	泥質地盤		シルト質・シルト	地下水位の高く緩いところでは液状化現象が発生するおそれがある。
	砂質地盤		砂礫・砂・シルト・粘土・腐植土	軟弱な地盤である。特に砂州や砂丘によって出口を開かれた谷では極めて軟弱になっている。
	泥砂礫質地盤		シルト・粘土・腐植土・シルト質砂	軟弱な地盤のところが多い。
	砂質地盤		砂・礫混じり砂	比較的強い地盤だが、地下水位の高く緩いところでは、液状化現象が発生するおそれがある。
	礫～砂礫質地盤		砂・礫混	比較的強い地盤である。
洪積層	中位段丘堆積物(礫層)	台地	礫混・砂	
	中・高位段丘泥質堆積物		シルト・粘土・砂	積まった地盤でほとんど問題はなく、良好な基礎地盤だが、風化が進んだ部分では注意する必要がある。
	高位段丘堆積物(礫層)		礫混・砂	
先新第三系	古生層	山地	砂岩・チャート・粘板岩・石灰岩・輝緑凝灰岩	全体に硬い岩石からなる地盤である。しかし、断層により弱くなっている部分や風化土層の厚いところ及び山地斜面面上では、地すべりや山崩れを起こす恐れがある。

西区の表層地質図

I-4 人口分布

I-4-1 世帯数・人口密度

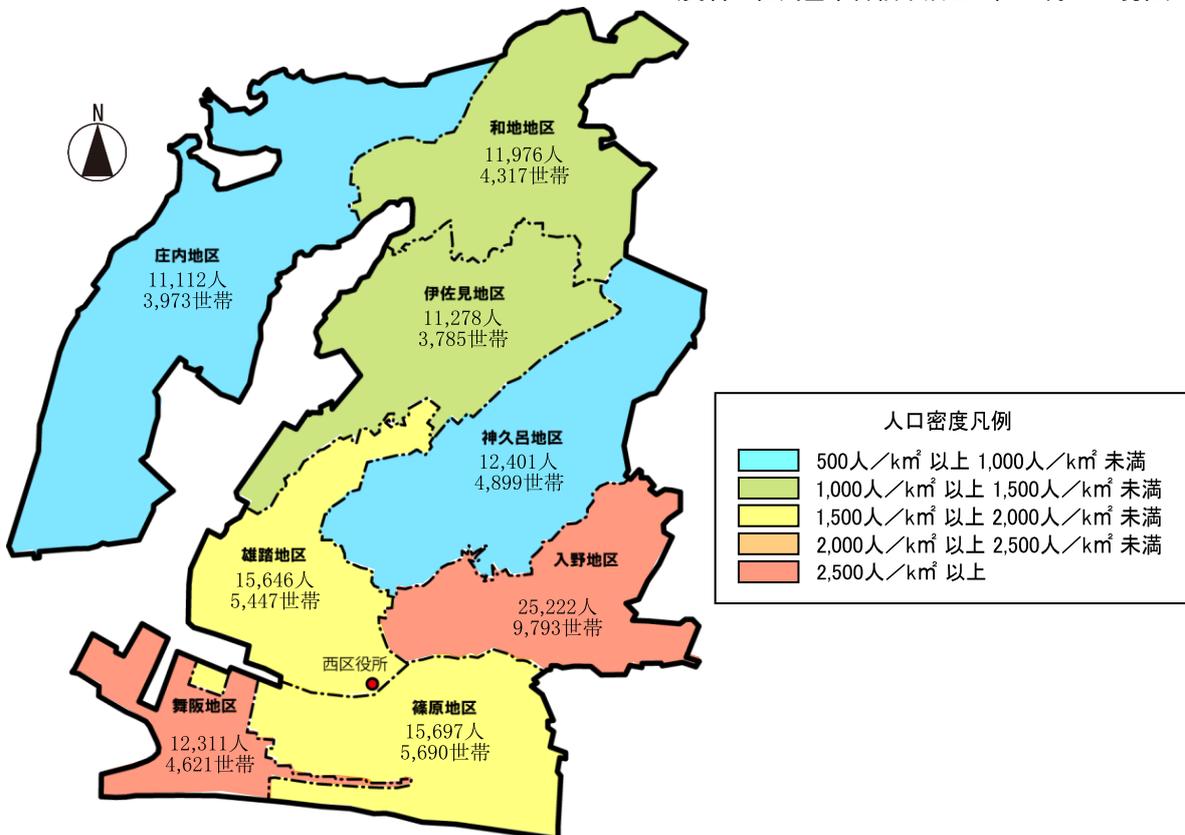
- ・西区の人口は、およそ115,600人（平成24年10月1日現在）となっています。
- ・人口は入野地区を始め南側の海岸近くで多くなっており、人口密度については「入野、舞阪地区」で高くなっています。
- ・人口密度が高い地区は、木造家屋密集地区と重なり、地震時の倒壊や火災延焼などの危険性が高くなっています。（「Ⅱ西区の災害の危険性を知る」参照）



■地区別の人口世帯

	神久呂地区	入野地区	伊佐見地区	和地地区	篠原地区	庄内地区	舞阪地区	雄踏地区	合計
地区面積 (km ²)	13.30	8.37	10.42	11.06	10.25	19.31	4.61	8.15	85.47
人口 (人)	男	6,439	12,589	5,540	5,898	7,790	5,472	6,160	57,649
	女	5,962	12,633	5,738	6,078	7,907	5,640	6,151	57,994
	合計	12,401	25,222	11,278	11,976	15,697	11,112	12,311	115,643
世帯数 (世帯)	4,899	9,793	3,785	4,317	5,690	3,973	4,621	5,447	42,525
人口密度 (人/km ²)	932.4	3,013.4	1,082.3	1,082.8	1,531.4	575.5	2,670.5	1,919.8	1,353.0

(資料：住民基本台帳平成24年10月1日現在)

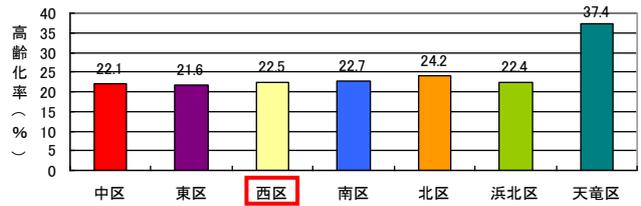


地区別の人口・世帯数と人口密度

1-4-2 高齢化率

- ・西区全体の高齢化率はおよそ23%で、これは市平均値（23.1%）を下回っています。
- ・地区別の高齢化率は、「庄内地区」がおよそ28%と最も高く、「神久呂、伊佐見、篠原、舞阪、雄踏地区」は市平均値を上回っています。人口密度の高い「入野地区」については、比較的高齢化率が低くなっています。
- ・今後さらに高齢化社会が進むと考えられ、災害時は地域でともに助けあうことができる体制や備えが必要となります。（「IV-3 地域での備え」参照）

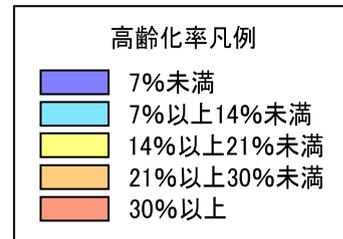
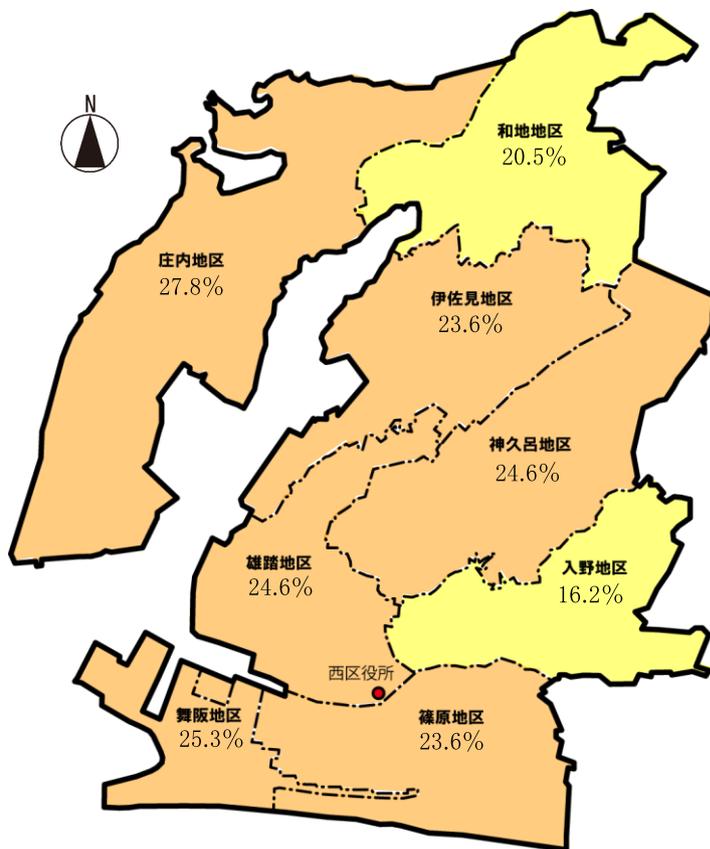
【高齢化率】



■地区別の年齢別人口・高齢化率

		神久呂地区	入野地区	伊佐見地区	和地区	篠原地区	庄内地区	舞阪地区	雄踏地区	合計	備考
年齢別人口(人)	15歳未満	1,520	4,590	1,702	2,238	2,196	1,269	1,601	2,426	17,542	
	15~64歳	7,834	16,544	6,915	7,281	9,802	6,755	7,597	9,375	72,103	
	65歳以上	3,047	4,088	2,661	2,457	3,699	3,088	3,113	3,845	25,998	
	合計	12,401	25,222	11,278	11,976	15,697	11,112	12,311	15,646	115,643	
高齢化率(%)		24.6	16.2	23.6	20.5	23.6	27.8	25.3	24.6	22.5	浜松市 23.1%

(資料：住民基本台帳（平成24年10月1日現在）)



※一般的には高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口の割合)によって以下のように分類される。

- ・高齢化社会：7~14%
- ・高齢社会：14~21%
- ・超高齢社会：21%以上

地区別の高齢化率

1-5 災害の履歴

- ・過去の大地震では、家屋倒壊や津波による大きな被害が見られました。
- ・また、豪雨による河川のはん濫、台風による高潮なども多く発生しました。
- ・丘陵地ではがけ崩れも発生しています。

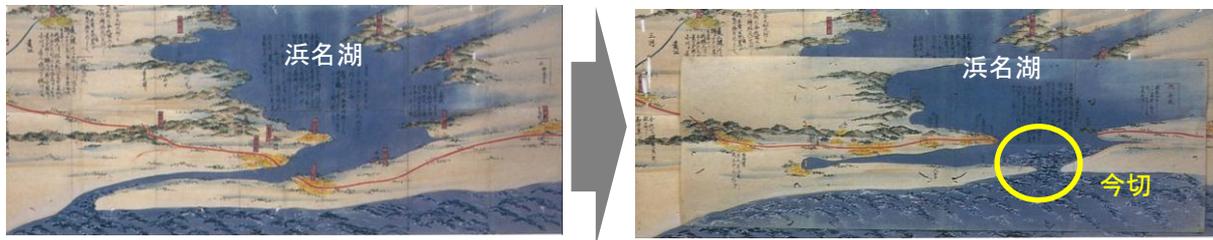
過去における主な災害

西暦 (年)	和暦 (年)	災害	災害規模	被害概要	地震	風水害	津波高潮	土砂災害
1498	明応 7	明応地震 (M8.0~8.4)	【震度】5~6 【津波高】 ・(舞阪地区)3丈(約10m) ・宇布見(雄踏地区) 推定 3~4m	・津波で約 300 戸流失 ・浜名湖南部で 30ha が海となり、溺死者は 1 万人余と推定 ・浜名湖が津波で切れ海に通じるようになったと言われている	○		○	
1604	慶長 9	慶長地震 (M7.9)	東海・南海・西海道に大地震・津波被害(舞阪地区など) 【津波高】5~6m	・舞阪では津波により山際まで船が打ち上げられたとされる	○		○	
1707	宝永 4	宝永地震 (M8.4~8.7)	【津波高】3~5m	・舞阪では家屋の半数が流失し、宇布見では 1,000 枚あまりの田畑が荒地となったとされる	○		○	
1737	元文 2	大風雨高波		・舞坂宿の堤打崩れる(舞阪地区)		○	○	
1756	宝暦 6	高潮		・舞阪に小被害あり(舞阪地区)			○	
1772	安永 1	台風		・宇布見村(雄踏地区)で 300 棟余、浅羽村で 70 棟余が潰れる		○		
1854	安政元	高潮	【高潮】 ・浜名湖岸 4 尺ないし 5 尺	・川・がけ・堤が破損			○	
		安政東海地震 (M8.4)	【津波高】 ・舞阪(舞阪地区)で 5.6m ・一里塚で 2.5m ・弁天島で 3~4m ・篠原(篠原地区)で 3.9m ・坪井(篠原地区)で 3.7m ・馬郡(篠原地区)で 3.2m	・入野では 32 棟がつぶれ、篠原では玉蔵寺の本堂前まで津波が襲来したとされる	○		○	
1866	慶応 2	大風雨		・浜名湖岸の村々の田畑潮入(雄踏地区)		○	○	
1867	慶応 3	天竜川満水 天竜川堤切れる		・雄踏、入野で山崩れが発生し、7、8 棟が破壊したとされる		○		○
1870	明治 3	大風		・宇布見(雄踏地区)130 棟、篠原・坪井(篠原地区)で 340 棟が倒壊		○		
1912	大正元	台風	【高潮】2m以上の高潮	・2m以上の高潮が襲い、和地、伊佐見、北庄内、雄踏で被害が出た			○	
1944	昭和 19	東南海地震 (M8.0、震度 5~6)	【津波高】 舞阪で 3m	・旧雄踏町 1888 戸のうち全壊 15 戸、半壊 22 戸/篠原:全壊 38 棟・半壊 82 棟/雄踏:全壊 15 棟・半壊 22 棟/入野:全壊 34 棟・半壊 33 棟/神久呂:全壊 3 棟・半壊 3 棟 伊佐見:全壊 3 棟/和地:全壊 5 棟・半壊 2 棟/北庄内:半壊 1 棟/南庄内:全壊 2 棟・半壊 12 棟/村櫛:全壊 82 棟・半壊 58 棟	○		○	
1946	昭和 21	南海地震 (M8.0~8.4)	【津波高】 ・舞阪地区で 1.2m ・浜名湖外で 1.2m ・湖内で 0.6m		○		○	
1952	昭和 27	十勝沖地震	舞阪地区で小さい津波を観測(地震後 9~10 時間)				○	
1953	昭和 28	台風 13 号	【高潮】 浜名湖で潮位上昇 1.1m	・全壊 10 棟、半壊 16 棟の被害あり		○	○	
		房総半島沖地震(震度 1)	【津波高】 舞阪地区で 8cm (地震後約 2 時間)				○	
1959	昭和 34	伊勢湾台風	【高潮】 浜名湖で最大水位上昇は 1.3m	・浜名郡で全壊 38 棟、半壊 129 棟の被害あり ・館山寺線伊目の鉄橋が流失		○	○	
1960	昭和 35	チリ地震	【津波の高さ】 舞阪地区でおおよそ 0.6m				○	

過去における主な災害

西暦	和暦	災害	災害規模	被害概要	地震	風水害	津波高潮	土砂災害
1961	昭和36	第2室戸台風		・舞阪地区の防波堤が波で破壊			○	
1971	昭和46	台風23号		・雷雨により床下浸水(舞阪、篠原、入野地区)		○		
1972	昭和47		【高潮】潮位上昇 1m				○	
1979	昭和54	台風10号	【高潮】潮位上昇 1m	・舞阪で床下浸水 45戸が発生し、雄踏でも浸水被害が出た		○	○	

【出典】静岡県史 自然災害誌(静岡県)、静岡州市町村災害(静岡県地震防災センター)、中部の水害(建設省中部地方建設局)、舞阪町史、雄踏町史



明応地震前後の浜名湖の地形(浜名湖変遷図より)



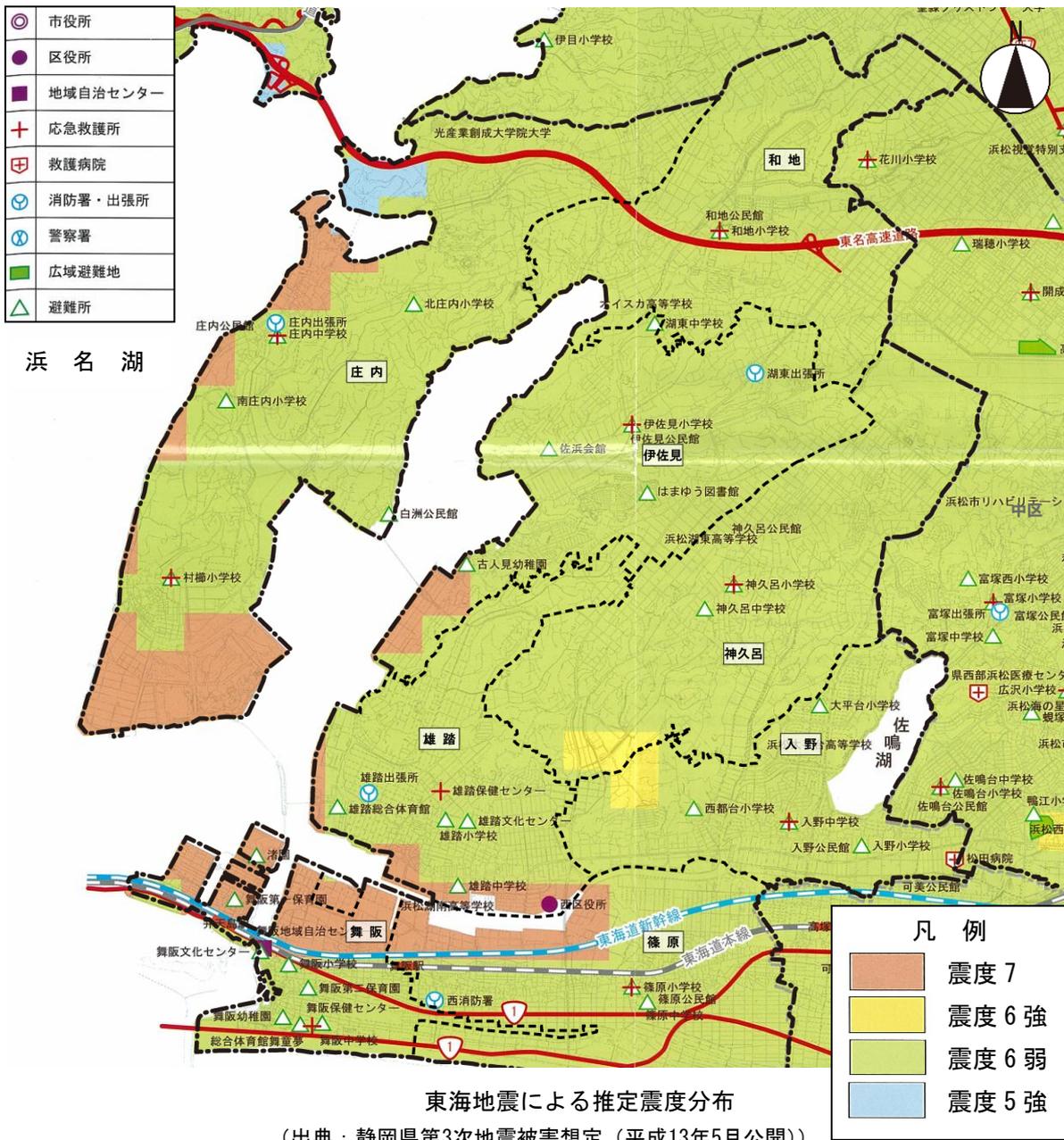
雄踏町の道路冠水の様子(1979年)

II 西区の災害の危険度を知る

II-1 地震・津波

II-1-1 推定震度

- ・静岡県第3次地震被害想定では、浜松市内で震度5強～7の発生が想定されています。
- ※平成24年8月に国から発表された南海トラフ巨大地震の被害想定では、西区は最大震度7と想定されています。
- ※平成25年度に、静岡県の第4次地震被害想定により見直される予定です。



※雄踏保健センターの応急救護所は、雄踏文化センターに変更になっています。(詳細は3-21 ページ参照)

【参考】震度別の状況のイメージ（気象庁ホームページより）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます	棚にある食器類が音を立てることがある	電線が少し揺れる
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある
6弱	立っていることが困難になる	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	-	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある
5強	-	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える 傾くものや、倒れるものが増える
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる まれに傾くことがある	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタルなどが剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	-	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面などの状況

震度階級	地盤の状況	斜面などの状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある	落石やがけ崩れが発生することがある
6弱	地割れが生じることがある	がけ崩れや地すべりが発生することがある
6強 7	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊などが発生した場合、地形などによっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラなどへの影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※
鉄道の停止、高速道路の規制など	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる）
電話など通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネットなどによる安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話などがつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。 運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

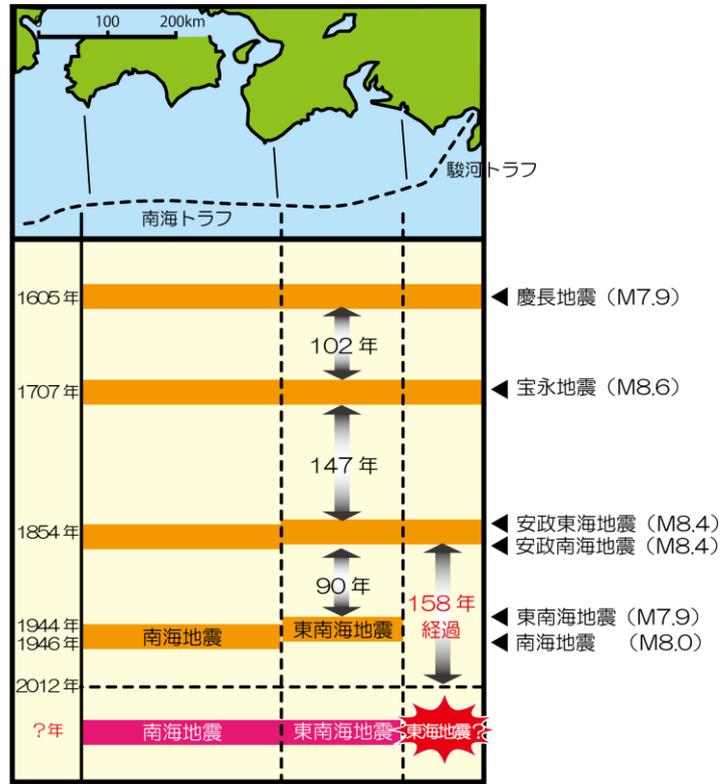
長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある
大規模空間を有する施設の天井などの破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井などが大きく揺れたりして、破損、脱落することがある

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【参考】

■大地震発生のおそれについて

- ・南海トラフや駿河トラフにおいては、おおむね100～150年の間隔で大きな地震が発生してきました。
- ・しかし、東海地震の想定震源域では1854年の安政東海地震以降、158年間大地震が発生しておらず、今後大地震がいつ発生してもおかしくない状況下にあります。



：破壊領域（震源域が占める範囲）

大地震の発生記録

■地震発生のメカニズム

- ・東海地震や国で想定されている南海トラフ巨大地震、東南海地震は太平洋側のフィリピン海プレートと陸側のユーラシアプレートにより引き起こされます。
- ※トラフとは…海底に延びている長い溝のこと



①フィリピン海プレートが年数 cm の割合で、ユーラシアプレートの方へ移動し、下へ沈み込む

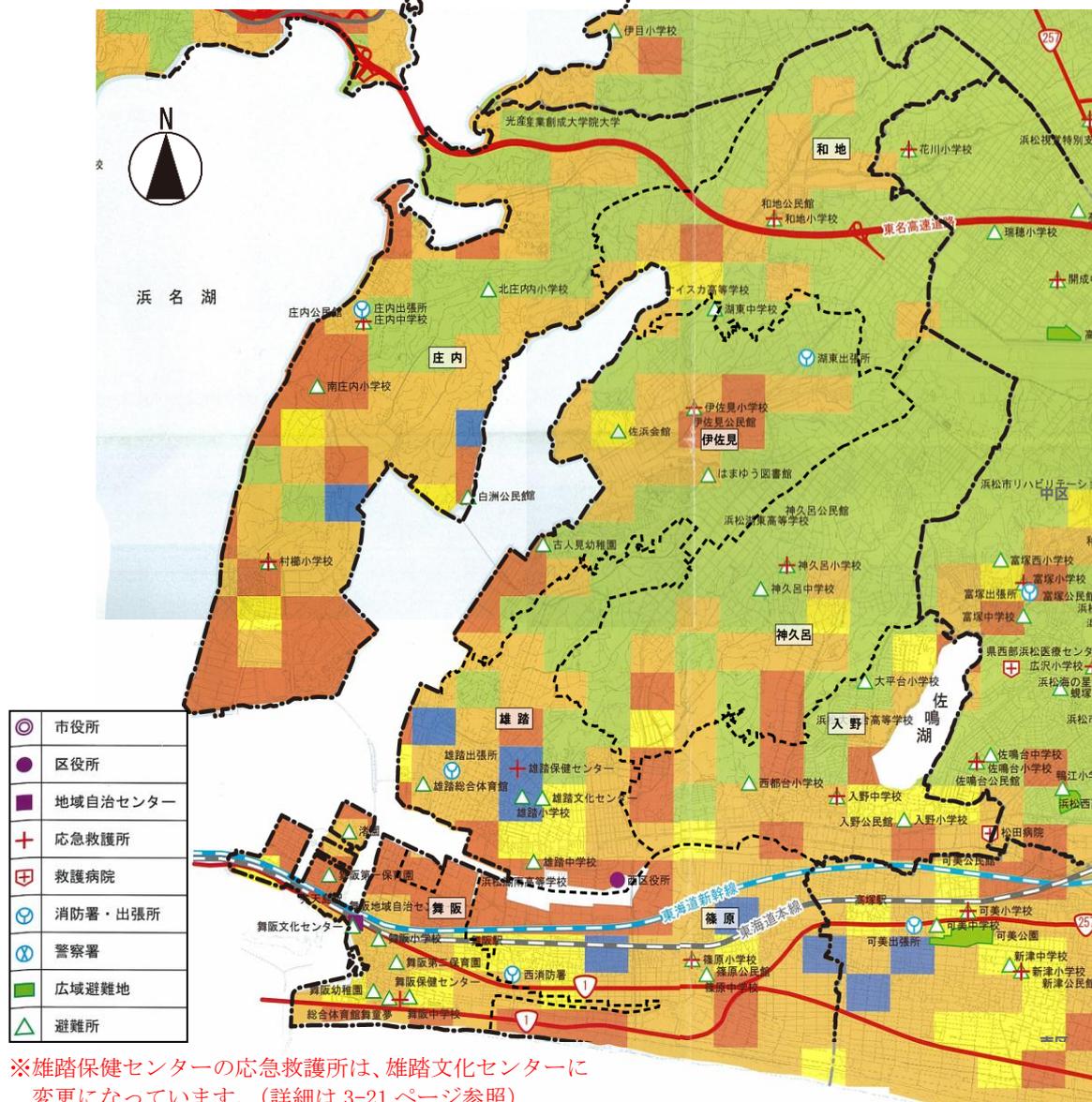
②ユーラシアプレートの先端部が引きずり込まれ、ひずみが蓄積する

③ひずみが限界に達した時、ユーラシアプレートが跳ね上がり、地震が発生する。その際、津波が発生する場合もある

II-1-2 推定液状化危険度

- ・静岡県第3次地震被害想定では、液状化の危険度が下図のように想定されています。
- ・遠州灘沿いや浜名湖沿岸部に分布する沖積層の埋立地、泥質・砂泥質地盤の区域で、液状化の危険度が高くなっています。

※平成25年度に、静岡県の第4次地震被害想定により見直される予定です。



推定液状化範囲凡例

出典：静岡県「第3次地震被害想定結果」（一部加筆）

液状化危険度		対象となる地形	対象となる地盤	地震との関係
大	液状化発生の可能性が高い	埋立地	地下水位が高く緩い砂地盤	小規模な地震でも液状化するおそれがある
中	液状化発生の可能性がある	旧河川敷・旧河道の土砂堆積部 砂丘及び砂丘内の窪地	地下水位が高く緩い泥砂礫地盤	中規模な地震で液状化するおそれがある
小	液状化発生の可能性が低い	扇状地、現河床	地下水位が低い砂礫地盤	大規模な地震で液状化するおそれがある
なし	液状化発生の可能性がない	—	締まった砂礫地盤	液状化しない
岩盤	対象外(対象となる砂層がない)	山地、丘陵	岩盤	

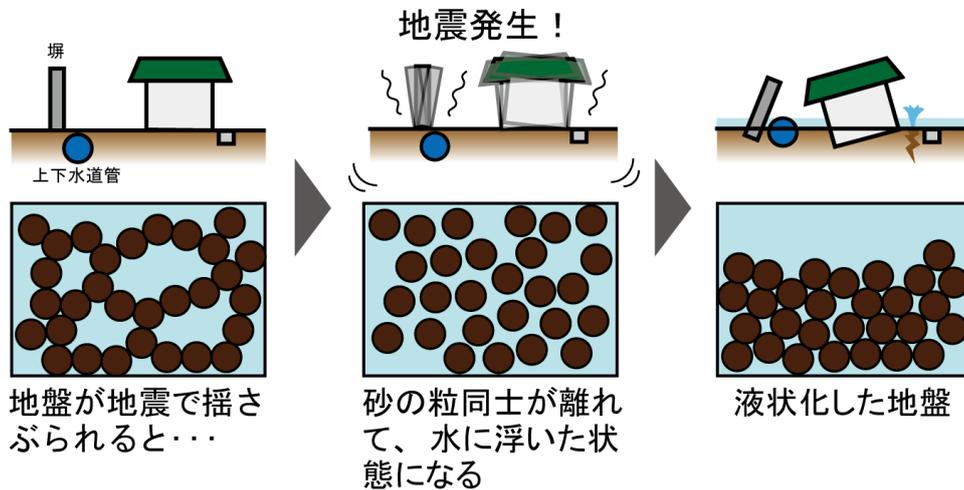
推定液状化危険度

(出典：静岡県第3次地震被害想定（平成13年5月）)

【参考】

■液状化の発生メカニズム

- ・一般に、地盤は土や砂、水、空気などで構成されています。
- ・その中でも、液状化現象が起こりやすい地盤と言われるのは、海岸や川のそばの比較的
地盤がゆるく（しめかためられていない）、地下水位が高い砂地盤などです。



液状化発生のイメージ

■液状化による被害の例

- ・地面から砂や泥が噴き出し、地盤が傾くことにより以下のような被害が考えられます。
- ・道路や橋が通行できなくなる
- ・上下水道、ガスなどのライフラインが寸断される
- ・建物が傾く など



浦安市における地盤沈下の被害例

（出典：東北地方太平洋沖地震による関東地方の地盤液状化現象の実態説明報告書（平成23年8月）国土交通省関東地方整備局）



東日本大震災による液状化の被害例
（千葉県浦安市）



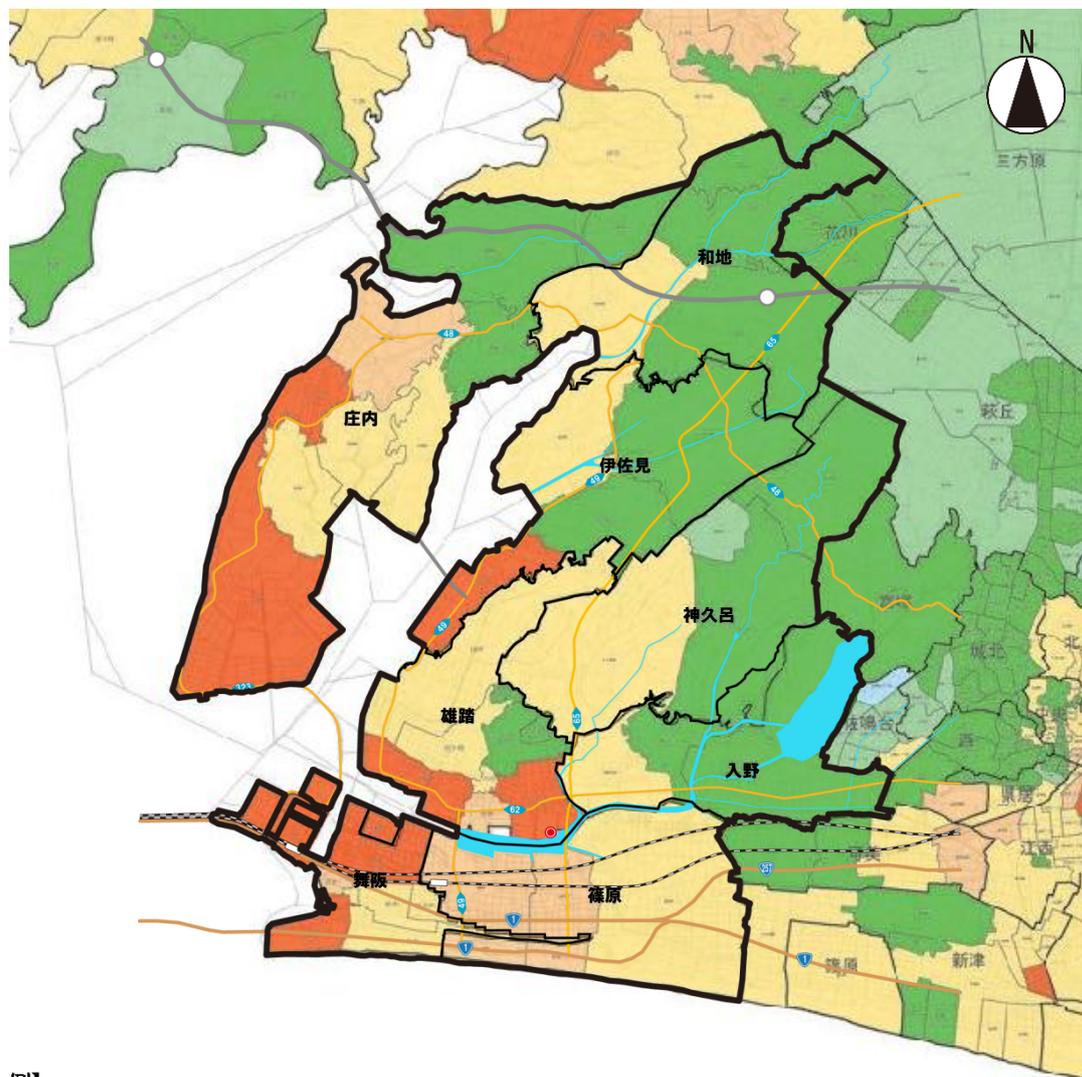
液状化による被害例

（出典：「阪神・淡路大震災被害調査報告書」
（社）建設コンサルタンツ協会）

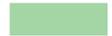
II-1-3 推定建物被害率

(1) 地震、液状化による推定建物被害率

- ・静岡県第3次地震被害想定では、地震、液状化による建物被害率は下図のように想定されています。
- ・埋立地や砂、泥の軟弱な地盤の区域で被害率が高くなっています。
※平成25年度に、静岡県の第4次地震被害想定により見直される予定です。



【凡例】

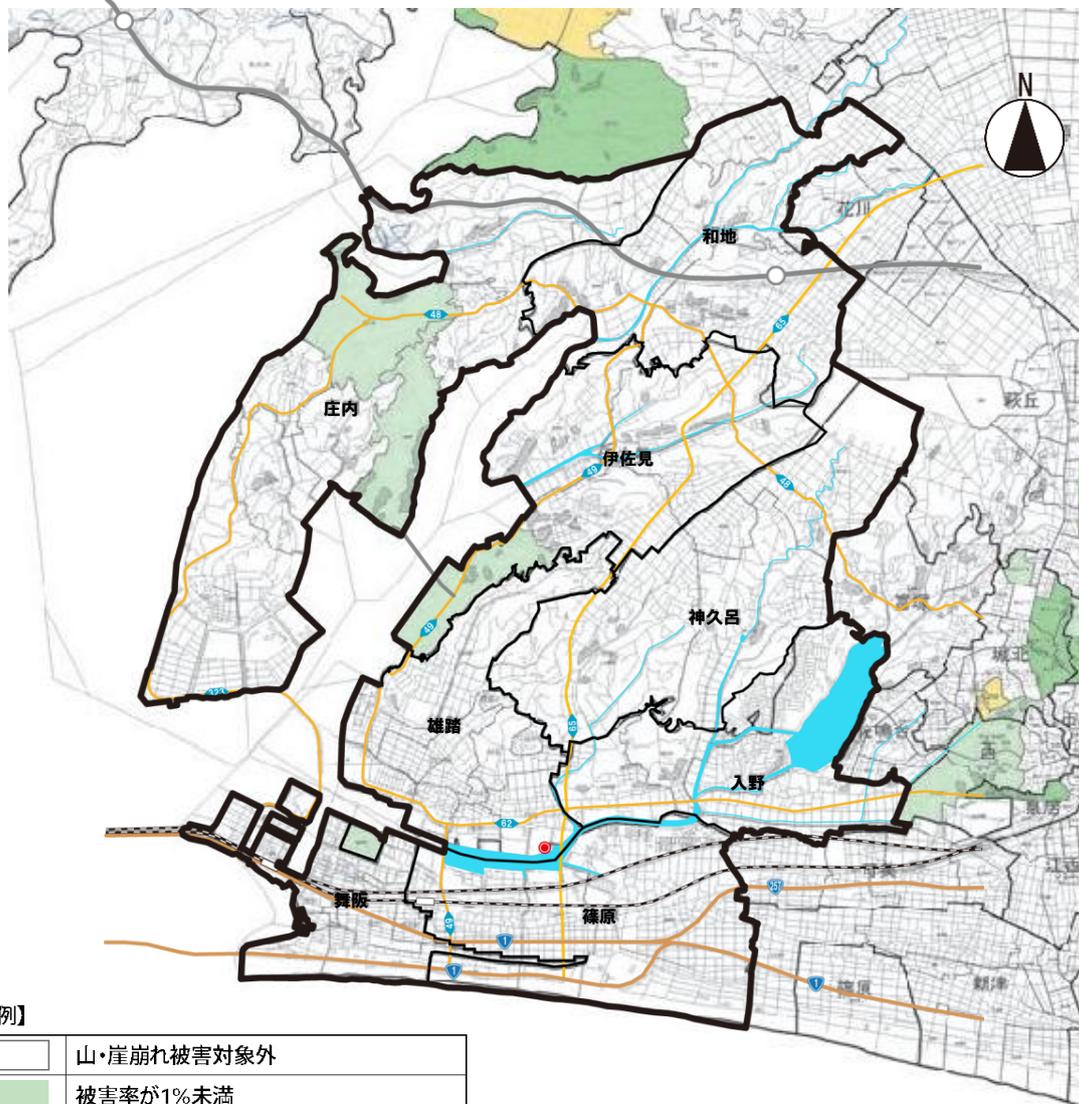
	被害率が5%未満
	被害率が5%以上、10%未満
	被害率が10%以上、15%未満
	被害率が15%以上、20%未満
	被害率が20%以上、25%未満
	被害率が25%以上

地震、液状化による推定建物被害率

(出典：静岡県第3次地震被害想定（平成13年5月）)

(2) 山、がけ崩れによる推定建物被害率

- ・静岡県第3次地震被害想定では、山、がけ崩れによる建物被害率は下図のように想定されていますが、庄内・伊佐見地区の一部に被害率1%未満の区域が見られます。
※平成25年度に、静岡県の第4次地震被害想定により見直される予定です。



【凡例】

	山・崖崩れ被害対象外
	被害率が1%未満
	被害率が1%以上5%未満
	被害率が5%以上10%未満
	被害率が10%以上20%未満
	地すべり危険箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所

山、がけ崩れによる推定建物被害率

(出典：静岡県第3次地震被害想定(平成13年5月))

※東海地震が発生した場合、各地域で予想される地震動、液状化による建物被害を危険度により区分している

建物を木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、その他造の構造別に分類し、その各々に対して建築年代、用途により被害率を設定して被害棟数を算定した。対象とした県内建物総棟数は1,528,349棟である。

算定は各自主防災組織と同じ地域単位となるよう、市町村より細かい町丁目単位で行っている。

$$(\text{被害率}) = \{ (\text{大破棟数}) + 1/2 \times (\text{中破棟数}) \} \div (\text{町丁目内総建物棟数})$$

(3) ブロック塀などの倒壊予測

- ・静岡県第3次地震被害想定では、県内のブロック塀等実態調査結果を踏まえ、1978年に発生した宮城県沖地震における仙台市内の被害調査事例を参考に、東海地震が発生した場合のブロック塀・石塀の倒壊率を予測しています。

浜松市のブロック塀・石塀の予測倒壊率は11.2%



宮城県沖地震におけるブロック塀倒壊による被害例（出典：仙台市ホームページ）

(4) 屋外落下物の落下率予測

- ・静岡県第3次地震被害想定では、東海地震が発生した場合の窓ガラス、外装材、屋外広告物などの落下率を予測しています。
- ・被害想定は、県内の中高層建築物の屋外落下物実態調査を踏まえ、3階建て以上の非木造建築物などを対象としています。

浜松市の屋外落下物の予測落下率は13.1%

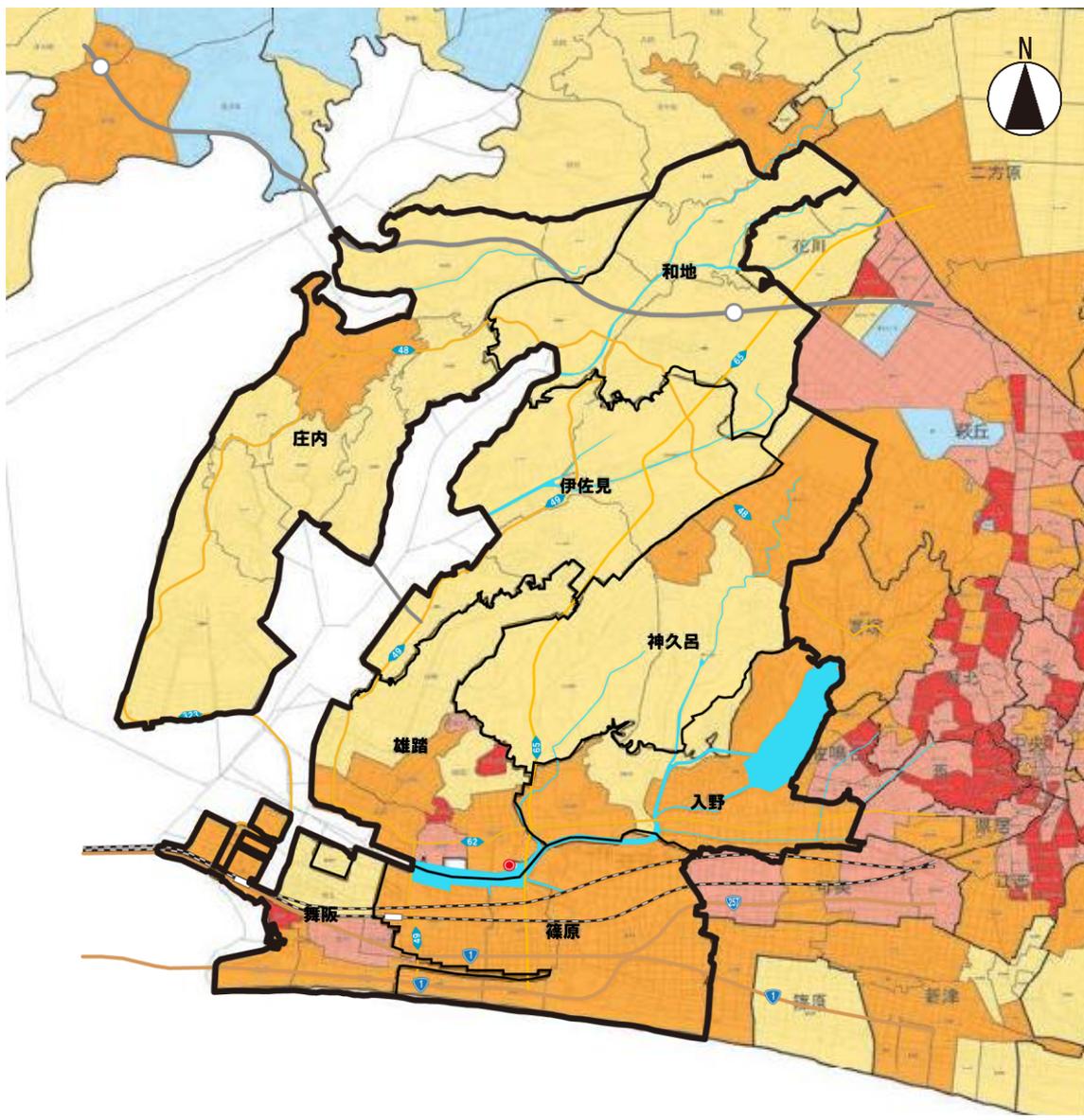


屋外物の落下による被害例
（出典：「阪神・淡路大震災被害調査報告書」（社）建設コンサルタンツ協会）

II-1-4 推定火災延焼危険度

- ・静岡県第3次地震被害想定では、火災延焼危険度は下図のように想定されています。
- ・人口密度の高いエリアの危険度が高くなっています。

※平成25年度に、静岡県の第4次地震被害想定により見直される予定です。



【凡 例】

	延焼速度が大きい順に上位20%以内
	延焼速度が大きい順に上位20～40%
	延焼速度が大きい順に上位40～60%
	延焼速度が大きい順に上位60～80%
	延焼速度が大きい順に上位80～100%

【参 考】 ランク区分

ランク	区 分	延焼速度の目安 (風速5m/sの場合)	延焼の危険性
5	延焼速度が大きい順に 上位 20%以内	24m/時以上	木造密集地域であり建ぺい率も高いため、 火災が発生すると延焼拡大を避け、地域の ほぼ全域が焼失する危険性がある。
4	延焼速度が大きい順に 上位 20～40%	14m/時以上 24m/時未満	木造建物が多く存在するため延焼拡大しや すい延焼拡大しても地域内で焼け止まりや すいと考えられる。
3	延焼速度が大きい順に 上位 40～60%	10m/時以上 14m/時未満	木造建物がある程度存在するものの、空 地又は耐火建物等が多いことから、延焼 拡大しても早期に焼け止まり、大規模な延 焼火災は発生しにくい。
2	延焼速度が大きい順に 上位 60～80%	6m/時以上 10m/時未満	木造建物がある程度存在するものの、空 地が多いため、延焼拡大する危険性は低い。
1	延焼速度が大きい順に 上位 80～100%	6m/時未満	木造建物がほとんど存在しない地域が多く、 延焼拡大する危険性はかなり低い。

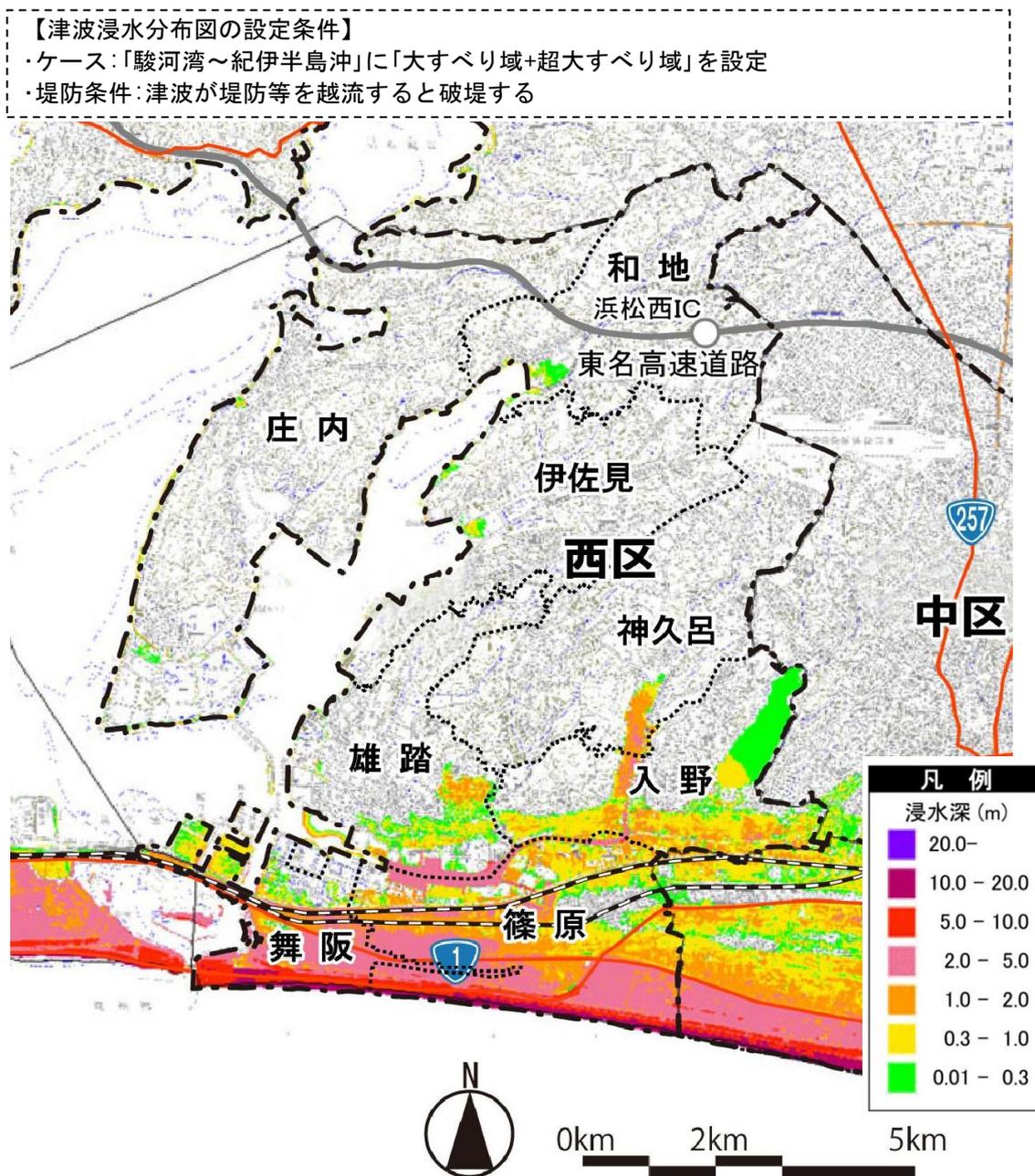
推定火災延焼危険度

(出典：静岡県第3次地震被害想定 (平成13年5月))

II-1-5 津波の浸水想定

- ・平成24年8月に内閣府から発表された「南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域及び被害想定」は、最大クラスの地震・津波を推計したものです。
- ・地震発生からおよそ20分後には海岸線で10mを超えると推計されています。
- ・ただし、地震後は想定にとらわれず、すぐに少しでも高いところに避難するなどの行動をとりましょう。

※平成25年度に、静岡県第4次地震被害想定により見直される予定です。



津波浸水分布図

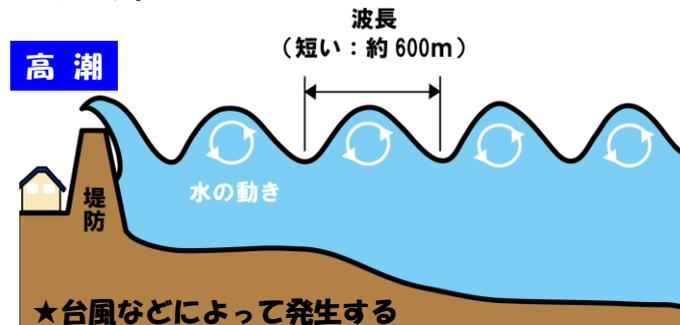
(出典: 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)
(平成24年8月29日、内閣府発表))

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000、50000、25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平成24情複、第356号)

【参考】

■津波と高潮の違い

- ・津波はプレート境界で起こる地震によって海面が盛り上がることに発生します。
- ・津波は、台風などにより発生する高潮と異なり、波長が長いため、「水の壁」のようになって陸地に向かってきます。



津波と高波の違い

■津波の速さと高さ

- ・津波は発生時にはジェット機並の速さで進み、水深が浅くなるにつれて遅くなります。
- ・ただし、陸上に到達する時点でも時速36km(100mを10秒で走る速さ)であり、走って逃げられる速さではありません。

※地上での津波高は地震の規模や地形条件によって変わります

- ・また、水深が浅くなるほど速さが遅くなるため、後からの波が前の波に追いつき、高い津波となります。

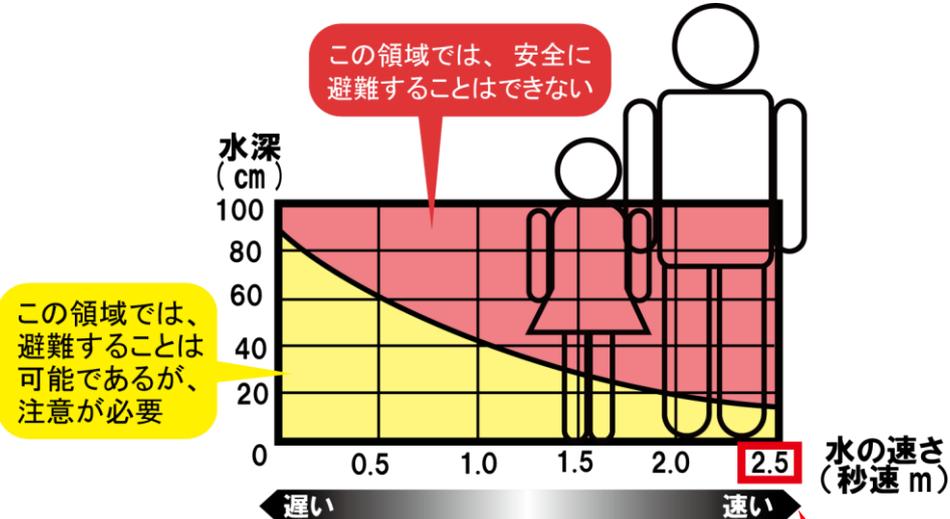


津波の速さと高さのイメージ (出典：内閣府資料)

【参考】津波の威力

津波の威力はすさまじく、人はわずかな水深でも流されてしまいます。

水中歩行の困難度（成人男性による水中歩行実験より）



【図の読み方】

例えば、50cm（成人男性の膝程度の水深）では、歩行による避難可能な水の深さは、秒速0.7mまで

⇒水の速さが時速9kmでも20cmの水深で歩行困難となる。
津波は時速36kmといわれており、わずかな水深でも歩くことは不可能

資料：利根川の洪水、利根川研究会編（1995）

また建物についても、東日本大震災の津波被害調査やこれまでの研究から、津波の浸水深と建物被害の目安が以下のようになっています。木造家屋については、浸水深 2m を境に被害が大きくなります。

津波波高と被害程度

津波波高(m)	1	2	4	8	16	32
木造家屋	部分的破壊			全面破壊		
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリートビル	持ちこたえる					全面破壊

（出典：首藤伸夫「津波強度と被害」 1992年津波工学研究報告第9月号 p.101～136）

II-2 風水害

II-2-1 新川および新川に流れ込む川のはん濫による浸水想定

- ・近年は集中豪雨が頻発しており、新川のような中小河川のはん濫の危険性が高まっています。
- ・また、下図にはありませんが、新川流域以外でも、伊佐地川や花川などの河川沿いも水害に対する注意が必要です。



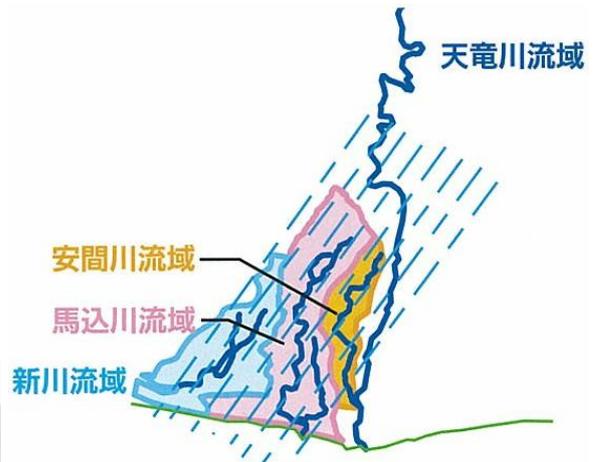
新川流域の浸水想定区域図 (出典:浜松市洪水ハザードマップ)

【注意】

- ・この図は、新川や新川に流れ込む川（堀留川、東神田川、九領川）の各浸水想定区域図を重ね合わせて、最大浸水深を表示したものです。
- ・一カ所の決壊でこれだけの範囲が洪水するわけではありません。堤防の決壊地点によって浸水する範囲は異なります。
- ・色のついてない場所でも雨の降り方によっては浸水する可能性があるため注意が必要です。

【参考】中小河川の洪水発生のしくみ

- ・市内の中小河川は天竜川に比べて流域面積が小さく、降った雨がすぐに川に流れ込みます。
- ・そのため、集中豪雨はこれら中小河川のはん濫や内水はん濫の原因になります。
- ・近年は浜松市でも集中豪雨が多発する傾向にあり、注意が必要です。



【参考】安間川・馬込川などの洪水ハザードマップの考え方

安間川・馬込川・新川各浸水想定区域図

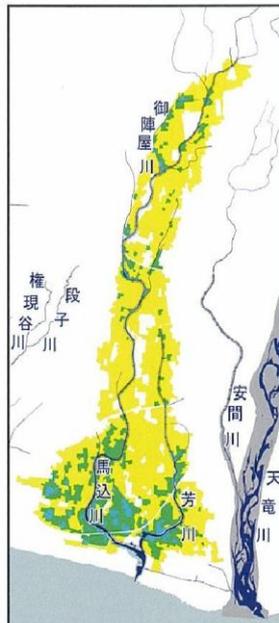
各河川の浸水想定区域図（下の3つの図）は、天竜川と同じように、多くの堤防決壊箇所を設定するなどして計算した結果を重ね合わせて作成されています。

安間川、馬込川、新川の各浸水想定区域図を重ね合わせて、最大浸水深を表示した図が右の浸水想定区域図です。

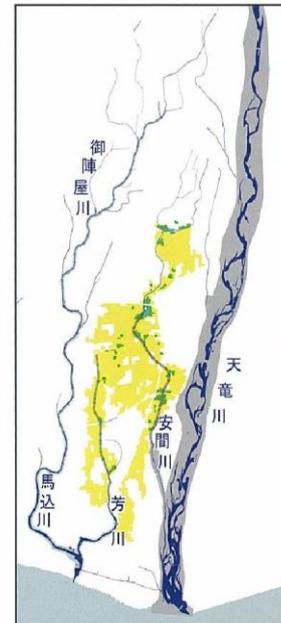
注意！ 一箇所の決壊でこれだけの範囲が浸水するわけではありません。堤防の決壊地点によって浸水する範囲は異なります。



新川浸水想定区域図



馬込川浸水想定区域図

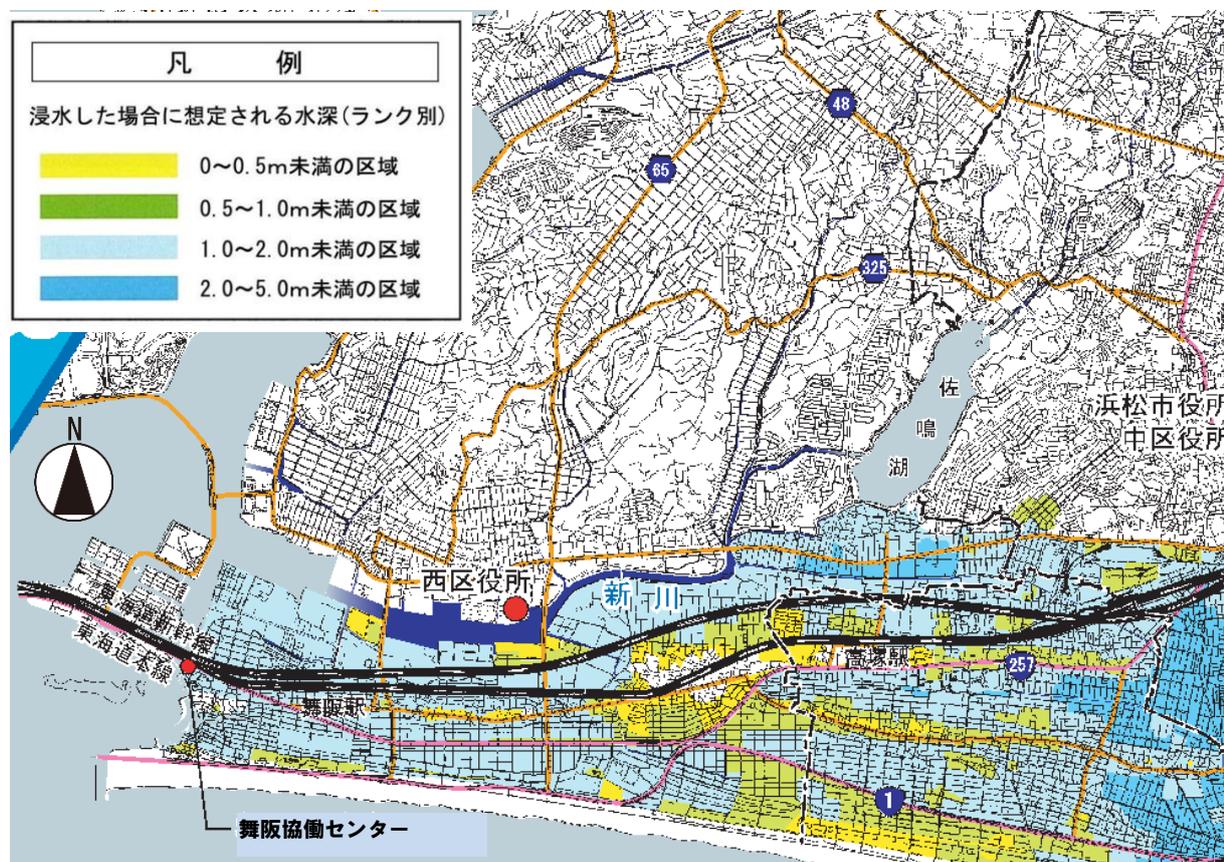


安間川浸水想定区域図

（出典：浜松市洪水ハザードマップ）

II-2-2 天竜川のはん濫による浸水想定

- ・近年、天竜川は、はん濫していませんが、ひとたびはん濫すると大きな被害につながります。市内で雨が降っていない場合でも上流で大雨が降っている時は注意が必要です。



天竜川の浸水想定区域図（出典：浜松市洪水ハザードマップ）

【注意】

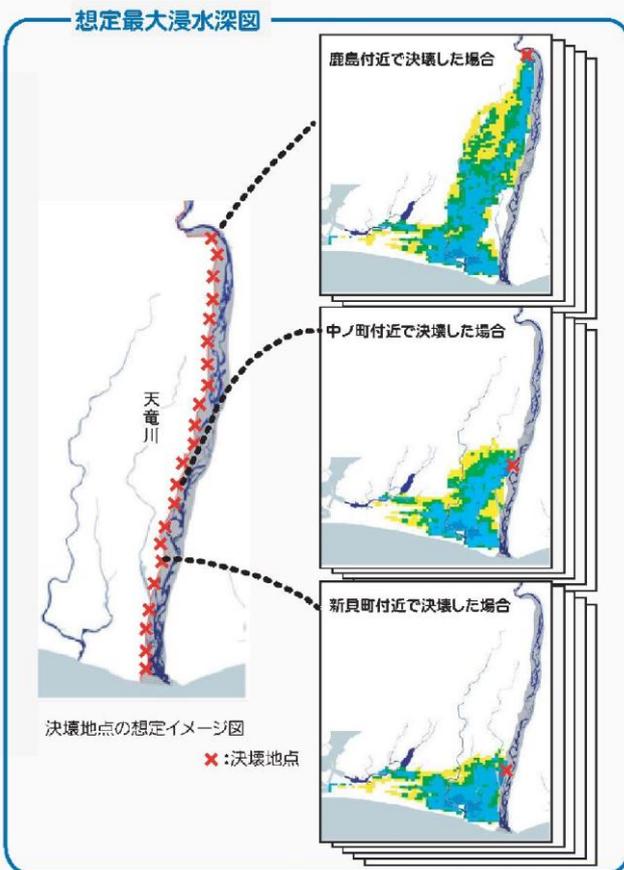
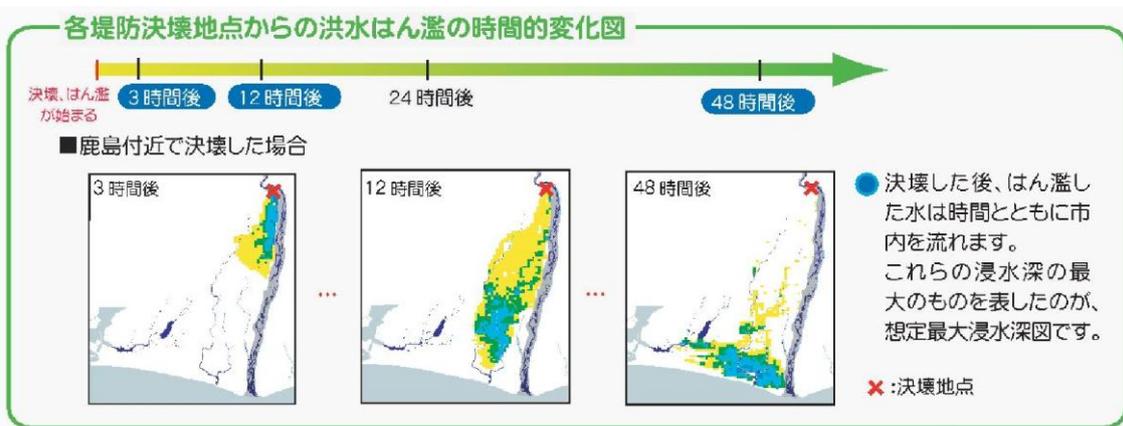
- ・この図は、堤防の決壊（壊れる）地点を複数設定し、その地点ごとにはん濫した場合の浸水の最大の範囲や深さをそれぞれ求めて、それらの計算結果を重ね合わせて、浸水範囲と深さが最大となる場合を表示したものです。
- ・天竜川の流域全体におおよそ150年に1度程度の大雨が降って、川が増水し堤防が決壊した場合に想定される浸水の範囲と深さを示しています。
- ・一カ所の決壊でこれだけの範囲が洪水するわけではありません。堤防の決壊地点によって浸水する範囲は異なります。
- ・色のついてない場所でも降り方によっては浸水する可能性があるため注意が必要です。

【参考】天竜川の洪水発生のおくみ

- ・天竜川の流域面積（降った雨が集まる範囲）は広く、長野県などにわたります。
- ・天竜川は他の中小河川（安間川、馬込川など）とは異なり、広い流域全体に大雨が降らない限り洪水は発生しにくいですが、一度洪水が発生すると大規模な洪水につながります。
- ・流域が長野県にまたがることから、浜松市内で雨が降っていない場合でも洪水が発生する可能性があります。このため、長野県周辺の停滞前線や大きな台風上陸にも注意が必要です。



【参考】天竜川の洪水ハザードマップの考え方



堤防の決壊(壊れる)地点を複数設定し、その地点ごとにはん濫した場合の浸水の最大の範囲や深さをそれぞれ求めて、それらの計算結果を重ね合わせて、浸水範囲と深さが最大となる場合を表したものです。

注意！ 一箇所の決壊でこれだけの範囲が浸水するわけではありません。堤防の決壊地点によって浸水する範囲は異なります。

(出典: 浜松市洪水ハザードマップ)

II-2-3 重要水防箇所

- ・重要水防箇所とは、洪水時に危険が予想され重点的な重視点検が必要な箇所です。(詳しくは用語集を参照)
- ・浜松市地域防災計画(平成24年4月)における重要水防箇所は、以下のとおりです。

県管理区間重要水防箇所

番号	河川名	ランドマーク及び地先名		左右岸	延長(m)	位置(自~至)	重要度	注意を要する理由	水工防法	備考
		区	町・大字							
県B6	堀留川	新川合流点~新川橋の上流300m		左右	2,100	0.0K ~ 2.1K	B	断面狭小	積土のう工	二級
		西区	いりのちょう 入野町							
県B7	東神田川	新川合流点~うめがや橋上流150m		左右	500	0.0K ~ 0.5K	B	越水	積土のう工	二級
		西区	かみがやちょう 神ヶ谷町							
県B8	東神田川	山神橋~神田橋		左右	1,200	4.6K ~ 5.8K	B	断面狭小	積土のう工	二級
		西区	にしやまちょう 西山町							
重要度B・合計		3箇所		3,800						

【参考】水害の種類

(1) 外水はん濫

- ・河川の堤防が壊れたり、水が堤防を越えて市内に浸水することをいいます。
- ・洪水ハザードマップはこの外水はん濫を想定して作成されています。(洪水ハザードマップは2-14、2-16ページを参照)



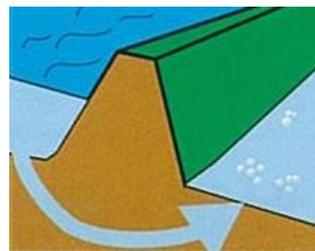
(2) 内水はん濫

- ・大雨で河川の水位が上がり、市内に降った雨が河川に排出できずにそのまま溜まり、側溝や下水道・排水路だけでは流すことができなくなってあふれることです。



(3) その他

- ・外水・内水はん濫以外にも天竜川の水位が上がった場合、地下水の影響で冠水することがあります。
- ・堤防付近の居住者は早期の避難が必要です。



(出典:浜松市洪水ハザードマップ)

【参考】その他風水害の種類

(1) 竜巻

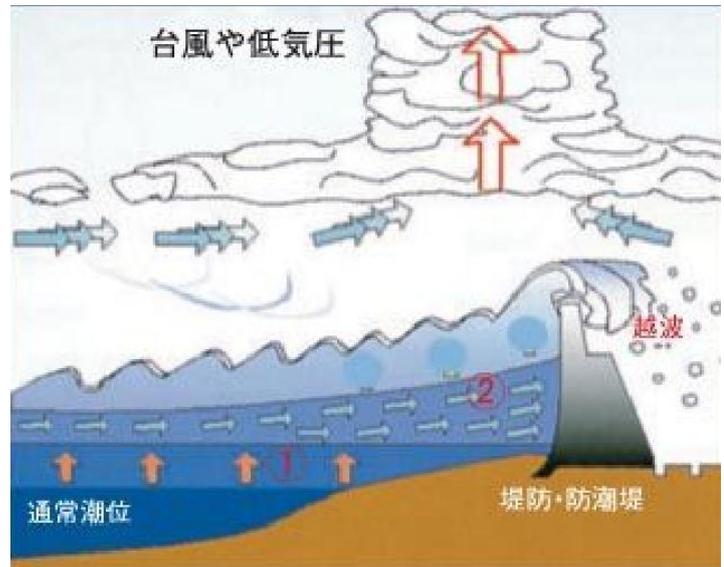
- ・台風、前線（梅雨前線、寒冷前線）、寒気の流入など、積乱雲や積雲ができやすい状況において、強い上昇気流が回転することにより発生します。
- ・1年を通じて発生しますが、特に秋に多く発生します。



竜巻の被害の特徴（出典：気象庁ホームページ）

(2) 高潮

- ・台風や低気圧の中心付近では気圧が低いため、その部分の空気が海面を吸い上げるように作用する結果、海面が上昇します。
- ・台風などによる強風が沖から海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられ、海面が上昇します。
- ・また、台風の接近に伴い、風で大きな波も発生して、海面がさらに高くなります。



高潮発生のイメージ（出典：気象庁ホームページ）

【参考】

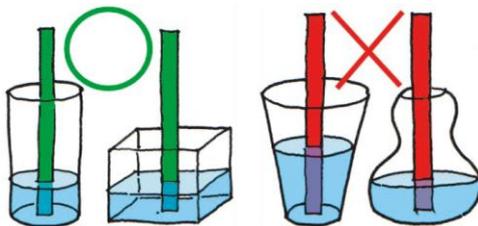
■雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	人の受ける イメージ	屋外の様子	災害発生状況
10以上20未満	ザーザーと降る	地面一面に水たまりがで きる	・この程度の雨でも長く続く時は注意 が必要
20以上30未満	どしゃ降り		・側溝や下水、小さな川があふれ、小 規模のがけ崩れが始まる
30以上50未満	バケツをひっくり返し たように降る	道路が川のようになる	・山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危 険地帯では避難の準備が必要 ・都市では下水管から雨水があふれる
50以上80未満	滝のように降る (ゴーゴーと降り続 く)	水しぶきであたり一面が 白っぽくなり、視界が悪 くなる	・都市部では地下室や地下街に雨水が 流れ込む場合がある ・マンホールから水が噴出する ・土石流が起こりやすい ・多くの災害が発生する
80以上	息苦しくなるような圧 迫感がある。恐怖感を 感ずる		・雨による大規模な災害の発生するお それが強く、厳重な警戒が必要

■雨量計測方法

- ・「降水量」とは、ある時間内に降った雨や雪などの量で、降水が流れさらずに地表面を覆ったときの水の深さを示します。(雪の場合は、溶かして水にした時の深さ)
- ・家庭でも簡易的に雨量を計測し、自主避難の目安とすることができます。

■家庭でもできる雨量計測



- ①屋外の屋根のない場所で、コップや水そうなどの底が平らな容器を置きましょう。
- ②1時間が経過したら定規をあてて、何mmか見てみましょう。

- ・注意の目安は、1時間雨量 50 mmです。(中小河川のはん濫が始まるとされるのは1時間雨量 60~70 mmです)
- ・いつもより異常に雨が降っているときは、避難勧告が発令されていなくても自主避難を開始しましょう。

【参考】風の強さの目安

平均風速 (m/秒)	予報用語	人への影響	屋外・樹木の 様子	車に乗っていて	建造物の被害
10以上 15未満	やや 強い風	風に向って歩 きにくくなる。 傘がさせない	樹木全体が揺れ る。電線が鳴る	10m/秒で道路の吹流しの角 度が水平となる。高速道路 で乗用車が横風に流される 感覚を受ける	取り付けの不完 全な看板やトタ ン板が飛び始め る
15以上 20未満	強い風	風に向って歩 けない。転倒す る人もでる	小枝が折れる	高速道路では、横風に流さ れる感覚が大きくなり、通 常の速度で運転するのが困 難となる	ビニールハウス が壊れ始める
20以上 25未満	非常に 強い風	しっかりと身 体を確保しな いと転倒する			
25以上 30未満	猛烈な風	立ってられ ない。屋外での 行動は危険	樹木が根こそぎ 倒れはじめる	車の運転を続けるのは危険 な状態となる	ブロック塀が壊 れ、取り付けの 不完全な屋外外 装材がはがれ、 飛び始める
30以上					屋根が飛ばされ たり、木造住宅 の全壊が始まる

(注1) 表に示した風速は、10分間の平均風速です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍以上になることがあります。

(注2) 「強い風」や「非常に強い風」以上の風が吹くと予想される時は強風注意報や暴風警報を発表して警戒を呼びかけます。なお、注意報、警報の基準は地域によって異なります。

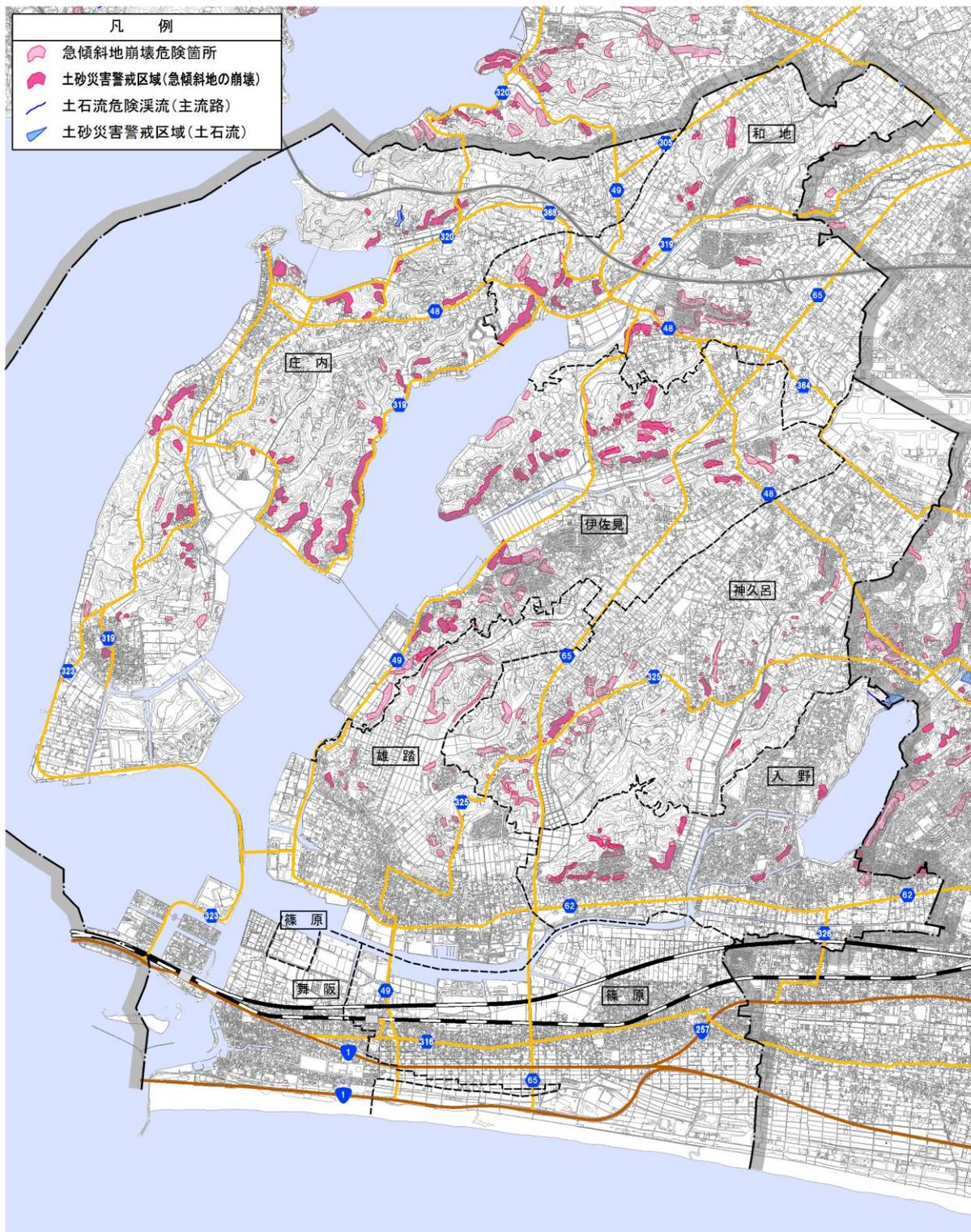
(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに大きく影響されます。風速は、風速計が置かれている地点での観測値ですが同じ市町村であっても周辺の地形や地物の影響で風速は異なります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(出典：気象庁ホームページ)

II-3 土砂災害

II-3-1 土砂災害危険箇所



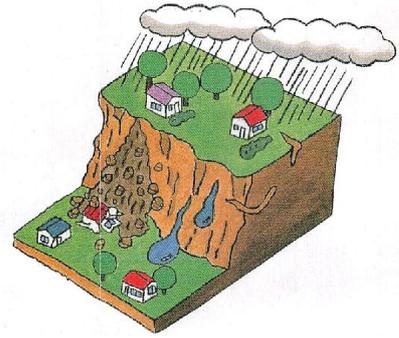
※凡例の用語の説明は、次頁または用語集を参照

西区における土砂災害危険箇所（平成 24 年 3 月現在）

○土砂災害のしくみ

■がけ崩れ・山崩れ

- ・斜面が突然崩れ落ちる災害です。
- ・崩れた土砂は斜面の約2倍の距離まで達することがあります。
- ・地震や大雨、長雨で地面に水がしみこんで発生しますが、前ぶれがあまりなく突然発生します。
- ・スピードが速いため、家屋近くで発生した場合、逃げ遅れることが多い災害です。



▼こんなときは注意しよう

- ◎がけに割れ目が見える
- ◎がけから水が湧き出ている
- ◎がけから小石がぼらぼらと落ちてくる
- ◎がけから木の根が切れる等の音がする



こんな所が危険です！

- がけにひび割れが発生しているところ。
- がけの上部がせり出しているところ。
- 急ながけで高いところ。
- がけから水がわき出したり、がけの表面を水が流れているところ。

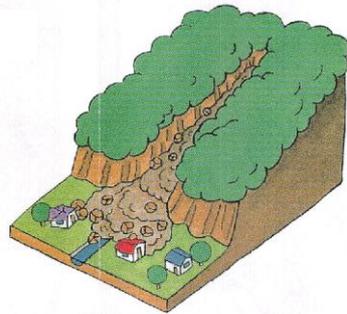
(出典:浜松市土砂災害防災マップ)

※**急傾斜地崩壊危険箇所**：がけ崩れの危険性があり、人家や学校・病院などの公共施設に被害が出ると想定される区域のこと。静岡県が指定している。

※**土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）**：急傾斜地の崩壊が発生した場合に住民などの生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。静岡県が指定している。

■土石流

- ・山腹や川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などの大量の水と一緒に、津波のように襲ってくる災害です。
- ・流下速度は20～40km/h（自動車並みのスピードです）
- ・ゾウの数倍の大きな岩が混じった土石流もあり、家や田畑を押し流してしまいます。



▼こんなときは注意しよう

- ◎山鳴りがする
- ◎急に川の流れが濁り流木が混ざっている
- ◎雨が降り続いているのに川の水位が下がる
- ◎腐った土の臭いがする



こんな所が危険です！

- 谷川に大きな石がごろごろあるところ。
- 裏山に急な谷川があるところ。
- 過去に谷を流れた土石流が谷の出口のところに堆積してきた扇状地のところ。

(出典:浜松市土砂災害防災マップ)

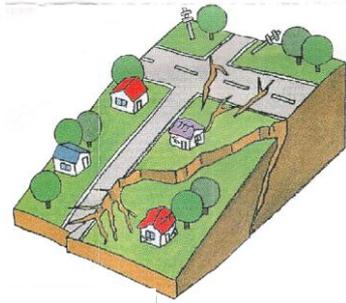
※**土石流危険渓流（主流路）**：土石流発生の危険性があり、人家や学校・病院などの公共施設に被害が出ると想定される渓流のこと。静岡県が指定している。

※**土砂災害警戒区域（土石流）**：土石流が発生した場合に住民などの生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。静岡県が指定している。

【参考】

■地すべり

- ・地下水が粘土のようなすべりやすい地層にしみ込み、そこから上の地面がすべり出す災害です。
- ・普段は1日に数mm程度でゆっくりと動きますが、突然スピードを増すことがあります。
- ・広い範囲で地面がすべり、家屋や道路を崩壊させます。



(出典:浜松市土砂災害防災マップ)



※地すべり防止区域: 地すべり発生の危険性があり、人家や道路・河川・官公署などの公共施設に被害が出ると予想される区域のこと。国が指定している。

※地すべり危険箇所: 地すべり発生の危険性があり、人家や道路・河川・官公署などの公共施設に被害が出ると予想される区域のこと。静岡県が指定している。

II-4 西区の災害特性のまとめ

(1) 区全体

【自然条件、社会条件】

- ・三方原台地とその周辺のがけ地、海岸平野によって地形が形成されています。また、浜名湖岸は埋立て地となっています。

【災害の履歴】

- ・大地震に伴う家屋倒壊や津波被害、豪雨に伴う河川はん濫や高潮、および丘陵地の山崩れなど様々な災害が発生してきた地域です。

(2) 地区別

【三方原台地】

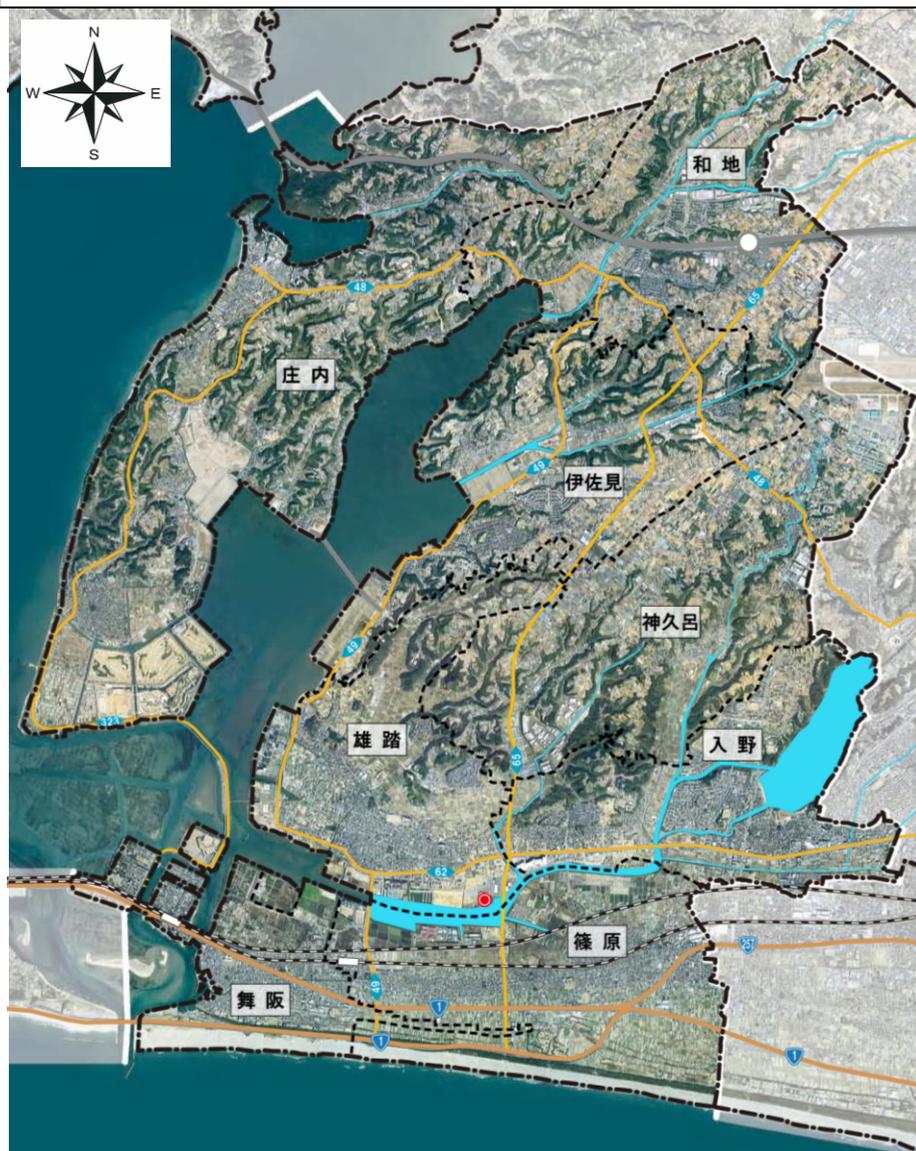
- ・内陸部から庄内地区の半島まで続く台地は、おおむね海拔10m以上となっている
- ・古くから礫、砂、粘土などが堆積し、しまった比較的強い地盤である。しかし、雨風にさらされてもろくなっている部分もあり、急傾斜地では、がけ崩れに注意が必要である

【浜名湖沿岸部・河川沿い】

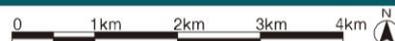
- ・浜名湖沿岸部は海拔2～4m程度で、2m未満の所も多くなっている。谷地形にある川沿いは、おおむね4m未満といずれも低地になっている
- ・埋立地や砂、泥の軟弱な地盤が多く、地震による液状化の危険性が高い
- ・過去に多くの津波に襲われた記録が残っている
- ・浜名湖沿岸部は、台風時に高潮のおそれがある
- ・大雨時は河川のはん濫などにより浸水するおそれがある。

【遠州灘沿い】

- ・平野部は、海拔2～4mの所が多く、一部2m未満の場所もある
- ・海岸沿いは、海拔4～10m程度の堤防が続いている
- ・地層は砂が堆積し、比較的強い地盤だが、地下水位の高い所では地震による液状化の危険性がある
- ・過去の大地震で津波が襲った記録が数多く残っている
- ・台風時は高潮のおそれがある



西区の災害特性のまとめ



Ⅲ 災害から身を守る

Ⅲ-1 避難行動の考え方

(1) 住んでいる地域の危険性を知ろう

- ・大地震やそれに伴う津波は過去に繰り返し発生し、大きな被害を受けてきました。
- ・また、近年集中豪雨が頻発するなどにより、風水害や土砂災害の危険性も高まっています。
- ・この計画に掲載されている地形・地質や過去の災害履歴などから、自分の住んでいる地域の危険性を確認しましょう。

(2) 災害が起こる前に備えよう

- ・国による南海トラフ巨大地震の被害想定では、西区において最大震度7と想定されています。
- ・震度7とは、耐震性の低い木造建物が倒壊し、室内もほとんどの家具が大きく移動する強い揺れであり、身を守るためには事前の備えが不可欠です。
- ・また、集中豪雨の頻発などによる、風水害や土砂災害に対しても常に備えが必要です。
- ・家の耐震化、家具の固定、備蓄品の準備など、事前の備えを必ず行いましょう。

(3) 想定にとらわれず避難しよう

- ・東日本大震災では、津波の被害想定範囲外の住民も多く被災しました。
- ・過去の災害経験や被害想定にとらわれることなく、可能な限り安全な場所に避難できるよう、普段から避難経路や避難場所を検討しておきましょう。

(4) 自ら判断し最善を尽くして避難しよう

- ・家族の状況、テレビ・ラジオなどからの情報、家の周りの状況などを踏まえ、市からの避難情報（避難勧告や避難指示など）を待たず、自ら判断して早めに避難しましょう。
- ・反面、大雨の時などは、無理に避難所に向かうことで危険なことがあります。状況に応じ、自宅や近くの知人宅などの2階以上に避難するなど、最善策を考え行動に移しましょう。

(5) 津波からは率先して避難しよう

- ・人間は、「自分は危ない目に遭わない」と都合よく思い込み、心を落ち着かせようとする特性があります。（これを「正常化バイアス」（3-2 ページ参照）といいます）
- ・津波は地震後すぐに海岸に到達し、速いスピードで迫ってきます。大きな揺れや長い揺れを感じたら、津波が来ると考え、勇気を持って率先して避難することが大切です。
- ・あなたが「津波だ、逃げろ」と叫びながら避難することで、周りの人たちの避難行動を促すことができます。

【参考】正常化バイアスとは？

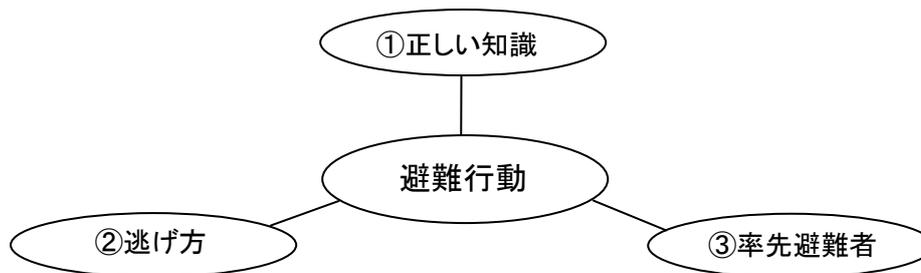
災害時に陥りやすい心理状態（東日本大震災の教訓より）

東日本大震災の津波被害を踏まえた浜松市の津波対策 中間報告書
(平成 23 年 10 月 浜松市津波対策プロジェクト会議)より抜粋

(1) 東日本大震災の教訓

東日本大震災の津波避難にかかわる教訓として次の3点が挙げられる。

- ①釜石市の小中学生が防災教育を活かして無事であった(釜石の奇跡)。しかし、これは奇跡ではなく、長年の地道な津波避難訓練などの必然的な結果であった。
- ②近所の人から、「津波が来るから逃げないと危ない」と言ってくれたことで、避難のきっかけになった。人は、津波は来ないと自分の都合のいいように思い込み(正常化バイアス)、避難行動に移れなかった。
- ③避難したら他人におかしいと思われるかもしれないと思い(多数性同調バイアス)、人は避難を始められなかった。つまり、過去に経験したことのない出来事が突然身の周りに起きた時、その周囲に存在する多数の人の行動に左右されてしまった。



(2) 津波避難方法の基本的考え方

前述の教訓から本市の津波避難方法の基本は、次の3点である。

- ①正しい知識
 - ・ 災害図上訓練(DIG 訓練)や防災講座を通して、**津波知識、地域の危険箇所を把握する。**
(例えば、ブロック積倒壊の危険のある箇所を回避する避難ルート)
 - ・ 小中学校の児童・生徒を対象に防災教育を行い、親へ波及させる。
- ②逃げ方
 - ・ **大きな揺れを感じたら、すぐ避難!**(サイレンやTV情報を待たずに)
 - ・ **逃げながら大声で「津波だ!逃げろ!」**と言いながら、逃げられないでいる住民の避難意識にスイッチを入れる。
 - ・ **家族は必ず安全な場所へ避難していると信じて、自分ひとりでも高いところへ早く逃げる**(ただし、事前に家族と避難する場所や連絡先などの取り決めが必要)。
- ③率先した避難者
 - ・ **自ら率先して避難者となり、周辺住民の避難のきっかけとなる。**

III-2 地震・津波から身を守る

III-2-1 避難のタイミングと行動

(1) 突発的に地震が発生した場合

地震発生～グラツときたら

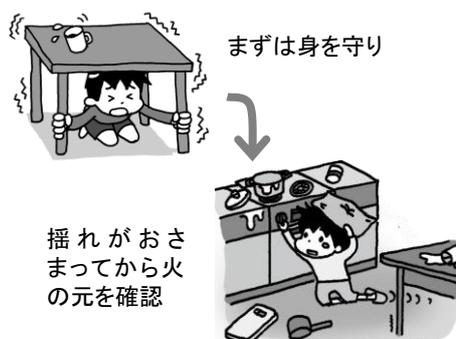
- ・頭部を守るなど、可能な範囲で身を守る
- ・あわてて外に飛び出さない

緊急地震速報に注意する

最大震度 5 弱以上が予測される場合、強い揺れが始まる数秒～数 10 秒前に、緊急地震速報がテレビ、ラジオ、携帯電話などで報じられることがある

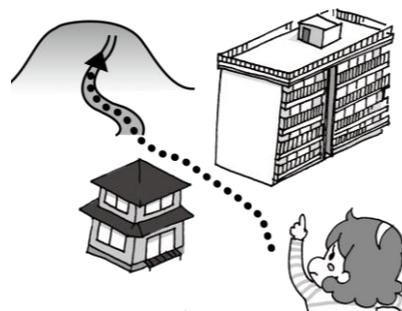
地震の揺れから身を守る

- ・机の下にもぐる
- ・家具から離れ、安全な場所に逃げ込む
- ・揺れている間は無理にコンロなどの火を消さない
※大地震時はマイコンメーターにより自動的にガスが遮断される
- ・玄関のドアや外に通じる窓を開け、避難路を確保する



すぐに高い場所へ避難

- ・強い揺れや長い揺れ（1 分以上）がおさまったら津波警報などの情報を待たずに避難する
- ・津波避難施設や高台など、可能な限り、より高い所へ避難する
- ・日ごろから家族で話し合い、自宅、学校、勤務先など、いろいろな場所からの避難場所を考えておく



津波警報などが解除されるまでは自宅に戻らない

【参考】液状化が発生したら

- ・道路から砂や泥が噴き出して地盤が傾き、道路や橋が通行できなくなることがあります。また、上下水道・ガスの寸断や建物が傾くなどのおそれがあります。
 - ・日ごろから、避難場所まで複数の経路を確認しておき、道路などが通行できない場合に備えましょう。
- 避難経路の確認は、4-31ページ参照
- ・また、支援物資の到着が遅れることを想定し、十分な非常備蓄品などの備えをしておく必要があります。
 - ・ライフラインの寸断により水が使えないことも想定し、飲料水や便袋などの備えも大切となります。
- 備蓄品のチェックは、4-25 ページ参照



液状化の被害例

(上写真出典：「阪神・淡路大震災被害調査報告書」(社)建設コンサルタンツ協会)

(2) 地震の予知に関する情報が出された場合(東海地震)

- ・気象庁が、東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合、東海地震に結びつくかどうかを「東海地震に関連する調査情報」により発表します。
- ・テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて発表されます。
- ・情報の種類および主な防災対応は以下のように定められています。

低

東海地震に関連する調査情報

- ・毎月の定例の判定会で評価した調査結果のほか、通常と異なる変化が観測された場合は、臨時で調査状況が発表される
- ・テレビ、ラジオなどの情報に注意し、平常どおり生活する

危険度

東海地震注意情報

観測現象が東海地震の前兆である可能性が高まった場合

テレビ、ラジオなどの情報に十分注意し、国や自治体から出される情報に従って行動する

- ・避難の必要はないが、避難の準備(非常持出品の確認、子どもの引取り、戸締り、火の元の確認など)を済ませる
- ・避難に時間のかかる災害時要援護者(4-38 ページ参照)はこの段階で避難を始める

高

東海地震予知情報

(警戒宣言発令)

東海地震発生のおそれがある場合

テレビ、ラジオなどの情報に十分注意し、国や自治体から出される情報に従って行動する

- ・津波やがけ崩れなどの危険が予想される地域にいる人は、安全な場所にすぐ避難する
 - ・自宅の耐震性に不安がある人は、屋外の安全な場所(公園、広場、グラウンドなど)に避難する
- ※警戒宣言発令時のサイレンパターンは、45秒鳴、15秒休

※東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合などは、いずれの情報も解除されます。

※上記の内容は平成24年10月現在のものです。

【参考】東海地震の予知と警戒宣言について（浜松市ホームページより抜粋）

（１）東海地震の予知について

- ・現在、県内には、地震予知観測のため 370 カ所以上に観測機器が設置されており、そのうちのおよそ 1/3 のデータは、東京にある気象庁へ電話回線を利用して自動的に送られ、24 時間監視されています。

（２）警戒宣言について

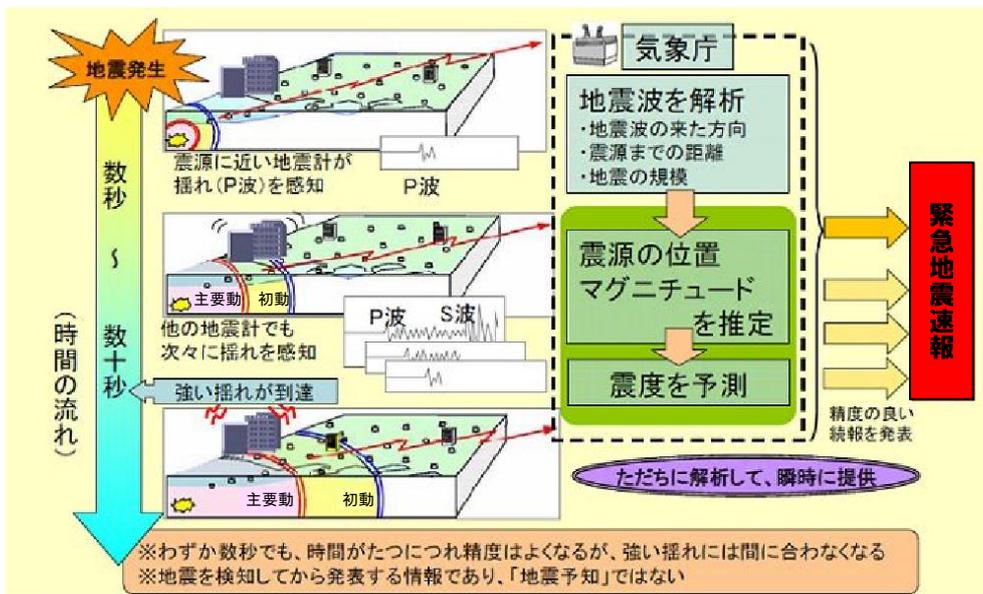
- ・「警戒宣言」とは「2～3 日以内(または数時間以内)にマグニチュード 8 程度の大地震(東海地震)が発生し、静岡県全域が震度 6 弱以上の地震の揺れに襲われる」という宣言であり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保を行ってください」というものです。
- ・気象庁で、観測データに東海地震の前ぶれと見られる異常現象が確認された場合、ただちに「地震防災対策強化地域判定会」が開催されます。判定の結果、東海地震の発生が予想される場合には、気象庁長官が「東海地震予知情報」を発表し、内閣総理大臣に報告します。内閣総理大臣は、閣議で決定した後、静岡県の全域を含む「地震防災対策強化地域」に対して「警戒宣言」を発令します。

III-2-2 避難するために知っておく情報

（１）情報の種類

①緊急地震速報

- ・気象庁がテレビ、ラジオ、携帯電話などを通じて発表します。
- ・最大震度 5 弱以上が予想される場合、地震発生直後に関連地域へ揺れの到着時刻や震度を予測して通知する予報・警報です。
- ・強い揺れが始まる数秒から数十秒前に発表され、とっさに身の安全を確保するために有効な情報です。
- ・なお、震源に近い地域では発表が間に合わないことがあります。



緊急地震速報の仕組み（出典：気象庁ホームページ）

②津波に関する情報

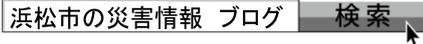
- ・強い揺れや長い揺れ（1分以上）を感じた場合は、津波に関する情報を待たずに、すぐに高いビルや高台へ避難しましょう。
- ・また、遠方で発生した大地震など、浜松市で強い揺れを感じなくても津波が到達する場合があります。特に津波警報や大津波警報がテレビ、ラジオ、同報無線のサイレンなどで伝えられたら、ただちに津波避難施設や高台へ避難しましょう。
- ・東日本大震災を踏まえ、気象庁により津波警報の内容や発表のタイミングの見直しが進められており、平成 25 年 3 月から下表の内容で運用予定です。

津波警報などの発表基準

名 称	津波予想高さの区分 (発表する津波の高さの数値表現)	必要な避難行動	サイレン吹鳴パターン
大津波警報	10m 以上 (10m 超) 5m~10m (10m) 3m~5m (5m)	ただちに高いビルや 高台に避難する	 (3 秒鳴) (2 秒休) ⇒9 回繰り返し
津波警報	1m~3m (3m)		 (5 秒鳴) (6 秒休) ⇒9 回繰り返し
津波注意報	0.2m~1m (1m)	ただちに海の中や 海岸から離れる	 (10 秒鳴) (2 秒休) ⇒9 回繰り返し

(2) 情報の入手先

- ・地震に関する情報、最新の災害情報は、以下から入手できます。

種 類	情報先	入手方法	入手できる情報
FMラジオ	エフエム ハロー F m H a r o !	周波数 76.1MHz	・災害情報 ・避難所開設状況 など
インター ネット	浜松市 Y a h o o ! ブログ		
	防災気象情報 (気象庁)		・各地の震度 など
電子メール	浜松市 防災ホットメール	登録方法は 4-3 ページへ	・避難所開設状況 など
携帯電話	緊急速報メール (エリアメール)	詳細は 4-4 ページへ	・緊急地震速報 など

III-2-3 避難する時のポイント

(1) 地震・津波からの避難

■ 地震・津波から身を守る7カ条

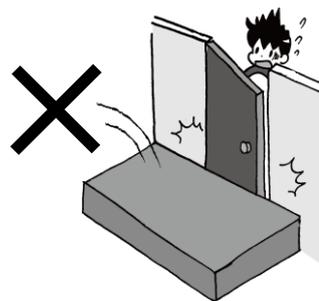
① 寝る部屋は安全な場所に／枕元には懐中電灯などを

- ・地震・津波で最も被害が大きくなるのは、「夜、寝ている時」(特に冬)といわれている
- ・寝室は家具の配置などを工夫し、寝る場所や出入口付近に家具を配置しない
- ・停電や寒さ対策のため、枕元には懐中電灯、携帯ラジオ、くつ・スリッパ、防寒着などを常備する
- ・また、懐中電灯や非常用持出袋などは、揺れで紛失しないように固定しておく
(停電時に点灯するコンセント式の充電式ライトなどが便利)



② 家から外に出るまでの安全ルートを確保

- ・避難の第一歩として、まず家から屋外に出る時間を短縮する必要がある
- ・普段から家具の配置を工夫し、部屋のドア、窓、玄関などの外に通じるルートを確保し、出入口付近や廊下には物を置かない



③ 津波からの避難場所を決め、現地を確認

- ・地震発生後、津波はすぐに海岸に到達する
- ・日中、学校や仕事などで、家族や知人と離れている状況でも連絡を取り合う時間はない
- ・とっさに行動できるよう、日ごろから家族で津波避難ビルや高台などの避難場所を決め、避難ルートや登り口などを確認しておく
- ・自宅以外でも、学校、勤務先などからの避難場所も考えておく



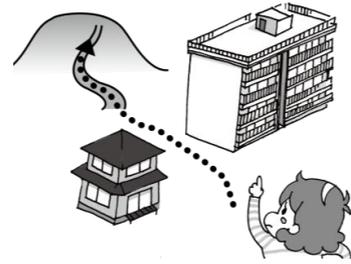
④ 「津波だ」「逃げろ」と呼び掛けながら率先して避難

- ・あなたが呼び掛けながら避難することで、まわりの人たちが避難するきっかけになる
- ・学校や職場でもあなたが率先して避難する



⑤ 想定にとらわれず、可能な限り、高い場所へ避難

- ・東日本大震災では、津波の被害想定範囲外の住民も多く被災している
- ・津波の力はすさまじく、わずかな水深でも人は流されてしまう
- ・想定にとらわれず、可能な限り、より高いところへ避難する



⑥ 津波警報が解除されるまでは避難場所から自宅に戻らない

- ・津波は繰り返し到達し、第1波より、第2波以降が大きい場合もある
- ・東日本大震災でも、いったん避難した後に帰宅し、津波に巻き込まれた人がいる



⑦ 携帯ラジオなどで情報収集

- ・携帯ラジオなどを持って避難すれば、停電時も情報入手できる
- ・浜松市の「防災ホッとメール」の登録を行い、情報を受信できるようにする



(2) 津波警報が解除されたら

① 自宅に住めない状況なら避難所へ

- ・家を離れる時は火災を防ぐためにガスの元栓を締め、電気ブレーカーを切り、施錠する
- ・玄関に行き先をはり、避難する
- ・避難所などに向かう途中、ブロック塀、がれき、切れて垂れ下がった電線などに近づかない
- ・日ごろから近くの避難所や地域で決めた避難場所を確認しておく



② 自宅に住める状況なら自宅へ

- ・隣近所の人の様子を確認し、お互いに助け合う
- ・携帯ラジオなどで正しい情報を入手する



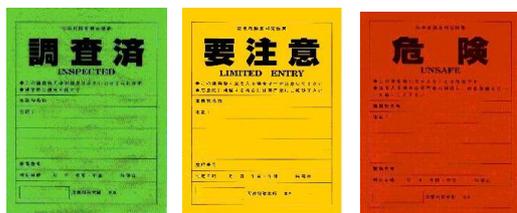
【参考】自宅に住めない状況とは

○自宅が下記のような状態であるときは、避難所へ避難しましょう。

- ・倒壊、火災、浸水などにより生活できない
- ・余震などで倒壊のおそれがある
- ・身の危険を感じる

○また、大地震発生直後から、以下の応急危険度判定が実施される場合があります、建物の状況把握の目安となります（出典：応急危険度判定協議会ホームページ）。

- ・応急危険度判定とは、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判断することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的に行われる
- ・応急危険度判定士は、一級建築士、二級建築士などが講習を受けて登録を行うもので、平成24年3月末日現在で全国で約10万人が登録されている
- ・東日本大震災でも、発生直後より応急危険度判定士が現地に入り、発生後3～4ヶ月程度で調査を行っている



応急危険度判定により家に張り出されるステッカー
（出典：応急危険度判定協議会ホームページ）

<注意>

- ・「応急危険度判定」は、市町村が災害による被害状況を証明する「り災証明」（損害保険の申請時に必要）とは異なります。

(3) 場所や状況に応じた行動

- ・いつどこで被災するか分からない地震に対しては、様々な状況を事前に想像し、いざという時に備えておくことが重要です。
- ・日ごろから危険な場所に近づかない、建物の非常口の確認などを習慣にしておくことが地震時のリスクを低減することにつながります。

① 街なかなど

■ デパート・スーパー

- ・バッグやカゴなどで頭部を保護する
- ・売り場から離れ、壁ぎわに移動する
- ・あわてて屋外に出ず、係員の指示に従う



■ エレベーター

- ・すべての階のボタンを押し、止まった階で降りる
- ・地震発生後は使用しない



■ 地下街

- ・地下街にはおよそ60 mおきに出口が設置されているため、落ち着いて出口を探して避難する
- ・係員の指示に従う



■ ビル、オフィス

- ・机や作業台の下にもぐる
- ・ロッカーなどの大型備品の転倒や、OA機器の落下に注意する

② 移動中

■ 路上

- ・ブロック塀、電柱、自動販売機など倒れやすいものから離れる
- ・割れたガラスや看板などの落下物に注意する
- ・しっかりとした建物に入り落下物を避ける



■ 自動車運転中

- ・徐々にスピードを落とし、身の安全が確保できる道路の左側に停止し、揺れがおさまるまで外に出ない
- ・キーをつけたまま車を離れて徒歩で移動する（車検証は持参する）



■ 鉄道・バス

- ・つり革や手すりにしっかりとつかまる
- ・係員の指示に従う



③山、海、川

■ がけ地など

- ・ がけ地や川の堤防の近くなど、崩れる可能性がある場所からすぐに離れる



■ 海岸、川

- ・ 海岸では津波の危険性があるので、すぐに陸に上がり高い場所に避難する
- ・ 川も津波が遡上する可能性があるため、すぐに離れ高い場所に避難する

④学校

- ・ 机の下にもぐる
- ・ 先生の指示に従い行動する
- ・ 津波警報が解除されるまでは帰宅しない、また保護者も子どもを迎えに行かない



⑤火災が迫った時

- ・ 火災が迫ってきたら、広い道路を通り大きな公園やグラウンドへ避難する



III-3 風水害から身を守る

III-3-1 避難のタイミングと行動

近年は集中豪雨が頻発しており、新川のような中小河川のはん濫が発生しやすくなっているため注意が必要です。

(1) 豪雨の場合

集中豪雨の場合…新川など中小河川のはん濫に注意

- ①1 時間に 60～70mm 以上の雨が降ることが予想される
- ②「大雨警報、洪水警報」が発表された
- ③新川、伊佐地川、花川などの河川の水位が上昇している
- ④浜松市から「避難勧告」が発令された



周囲が浸水していない場合

<例えば>

- ・避難所や身の安全を守れる避難先（高台にある知人宅、自宅の2階以上などできるだけ高い所）へ避難する

周囲が浸水している場合／外に出るのが困難な場合

- ・周囲の道路で浸水が始まっている、台風などで外に出るのが危険な場合は、必ずしも避難所へ行く必要はない
- ・20cm 程度の浸水でも、流れがある場合は危険である
- ・10cm 程度の浸水でも、濁った水で足元が見えない場合は危険である

<例えば>

- ・自宅や身近な高い建物の2階以上など、できるだけ高い所へ緊急的に避難する



(2) 台風の場合

台風接近の場合…暴風雨や高潮に注意

- ①浜松市付近を台風が通過することが予想される
- ②「暴風警報、大雨警報、洪水警報」が発表された
- ③浜松市から「避難勧告」や「避難指示」が発令された

- ・早めに身の安全を守れる避難場所へ移動する
- ・沿岸部では、鉄筋コンクリート造の建物の上階へ避難する
- ・台風通過中は屋外に出ない

(3) 竜巻の場合

竜巻の場合…突然の天候変化に注意

- ①台風が接近している
 - ②空が急に暗くなる
 - ③大粒の「ひょう」が降る
 - ④雲の底から地上に伸びる、円柱状の雲が見える
 - ⑤飛散物が筒状に舞い上がる
- (夜間の場合)
- ⑥ゴーというジェット機のような音がる
 - ⑦気圧の変化で耳に異常を感じる



<屋内にいる場合>

- ・建物の1階（または地下）に移動する
- ・窓を開けない、雨戸やシャッターを閉める
- ・窓から離れ、家の中心部に移動する
- ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る

<屋外にいる場合>

- ・近くの頑丈な建物に移動する
- ・頑丈な建物が近くにはない場合は、近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る

III-3-2 避難するために知っておく情報

(1) 情報の種類

① 気象情報

- ・気象庁から出される大雨などの情報は以下のとおりです。

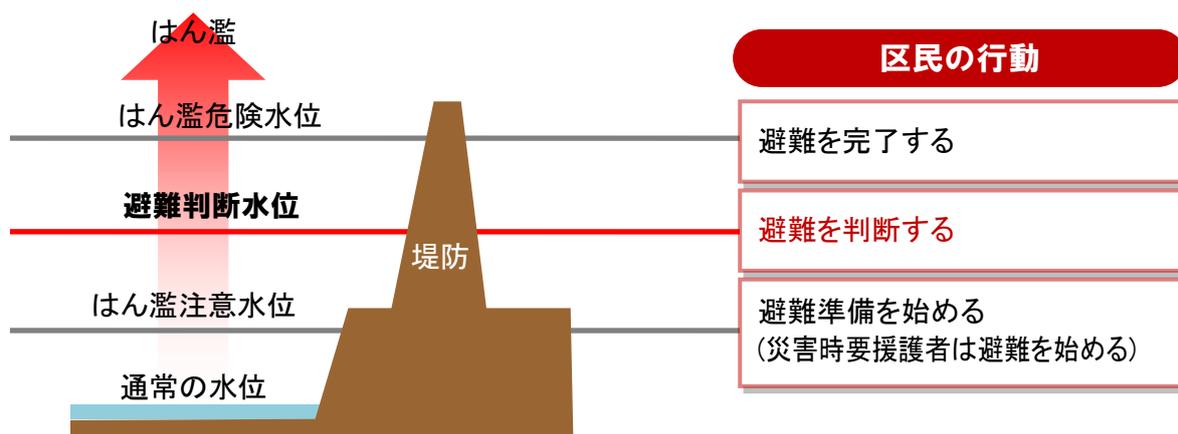
降雨に関する情報（浜松市南部）

種類	発表される条件	発表される基準
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがある	雨量が3時間に40mm以上
洪水注意報	大雨や長雨により川が増水し、洪水によって災害が起こるおそれがある	雨量が3時間に40mm以上
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある	雨量が3時間に70mm以上
洪水警報	大雨や長雨により川が増水し、洪水によって重大な災害が起こるおそれがある	雨量が3時間に70mm以上

② 河川の水位情報

- ・避難の目安となる河川の水位情報は、河川の管理者である国土交通省（天竜川）、および静岡県（その他の中小河川）から提供されます。
- ・水位情報としては、下表のようなものがあり、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて発表されます。
- ・大雨時に直接河川に様子を見に行くことは絶対にしないでください。また、風雨により同報無線や広報車の声が聞こえにくくなりますので、テレビ、ラジオ、インターネットなどで、自ら情報収集を行います。

水位（インターネットなどで確認）



※上図の「避難」とは、指定避難所もしくは自宅や近所の知人宅の2階以上に避難するなど、状況に応じた最善の行動を取ることも含みます。

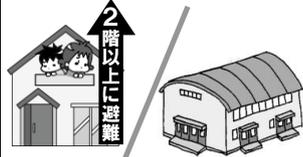
※西区内の河川（新川など）は避難判断水位、はん濫危険水位が設定されていません。避難に際しては、気象情報、避難情報に注意してください。

河川の水位情報と市民の行動の目安

③避難情報

・浜松市から出される避難情報および区民が取る行動は以下のとおりです。

浜松市から出される避難情報および区民の行動

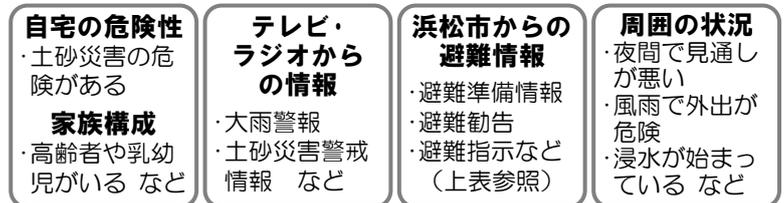
名称／イメージ	考え方	区民の行動
避難準備情報 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者を早めに避難させるために、市長、区長が避難勧告や避難指示に先だって発表するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる人（災害時要援護者など）は、早めに避難を始める それ以外の人には、避難するための準備（非常持出品など）をする
避難勧告 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生または発生のおそれがある時に、市長、区長が必要と認める地域の居住者などに対し、避難のための立ち退きを勧めうながすもの 	<緊急時> <ul style="list-style-type: none"> 屋外が危険な時は、無理に遠くの避難所に行かず、身近で安全な場所へ避難する 避難する時間が無い時は、2階へ移動するなど、命を守る行動をとる
避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生または発生のおそれがある時に、市長、区長が必要と認める地域の居住者などに対し、地域外に立ち退くよう強く求めるもの 	

（２）避難情報の考え方

①避難は自ら判断する

- 避難行動は、住んでいる場所や家族の状況により一人ひとり異なります。様々な状況から自ら危険を判断して、早めに避難しましょう。
- 特に、土砂災害の危険がある場所に住んでいる人や、家族に高齢者などの災害時要援護者がいる場合は、早めの避難を心掛けましょう。

避難を判断する様々な状況の例



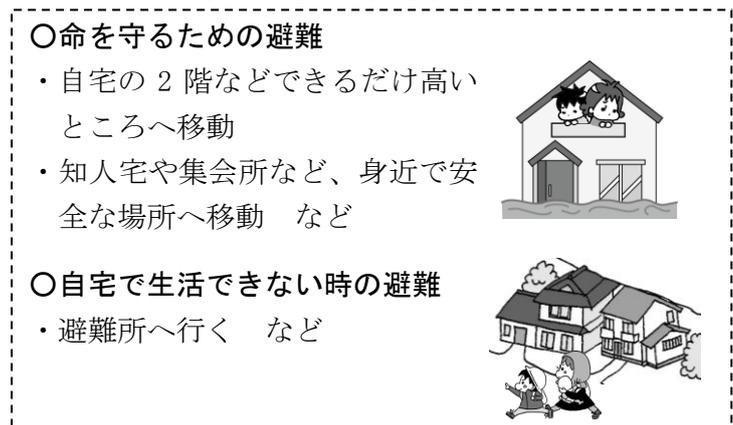
避難行動を判断



②命を守る行動をとる

- 夜間や浸水が始まっている時などに避難所へ向かうと危険です。
- 避難する上で大切なことは「命を守る」こと、「安全を確保すること」です。災害の状況に応じ、最善の方法を考え、避難行動を始めましょう。

状況に応じた避難行動の例



(3) 情報の入手先

- ・インターネットや携帯電話などを利用して、最新の気象情報や河川水位情報を入手しましょう。

名称	入手方法		入手できる情報
防災気象情報 (気象庁)	インターネット	<input type="text" value="防災気象情報"/> <input type="button" value="検索"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・注意報・警報 ・雨量データ など
サイポスレーダー (静岡県)	インターネット	<input type="text" value="サイポスレーダー"/> <input type="button" value="検索"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・新川、伊佐地川、花川の水位・雨量 ・現在の河川のライブ映像 ・注意報・警報 など
	携帯電話 (QRコード)	携帯電話で右のQRコードを読み取ると、アドレス (http://sipos.shizuoka2.jp/m/)を認識します。 	
川の防災情報 (国土交通省)	インターネット	<input type="text" value="川の防災情報"/> <input type="button" value="検索"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位・雨量 ・全国・中部地方の雨量データ ・注意報・警報 など
	携帯電話 (QRコード)	携帯電話で右のQRコードを読み取ると、アドレス (http://i.river.go.jp)を認識します。 	
エフエム ハロー F m Haro!	FM ラジオ	周波数 76.1MHz	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報 ・避難所開設状況 など
浜松市 Yahoo! ブログ	インターネット	<input type="text" value="浜松市の災害情報 ブログ"/> <input type="button" value="検索"/>	
浜松市 防災ホットメール	電子メール	登録方法は 4-3 ページへ	
緊急速報メール (エリアメール)	携帯電話	詳細は 4-4 ページへ	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報 など

※気象庁の情報では、西区は「浜松市南部」エリアに区分されます。

サイポスレーダーで検索できる内容

【実際のホームページの画面】

【入手できる河川の観測所の水位 (例)】



河川名	観測所	水位 (m)		
		はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位
新川	西鴨江	1.50	—	—
伊佐地川	伊佐見橋	1.90	—	—
花川	花川橋	1.50	—	—

現在の河川の様子

雨量の情報
(時間雨量、累積雨量など)

地上デジタル放送の「dボタン」で河川情報を見ることができます。(下図:SBS データ放送)



※ライブカメラが設置されていない河川もあります。詳しくはホームページをご確認ください。

III-3-3 避難する時のポイント

(1) 屋外の状況を確認めた上で避難先を決める

① 雨の強さの目安

20~30mm/時間(強い雨)



側溝があふれ、小河川ではん濫が始まる

30~50mm/時間(激しい雨)



バケツをひっくり返したように降る。がけ地付近の人は避難が必要

50~80mm/時間(非常に激しい雨)



ゴーゴーと降り続き、大きな災害が発生するおそれがある

80mm/時間以上(猛烈な雨)



恐怖を感じ、大きな災害が発生するおそれが高い

② 風の強さの目安

10~15m/秒(やや強い風)



風に向かって歩きづらく、傘がさせない

15~20m/秒(強い風)



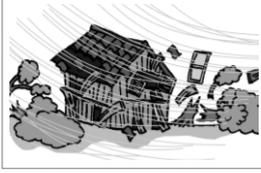
風に向かって歩けず、転倒する人もいる

20~30m/秒(非常に強い風)



しっかり身体を確保しないと転倒する

30m/秒以上(猛烈な風)



屋根が飛ぶなど、木造家屋に大きな被害が出始める

(2) 注意すること

■ 危険な場所には近づかない

- ・水ぎわは滑りやすく大変危険
- ・増水した河川には絶対に近づかない



■ 動きやすい服装・最低限の荷物

- ・避難する時は動きやすい服装で、最低限の荷物にする
- ・長靴は水が入ると歩きづらくなるため、運動靴をはく



■ 車は控えて歩いて避難

- ・車はタイヤが隠れるくらい水深で浮き始めるため危険
- ・渋滞の原因となるため、災害時要援護者の搬送など、必要な時以外は使用を控える



■ 避難するときは2人以上で行動

- ・隣近所で声を掛け合うなどして、2人以上で避難する



■ 浸水箇所の歩行は注意

- ・濁った水で足元が見えず危険
- ・マンホールや側溝を傘などで確認しながら歩く



■ 地下道に注意

- ・浸水しやすい地下道などの通行は避ける



■ 停電時の夜の避難は危険

- ・気象情報や避難情報をこまめに確認し、避難場所へ行く場合は日が暮れる前に行動する
- ・特に、停電時は街路灯や信号機が消えるため、夜間に外出するのは大変危険

III-4 土砂災害から身を守る

III-4-1 避難のタイミングと行動

西区では、三方原台地周辺に土砂災害の危険性のあるがけ地が多くあります。がけ地近くの地域では、降雨時や地震発生時に注意しましょう。

避難のタイミング

- ①いつもより異常に雨が降っている（1時間雨量 60mm 以上が目安）
 - ②土砂災害の前ぶれを見つけた
 - ③気象庁から「大雨警報、洪水警報」や「土砂災害警戒情報」が発表された
- ＜土砂災害の前ぶれの例＞

以下の前ぶれを見つけたら、隣近所に知らせるとともに、土砂災害 110 番（3-19 ページ参照）に連絡しましょう。

がけ崩れ

【注意地区】

神久呂地区／入野地区／
伊佐見地区／和地地区／
雄踏地区／庄内地区



- 前ぶれ
- ・がけの割れ目が見える
 - ・がけから水が湧き出る
 - ・小石がパラパラ落ちてくる
 - ・がけから木の根が切れる音がする
 - ・斜面に亀裂が入る
 - ・斜面から水が湧く
 - ・泥臭いにおいがする

土石流

【注意地区】

庄内地区



- 前ぶれ
- ・山鳴りがする
 - ・川の水が濁り、流木が混ざる
 - ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる

身の安全を守ることができる場所へ避難する

～日ごろから安全を確保できる避難場所を家族で決めておく～

①基本的な考え方

- ・身近で安全な場所もしくは、避難所へ避難する
- ・台風などで避難所に行くのが危険な場合も身近な安全な場所へ避難する

＜身近で安全な避難場所とは＞

例 地域で決めた集会所や土砂災害の危険のない知人宅など

＜避難所へ避難する場合の注意点＞

避難所に行く場合は、開設されていることを確かめた上で避難する



②避難する時間がない場合

- ・緊急時は近くの鉄筋コンクリート造の建物へ避難する
- ・木造家屋の場合は、家の中でがけ地に一番遠い 2 階の部屋などへ避難する



III-4-2 避難するために知っておく情報

(1) 情報の入手先

・土砂災害に関する情報、最新の災害情報は、以下から入手できます。

種類	情報先	入手方法	入手できる情報
FMラジオ	エフエム ハロー! Fm Haro!	周波数 76.1MHz	・災害情報 ・避難所開設状況 など
インターネット	浜松市 Yahoo!ブログ	浜松市の災害情報 ブログ 検索	
	サイボスレーダー (静岡県)	サイボスレーダー 検索	・土砂災害警戒情報 など
	防災気象情報 (気象庁)	防災気象情報 検索	・注意報・警報 ・雨量データ など
電子メール	浜松市 防災ホットメール	登録方法は 4-3 ページへ	・災害情報 ・避難所開設状況 など
携帯電話	緊急速報メール (エリアメール)	詳細は 4-4 ページへ	・避難情報 など

(2) 土砂災害 110 番

・土砂災害が発生しそうな時、発生した時は下記まで連絡をしましょう。

名称	連絡先
浜松市南土木整備事務所西土木グループ	☎ 053-597-1129
静岡県浜松土木事務所 企画検査課	☎ 053-458-7266
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 砂防課	☎ 054-221-3044

III-4-3 避難する時のポイント

■土石流からの逃げ方

- ・土石流は大変スピードが速いため、逃げる時は土砂が流れる方向と直角に逃げる



■雨がやんでも注意

- ・雨のピークから遅れてがけ崩れが発生する場合もあり、数時間は注意する



■避難時もがけ地に注意

- ・がけ地はどこでも崩れるおそれがあるため、がけ地付近の通行に注意する



市指定避難所および応急救護所

所在 地区	避 難 所	所在地	電話番号 (平日昼間)	地震 自宅で生活 できない時	水害		備 考
					新川などが はん濫した時	天竜川が はん濫した時	
神久呂	神久呂小学校	西区神ヶ谷町 3490	053-485-8508	◎		○	
	神久呂中学校	西区大久保町 6633	053-485-8519	○	○	○	
入野	入野小学校	西区入野町 8757	053-447-1009	○	○	緊	緊:2階以上に避難
	入野中学校	西区入野町 17059	053-447-1104	◎		○	
	西都台小学校	西区西鴨江町 1106	053-449-1336	○	○	○	
	大平台小学校	西区大平台三丁目 6-1	053-482-1161	○		○	
伊佐見	伊佐見小学校	西区伊左地町 5644	053-486-0007	◎			
	湖東中学校	西区佐浜町 4540	053-486-0054	○			
	古人見幼稚園	西区古人見町 717	053-485-0127	○			
	佐浜会館	西区佐浜町 1933-1	—	○			
	はまゆう図書館	西区大人見町 1750-394	053-482-1127	○			
和地	和地小学校	西区湖東町 2005	053-486-0107	◎			
篠原	篠原小学校	西区篠原町 10300	053-447-2009	◎		○	
	篠原中学校	西区篠原町 20200-1	053-447-2109	○		○	
庄内	庄内中学校	西区庄内町 100	053-487-0063	◎			
	北庄内小学校	西区白洲町 295-1	053-487-0049	○			
	南庄内小学校	西区庄和町 108-3	053-487-0062	○			
	村楡小学校	西区村楡町 2551	053-489-2824	◎			
	白洲公民館	西区白洲町 3850-1	—	○			
舞阪	舞阪第1保育園	西区舞阪町弁天島 3885	053-592-0004	○			
	舞阪小学校	西区舞阪町舞阪 76	053-592-0144	○		緊	緊:2階以上に避難
	舞阪第2保育園	西区舞阪町舞阪 2659-3	053-592-3552	○		緊	緊:2階に避難
	舞阪幼稚園	西区舞阪町舞阪 2668-33	053-592-7600	○		緊	緊:2階に避難
	舞阪中学校	西区舞阪町舞阪 4601	053-592-0274	○		緊	緊:2階以上に避難
	渚園	西区舞阪町弁天島 5005-1	053-592-1525	○			
	舞阪総合体育館	西区舞阪町舞阪 2623-32	053-597-2800	○		緊	緊:2階に避難
	舞阪文化センター	西区舞阪町舞阪 2701-1	053-592-0131	○		緊	緊:2階以上に避難
雄踏	雄踏小学校	西区雄踏町宇布見 7997-1	053-592-1029	○	○	○	
	雄踏中学校	西区雄踏町宇布見 9595	053-592-1107	○	○	○	
	雄踏文化センター	西区雄踏町宇布見 5427	053-596-1100	◎	○	○	
	雄踏総合体育館	西区雄踏町宇布見 9981-1	053-597-3500	○	○	○	

【凡例】◎：応急救護所が併設される避難所

緊：洪水時緊急避難施設

<注意>

- ・上表の避難所は、自宅で生活できない場合や自宅にいると危険な場合に向かう施設です。
 - ・災害の状況によって開設しますので、市からの情報を確認して避難しましょう。
 - ・その他、自治会などで一時的な避難場所を決めている地域もあります。
- ※津波避難ビルは、別に指定していますので「防災マップ」で確認しましょう。

単独で開設される応急救護所

地区	施設名	所在地	電話番号(平日昼間)
舞阪	舞阪保健センター	西区舞阪町舞阪 2668-349	053-596-1412

津波避難ビル（1/2）

※下表の建物は浜松市と所有者が協定を結び指定したものです。他にも地域独自で建物を指定している場合がありますので、自治会にお問い合わせ下さい。

○入野地区 津波避難ビル一覧表（平成24年10月時点）

番号	施設名称	所在地	建物用途	避難場所	面積	備考
1	コンフォート志都呂	西区志都呂町 5340	集合住宅	3～4階通路、踊場	12㎡	
2	メニューエットⅠ	西区志都呂町 5234	集合住宅	3～4階通路	14㎡	
3	コンフォール	西区志都呂町 5215	集合住宅	3階通路	18㎡	
4	クラシオン	西区入野町 10634-1	集合住宅	3階通路	32㎡	
5	メゾン・ターコイズ	西区入野町 9737	集合住宅	3～4階階段踊場	14㎡	
6	メゾン・フロントーサ	西区入野町 9727-2	集合住宅	3～5階通路	75㎡	
7	パレスかわぐち	西区入野町 14116-1	集合住宅	3階通路	20㎡	

○篠原地区 津波避難ビル一覧表（平成24年10月時点）

番号	施設名称	所在地	建物用途	避難場所	面積	備考
1	湖南高等学校 普通教室棟	西区馬郡町 3791-1	高等学校	3階普通教室・屋上	1,183㎡	
2	ST. ナイン	西区坪井町 876	集合住宅	3階通路	11㎡	
3	ユーアイハイツ	西区坪井町 531-1	集合住宅	3階通路	13㎡	
4	西部清掃工場 工場棟	西区篠原町 26098-1	ごみ焼却施設	3～4階見学スペース北面、東面の2箇所	325㎡	月曜終日施錠、その他 16:00～9:00 施錠
5	西部清掃工場 管理棟	西区篠原町 26098-1	ごみ焼却施設	3階エレベーターホール部分、渡り廊下	73㎡	月曜終日施錠、その他 16:00～9:00 施錠
6	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場 ToBiO	西区篠原町 23982-1	水泳場	ホール、ジム、スタジオ、ギャラリー等	3,467㎡	土曜・平日 21:00～9:00、日曜 19:30～9:00 施錠
7	オット・アンダーレ	西区篠原町 21581	集合住宅	3～4階通路	30㎡	
8	篠原中学校 南棟	西区篠原町 20200-1	中学校	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,423㎡	夜間休日施錠
9	篠原ケアホーム	西区篠原町 18345-28	福祉施設	3～4階通路、ベランダ、屋上	978㎡	
10	忠産ビル	西区篠原町 14171	集合住宅	3～5階通路、屋上	106㎡	
11	フローレンス	西区篠原町 1144-18	福祉施設	3～4階通路、4階談話室	269㎡	
12	篠原小学校 北棟	西区篠原町 10300	小学校	3～4階普通教室・特別教室・廊下	1,154㎡	夜間休日施錠

○庄内地区 津波避難ビル一覧表（平成24年10月時点）

番号	施設名称	所在地	建物用途	避難場所	面積	備考
1	グランドエクシブ社員寮	西区村櫛町 4671-1	集合住宅	3～4階通路	160㎡	
2	グランドエクシブ浜名湖	西区村櫛町 4620	宿泊施設	3～8階客室廊下、3階バックヤード・廊下・従業員食堂、3階屋上（喫煙所）、機械室	2,100㎡	社員常駐
3	商工会議所福利研修センターカリアック	西区村櫛町 4597	研修施設	3階通路・研修室・ラウンジ、4階通路・食堂等、5階通路・屋上	2,753㎡	

津波避難ビル (2/2)

○舞阪地区 津波避難ビル一覧表 (平成 24 年 10 月時点)

番号	施設名称	所在地	建物用途	避難場所	面積	備考
1	弁天島防災センター	西区舞阪町弁天島 2733-1	防災倉庫	屋上	186 m ²	
2	中部電力(株)弁天荘	西区舞阪町弁天島 2742	宿泊施設	2~4 階廊下・階段・踊場	210 m ²	
3	スズキ(株)観月園研修センター	西区舞阪町弁天島 2925-1	商業、事務	2、3 階廊下・階段・踊場	360 m ²	
4	二弁公民館	西区舞阪町弁天島 3209-1	公会堂	2 階、屋上	182 m ²	
5	HAMANAKO BENTEN RESORT THE OCEAN	西区舞阪町弁天島 3285-88	集合住宅	4 階機械室(屋外)、5 階テラス、13 階テラス、屋上テラス	1,160 m ²	
6	ARCO 浜名湖クレセント 21	西区舞阪町弁天島 3371-2	集合住宅	3~7 階廊下、8 階全フロア	717 m ²	
7	まほら舞阪	西区舞阪町弁天島 3481-26	福祉施設	2 階屋上	510 m ²	
8	サンレイク美浜	西区舞阪町弁天島 3802	商業、事務	屋上	121 m ²	
9	一弁公民館	西区舞阪町弁天島 3888-2	公会堂	2 階、屋上	190 m ²	
10	静岡県水産技術研究所(ウオット)	西区舞阪町弁天島 5005-1	研究施設	2 階部分、オープンデッキ、展望デッキ	676 m ²	
11	市営第三吹上団地 A	西区舞阪町舞阪 808	集合住宅	階段踊場	20 m ²	
12	コミュニティ防災センター	西区舞阪町舞阪 601-8	防災倉庫	屋上	182 m ²	
13	市営住宅第二浜表団地 B、C、D、E、F、G 棟	西区舞阪町舞阪 2668-238	集合住宅	屋上	計 2,130 m ²	
14	舞阪第 2 保育園	西区舞阪町舞阪 2659-3	保育園	屋上	234 m ²	夜間休日施錠
15	舞阪幼稚園	西区舞阪町舞阪 2688-33	幼稚園	テラス、遊戯場	346 m ²	夜間休日施錠
16	舞阪文化センター	西区舞阪町舞阪 2701-1	文化施設	屋上	300 m ²	夜間施錠
17	舞阪協働センター	西区舞阪町舞阪 2701-9	協働センター	3 階防災無線室・防災対策室以外 4 階全面	1,952 m ²	夜間施錠
18	舞阪小学校 西棟	西区舞阪町舞阪 76	小学校	3 階特別教室・廊下・屋上	951 m ²	夜間休日施錠
19	舞阪小学校 南棟	西区舞阪町舞阪 76	小学校	3 階普通教室・特別教室・廊下・屋上	2,032 m ²	夜間休日施錠
20	舞阪中学校	西区舞阪町舞阪 4601	中学校	3 階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,569 m ²	夜間休日施錠
21	市営今切団地 A、B、C	西区舞阪町舞阪 4602	集合住宅	階段踊場・屋上	計 1,238 m ²	
22	浜松湖南高等学校	西区馬郡町 3791-1	高等学校	3 階普通教室・屋上	1,183 m ²	

○雄踏地区 津波避難ビル一覧表 (平成 24 年 10 月時点)

番号	施設名称	所在地	建物用途	避難場所	面積	備考
1	雄踏中学校 北棟	西区雄踏町宇布見 9595	中学校	3 階特別教室・廊下	989 m ²	夜間休日施錠
2	雄踏中学校 屋内運動場	西区雄踏町宇布見 9595	中学校	観覧席・通路	400 m ²	夜間休日施錠
3	雄踏中学校 南棟	西区雄踏町宇布見 9595	中学校	3 階普通教室・特別教室・廊下	1,172 m ²	夜間休日施錠
4	雄踏小学校 管理教室棟	西区雄踏町宇布見 7997-1	小学校	3 階普通教室・特別教室・廊下	3,719 m ²	夜間休日施錠
5	雄踏小学校 北棟	西区雄踏町宇布見 7997-1	小学校	3 階普通教室・特別教室・廊下	3,719 m ²	夜間休日施錠
6	雄踏小学校 南棟	西区雄踏町宇布見 7997-1	小学校	3 階普通教室・特別教室・廊下	3,719 m ²	夜間休日施錠
7	雄踏文化センター大ホール・児童棟	西区雄踏町宇布見 5427	文化施設	8 部屋(小・中・大・特別会議室、301・302 号室、庶務室 1・2)、通路	649 m ²	22:00~8:00 施錠
8	コスモスA	西区雄踏町宇布見 4959-3	集合住宅	3 階通路	15 m ²	
9	市営住宅領家団地	西区雄踏町宇布見 4874-5	集合住宅	階段踊場	23 m ²	
10	フェリオ	西区雄踏町宇布見 4863-4	集合住宅	5 階オフィス 2 部屋、屋上	190 m ²	
11	コスモスB	西区雄踏町宇布見 4863-331	集合住宅	3 階通路	15 m ²	
12	西区役所	西区雄踏一丁目 31-1	区役所	廊下、エレベーターホール、休憩室、会議室等	495 m ²	
13	アスティオン I	西区雄踏一丁目 17-34	集合住宅	3~4 階通路	80 m ²	

救護病院

所在 地区	病 院 名	所 在 地
入野	松田病院	西区入野町 753

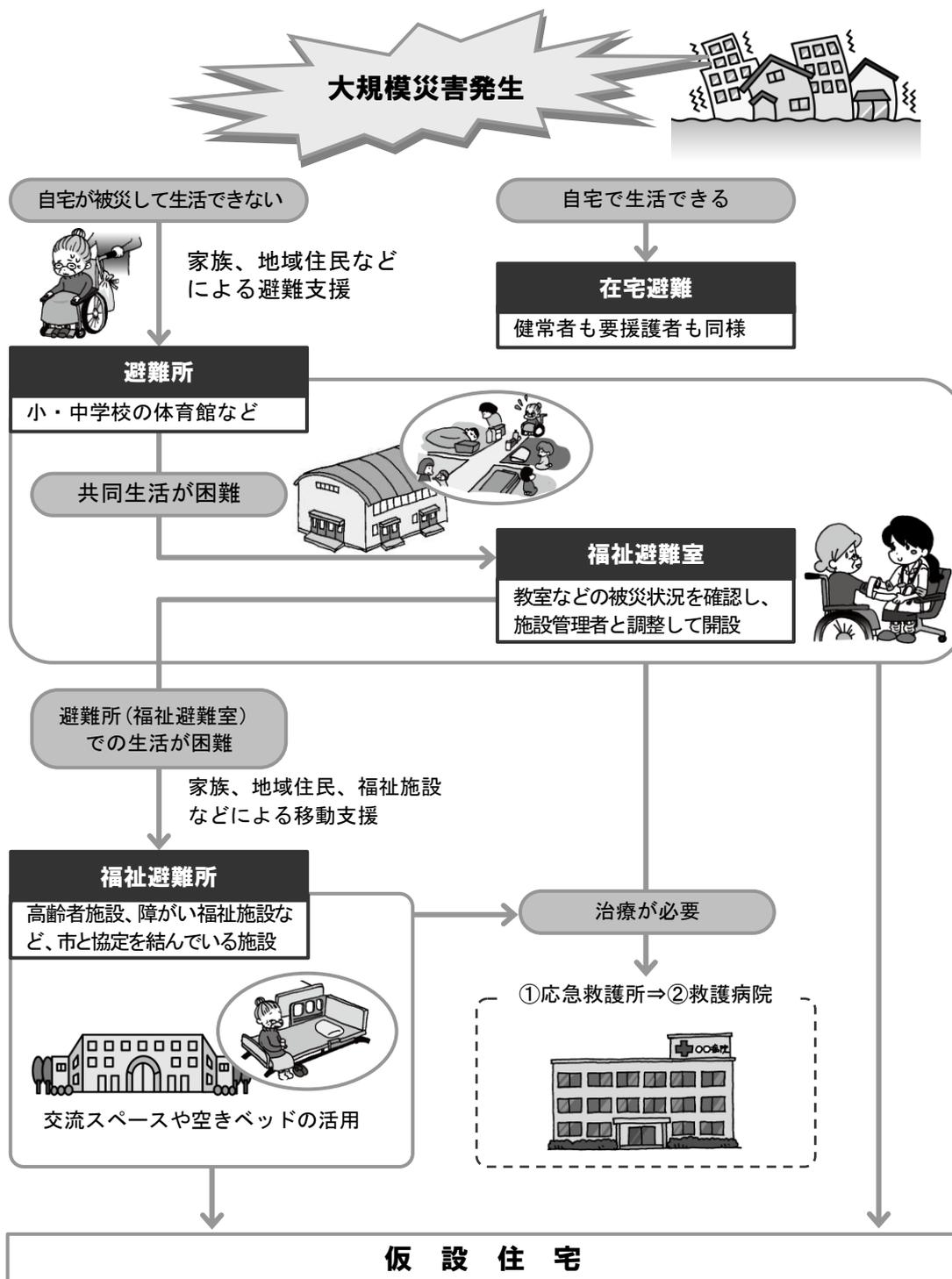
防災ヘリポート

所在 地区	名 称	所 在 地
庄内	浜松市フラワーパーク駐車場	西区舘山寺町 195
	村櫛海水浴場駐車場	西区村櫛町 4807-1 ほか
舞阪	舞阪乙女園スポーツ広場	西区舞阪町舞阪 3481-25
	クリーンセンター東グラウンド	西区舞阪町舞阪 2668-1
	渚園野球場	西区舞阪町弁天島 5005-1
雄踏	雄踏中学校グラウンド	西区雄踏町宇布見 9595
	雄踏グラウンド	西区雄踏町宇布見 9611-2
	雄踏総合公園	西区雄踏町宇布見 9984

III-5-2 福祉避難所

- ・災害時には、避難所での生活が困難な災害時要援護者のために「福祉避難所」が開設されます。
- ・開設にあたっては、通常の避難所に集まった災害時要援護者の状態に応じて順次開設しますので、まずは通常の避難所へ避難しましょう。

災害発生時の災害時要援護者の避難の手順



III-5-3 避難所などの備蓄品

- ・市では、自宅の倒壊などにより避難所で生活しなければならない人のため、避難所や広域防災倉庫などに物資の備蓄をしています。
- ・避難者が多数となり物資が不足した場合は、協定を結んでいる自治体や企業などに支援を要請します。

- ・80万人のすべての市民の3日分の食料などを市が備蓄することは難しいので、できるだけ各家庭で用意してください。
- ・食料、水、便袋などを各家庭で備蓄してください（家庭での備えは4-25ページを参照）。

【浜松市全体での主な物資の備蓄状況（平成24年4月現在）】

■食料 約560,000食（避難予想者の3食分）

内訳

- | | |
|-----------|-----------|
| ・アルファ化米 | 約470,000食 |
| ・サバイバルフーズ | 約76,000食 |
| ・その他 | 約14,000食 |



アルファ化米

■毛布 約76,000枚

■トイレ

- ・仮設トイレ（組立式便槽トイレ） 約950基
- ・簡易トイレ（ペール缶トイレ） 約1,300基
- ・便袋（トイレ衛生袋） 約150,000枚
- ・トイレットペーパー 約5,000ロール



仮設トイレ



簡易トイレ

■その他

- ・発電機 約500台
- ・投光機 約480台
- ・浄水機 約230台



便袋



発電機

【浜松市全体での飲料水などの確保対策】

- ・給水栓付き受水槽 128基 約3,700 m³
 - ・耐震性貯水槽 19基 約1,500 m³
- } 1日1人3ℓで173,000人分
- ・その他 応急水源、防災用井戸、プール水を浄水機でろ過 など
 - ・給水車 10t車×1台、4t車×2台、2t車×5台

IV 災害に備える

IV-1 情報を得る

IV-1-1 災害情報を自ら入手する

- ・災害から身を守るためには、情報を自ら入手し、避難を判断することが重要です。
- ・自ら情報を入手する手段として、テレビ、ラジオ、浜松市防災ホットメール、インターネット、緊急速報メール（エリアメール）があります。
- ・台風や大雨時は、停電によりテレビやインターネットが見られなくなったり、同報無線や広報車からの情報が聞き取りにくいなど、情報が届かない状況も予想されます。
- ・ラジオの準備や事前に「浜松市防災ホットメール」へ登録しておくなど、いざという時も確実に情報を入手できるように準備しておきましょう。

(1) テレビ、ラジオ

- ・テレビは最も普及している情報媒体であり、「緊急地震速報」「震度情報」「東海地震に関する情報」などを入手できます。
- ・停電時はラジオが主な情報源になります。特に、手回し式充電機能付きの携帯ラジオは乾電池がなくても使用できるため大変便利です。
- ・地元FM局である「^{エフエム}F m Haro!」（周波数 76.1MHz）は、浜松市と災害協定を締結しており、災害時には浜松市災害対策本部から地域の災害情報を優先的に放送します。



ラジオ放送局・周波数一覧

放送局名		周波数
FM	Fm Haro!	76.1MHz
	NHK 浜松	82.1MHz
	NHK 佐久間	84.8MHz
	NHK 東佐久間	83.8MHz
	NHK 春野	84.5MHz
	NHK 水窪	84.1MHz
	K-MIX	78.4MHz
AM	NHK 第1 浜松	576KHz
	NHK 第1 佐久間	1341KHz
	NHK 第1 水窪	1584KHz
	SBS	1404KHz

(2) 同報無線

- ・災害時に情報を得る手段として同報無線があります。
- ・同報無線は、屋外に設置された拡声スピーカーから放送が流れる屋外子局タイプと、避難所や自主防災隊などに配備されていて室内で放送を聞くことができる戸別受信機タイプの2種類があります。
- ・ただし、台風時などは同報無線の放送が聞こえない場合があります。同報無線の他にもラジオや携帯電話などで情報を入手できる手段を備えておきましょう。



■市内における同報無線配備状況

【浜松市全域】 自主防災隊への戸別受信機



【沿岸部・浜北・天竜・細江・引佐・三ヶ日・雄踏】
防災行政無線（同報系）



(3) 浜松市防災ホットメール

- ・浜松市が、登録した人の携帯電話などに「防災情報」、「地域情報」、「気象情報」などを電子メールで配信するサービス（登録無料）です。ただし、通信費は利用者の負担となります。
- ・一度登録すれば、各種災害情報を受け取ることができるため、早めの避難行動に役立てることができます。
- ・災害発生が予想される場合などの「避難所開設情報」についても、浜松市防災ホットメールで提供しています。

■浜松市防災ホットメールに登録した携帯電話などに届く情報

(※下記のグレー着色項目(緊急情報、環境情報、健康情報)は登録する際の必須項目)

緊急情報 避難準備情報、避難勧告・指示、東海地震の緊急情報など	環境情報 大気汚染情報(光化学オキシダント情報)など	健康情報 感染症(新型インフルエンザ)情報など
防犯情報 市内の警察署からの情報や市からのお知らせ	地域情報 区役所や協働センターが同報無線で放送している情報	注意報・警報 注意報・警報の発表または解除のお知らせ(気象庁の情報)
地震情報 市内で観測した地震の情報(気象庁の情報)	津波情報 静岡県沿岸部の津波注意報・警報の発表または解除のお知らせ(気象庁の情報)	火災情報 火災の発生、鎮火の情報をお知らせ

■浜松市防災ホットメールの登録方法

【携帯電話の場合】

①バーコードリーダー機能付きの場合、右の「登録用QRコード」を読み取り、空メールを送信すると、「登録案内」のURLアドレスが返信されてきますので、アクセスして「登録案内」に進んでください。

バーコードリーダー機能がない場合は、下記の「空メール用アドレス」を直接入力して送信してください(件名、内容は入力不要)。

空メールアドレス entry@city-hamamatsu.jp



登録用QRコード

②浜松市携帯用サイト「ちょいはま」からも「登録案内」へアクセスできます。

携帯サイト用URL <https://service.sugumail.com/hamamatsu/mobile/>

【パソコンの場合】

・パソコンから登録する場合は、下記から「登録案内」に進んでください。

(パソコンから携帯電話のアドレスで登録することもできます)

パソコン用URL <https://service.sugumail.com/hamamatsu/html/>

(4) 緊急速報メール（エリアメール）

- ・緊急速報メールとは、携帯電話会社による携帯電話利用者向けの災害・避難情報伝達手段で、携帯電話基地局エリアの範囲内に滞在する、緊急速報メール受信機能を持つ全ての携帯電話端末に情報を配信するシステムです。
- ・自身の携帯電話が、緊急速報メール受信機能を持つ機種であるかは携帯電話各社のホームページから確認できます。

【配信情報】 緊急地震速報

災害・避難情報

津波情報

【緊急速報メールの特徴】

- ①災害・避難情報を回線混乱の影響を受けずに受信することができる
- ②緊急速報メールが配信されると即時に受信し、携帯電話の画面に配信内容を自動表示し、専用の警戒音で知らせる（ただし、圏外や通信中は受信できない）
- ③月額使用料、通信料、情報料は一切無料
- ④緊急速報メールは、配信エリアの対応携帯電話へ直接配信する仕組みであるため、観光や仕事で本市を訪れている人も受信可能（事前登録不要）

【配信エリア】 市内一斉もしくは行政区単位で配信

■携帯電話各社の緊急速報メールの詳細案内先

株式会社NTTドコモ 緊急速報「エリアメール」	検索キーワード	ドコモ エリアメール <input type="button" value="検索"/>
KDDI株式会社 緊急速報メール	検索キーワード	KDDI 緊急速報メール <input type="button" value="検索"/>
ソフトバンクモバイル株式会社 緊急速報メール	検索キーワード	ソフトバンク 緊急速報メール <input type="button" value="検索"/>

(5) インターネット

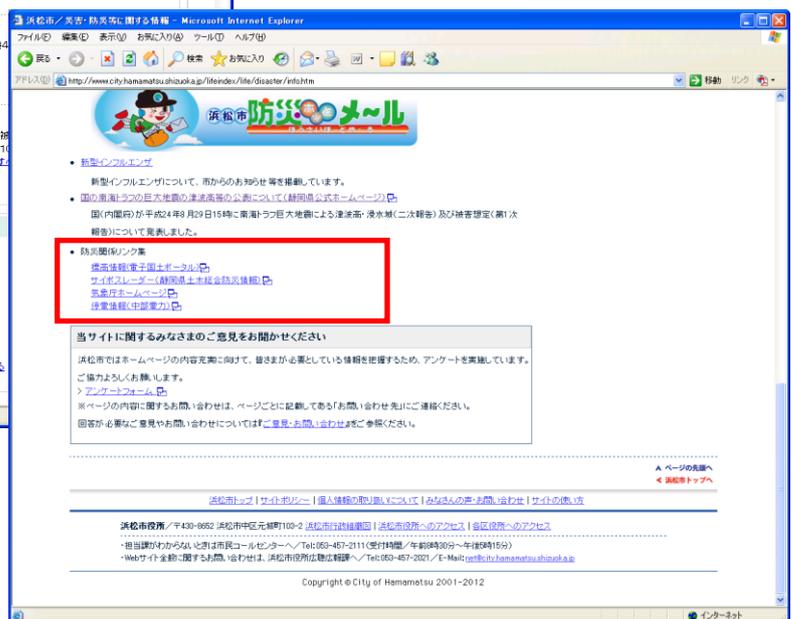
- ・浜松市のホームページから、以下の防災関連情報を入手することができます。

情報の種類	サイト名	検索キーワード
市内の最新の災害情報	・浜松市の災害情報 (Yahoo! ブログ)	浜松市 災害情報 ブログ <input type="button" value="検索"/>
雨量情報	・サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	浜松市 災害情報 <input type="button" value="検索"/> 浜松市ホームページトップ>>「災害・防災等に関する情報」のページにある防災関連リンク集（下図参照）へ
河川水位情報		
土砂災害警戒情報		
地震震度情報		
津波警報・注意報		
気象情報		
停電情報		

■浜松市の災害情報（Yahoo! ブログ）のトップ画面



■浜松市ホームページ 防災関連リンク集のページ画面

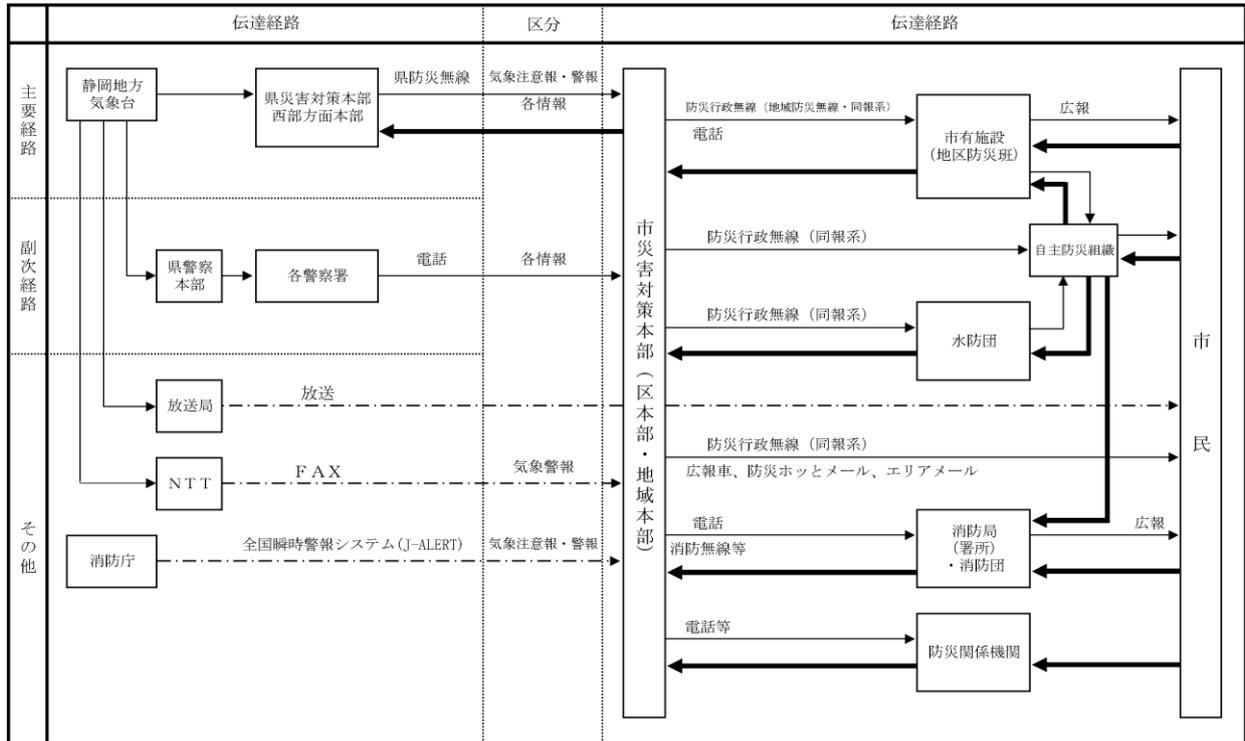


IV-1-2 情報伝達体制

(1) 地震・風水害時の情報伝達の流れ

- ・地震や風水害時の情報伝達の流れは、以下を基本とします。
- ・地域の水防団および自主防災組織（自主防災隊）は、浜松市災害対策本部からの情報を無線等で受信し、住民に災害情報を伝達します。
- ・大地震時に津波が発生するおそれがある場合は、情報伝達の時間がないため、住民および全ての組織が「率先避難」の考え方で自ら避難します。

■通信情報網

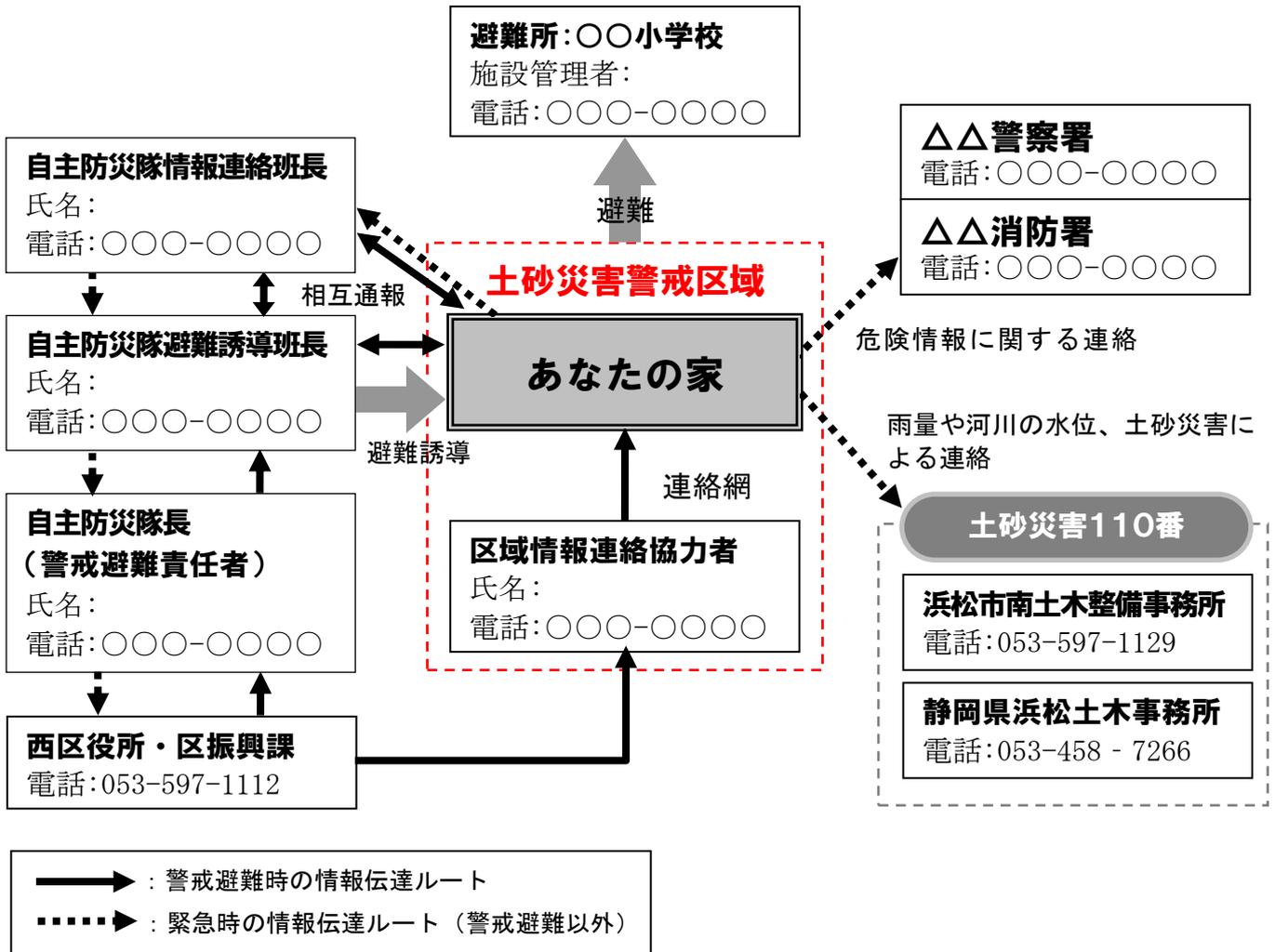


(出典：浜松市地域防災計画（平成24年4月）)

(2) 土砂災害時の情報伝達の流れ

土砂災害警戒区域における情報伝達の流れは、以下を基本とします。

■土砂災害警戒避難計画 情報連絡網



IV-1-3 家族・知人の安否を確認する

- ・地震などの大きな災害が発生すると、被災地への電話が殺到し、回線が混乱してつながりにくくなります。東日本大震災の発生直後には、携帯電話会社によっては、最大で平常時の60倍以上の通話が一時的に集中しました。
- ・災害発生時に家族や知人と連絡を取り合えるよう、日ごろからいざという時の安否確認方法を家庭内で決めておく必要があります。
- ・通信各社では、災害発生時の通信の混乱の影響を避けながら家族・知人の安否を確認する手段として「災害用伝言ダイヤル」「災害用伝言板」などのサービスを提供しています。

(1) 災害用伝言サービス

① 災害用伝言ダイヤル「171」

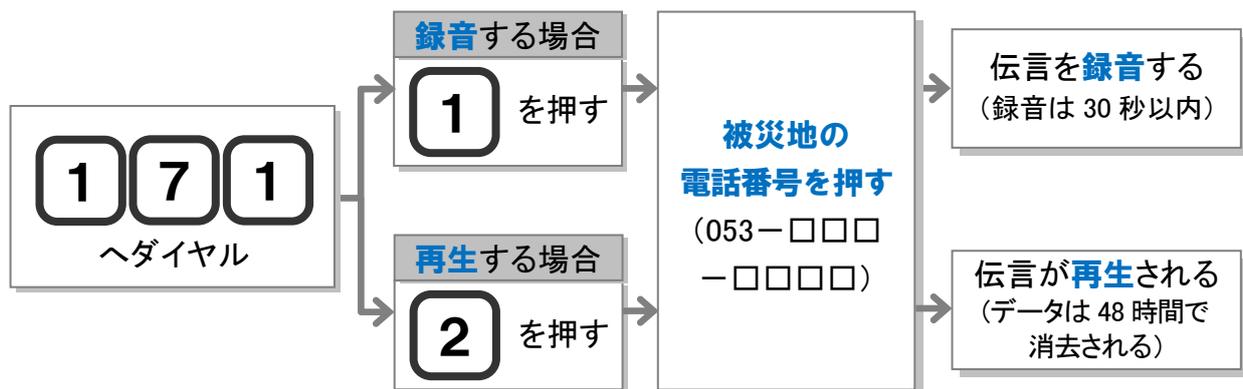
- ・震度6弱以上の地震発生時などに開設されるNTTの災害用伝言サービスです。
- ・被災時、家族や知人の安否確認や避難場所の連絡などに役立ちます。

■ 災害用伝言ダイヤルの特徴

提供開始	・地震などの災害発生時など、被災地の人の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合に開始される
登録できる電話番号 (被災地電話番号)	・災害により電話がかかりにくくなっている地域 ・エリアの設定はおおむね都道府県単位
伝言録音時間	・1伝言あたり30秒
伝言保存期間	・録音してから48時間(体験利用時は6時間)
伝言蓄積数	・電話番号あたり1~10伝言(提供時に知らせがある)
利用料金	・伝言の録音・再生時の通話料のみ必要
体験利用日	・毎月1日、15日、1月1~3日 ・防災週間:8月30日(午前9時)~9月5日(午後5時) ・防災とボランティア週間:1月15日(午前9時)~1月21日(午後9時)

(資料:NTTホームページ)

■ 災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法(音声案内に従う)



【録音する時の注意点】

- 1 電話番号が間違っていないか確かめるため、まずは伝言を再生してみる(他人の伝言が再生された場合、電話番号を確かめた上で再度ダイヤルする)
- 2 録音する時は、自分の名前や場所名などを具体的に録音する
例 ×「お父さんです。いま避難所に着きました」
○「お父さんの悟です。いま避難所になっている〇〇小学校に着きました」

②災害用伝言板

- ・震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した時に携帯電話を利用して安否情報の登録、確認ができるサービスです。
- ・携帯電話やスマートフォンなどのインターネット接続機能で、被災地の人が文字で伝言を登録し、携帯電話などをもとに全国から伝言を確認できます。(スマートフォンでの利用については、各社ホームページで確認してください。)

【伝言の登録方法】

- 1 携帯電話などから災害用伝言板にアクセスする
- 2 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択する
(登録は被災地域内の携帯電話からのみアクセスが可能)
- 3 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で100文字以内のコメントを入力する
- 4 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了

【伝言の確認方法】

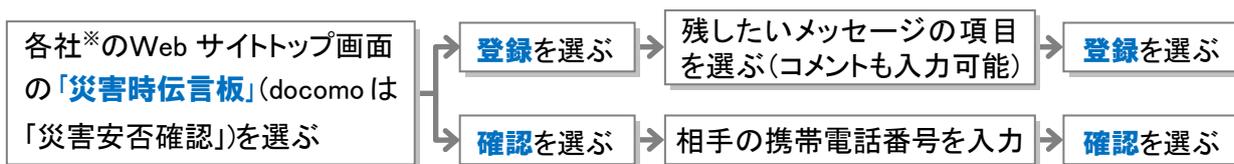
- 1 災害用伝言板にアクセスする (伝言の確認はパソコンから可能)
- 2 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択する (確認は全国からアクセスが可能)
- 3 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し「検索」を押す
- 4 伝言一覧が表示されますので、詳細を確認したい伝言を選択する

【注意点】

- ・1 電話番号あたり、最大10伝言まで登録可能
(10件を超える伝言は古いものから上書きされる)
- ・伝言の保存期間は、1つの災害で災害用伝言板を終了するまで
- ・利用料やパケット通信料は無料 (他社の災害用伝言板へのアクセスにはパケット通信料が必要)
- ・サービス提供の開始、登録可能地域などの運用方法は、状況に応じて各電気通信事業者が設定し、テレビやラジオ、インターネットで告知される

(出典：総務省ホームページ)

■災害用伝言板の利用方法



※docomo、au、SoftBank、WILLCOM、EMOBILE

③災害用伝言板「web171」

- ・前頁の災害用伝言板が電話で音声を録音する伝言サービスであるのに対し、web版は文字を登録する伝言サービスです。
- ・携帯電話やスマートフォンなどから、固定電話や携帯電話の番号を入力して安否情報(伝言)の登録、確認を行うことができます。

【操作手順】

- 1 <https://www.web171.jp/>へアクセスする

災害用伝言板 web171	検索 
---------------	--

- 2 連絡を取りたい人の固定電話番号や携帯電話番号を入力する
- 3 伝言を登録・確認する
(事前の設定で閲覧者を限定することも可能)

【登録できる伝言】

- ・文字 (1 伝言あたり全角 100 文字まで)

【注意点】

- ・1 電話番号あたり 20 伝言まで
- ・伝言保存期間は、サービス提供終了まで、最大で6ヶ月程度
- ・利用料は不要

(出典：総務省ホームページ)

(3) 公衆電話

- ・災害発生時は、一般電話より公衆電話（緑色とグレー）の方がつながりやすく、大規模な災害時は、緊急措置として無料で開放されます。

- 緑色の公衆電話：10円玉を投入すれば使用可能
(10円は戻ってきます)
- グレーの公衆電話：受話器を取るだけで使用可能



- ・公衆電話の位置は、「NTT西日本ホームページ」で検索できます。

URL	http://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/index.html
検索キーワード	公衆電話 設置場所 <input type="button" value="検索"/>

■公衆電話設置場所の検索ページ



(4) 連絡中継点

- ・災害発生時は被災地外から被災地へ電話が集中してつながりにくくなり、逆に被災地から外部へは比較的つながりやすい状況になります。
- ・このため、家族内で遠くに住む親せきや知人を連絡中継点として決めておきましょう。

■連絡中継点を介しての安否確認のイメージ



IV-2 家庭での備え

IV-2-1 家の安全対策

(1) 屋内の安全対策

①地震・津波編

- ・国による南海トラフ巨大地震の被害想定（平成24年8月29日発表）では、浜松市は最大震度7と想定されています。
- ・震度7は、耐震性の低い木造建物が倒壊し、室内もほとんどの家具が大きく移動する強い揺れです。屋外へ避難するためにも家庭での事前の備えが大変重要となります。
- ・家具の転倒や落下でけがをしたり、避難経路や出入口をふさがれてしまうと屋外への避難の支障となります。特に、津波の浸水が予想される地域では、地震発生後すぐに高台や津波避難ビルなどに避難する必要があり、避難経路の確保は大変重要です。
- ・家屋の耐震化や家具の固定など、事前にできる備えを必ず行いましょう。

【家の中の安全対策】

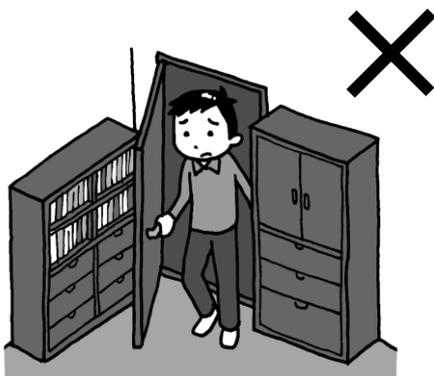
■家具のない安全なスペースを確保する

- ・背の高い家具などは、長時間家族が過ごす部屋には置かない



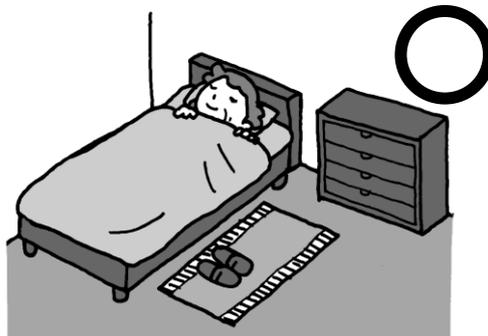
■出入口付近や通路には家具や物を置かない

- ・玄関や廊下に家具が倒れると逃げ道がなくなってしまうため、出入口付近には家具などを置かない



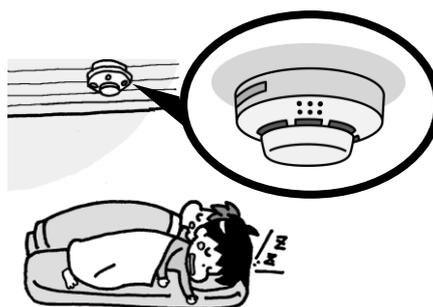
■寝室の家具の配置を工夫する (特に子どもや高齢者などの部屋)

- ・倒れても下敷きにならない家具の配置にする
- ・寝室にスリッパや靴を置いておく



住宅用火災警報器の設置

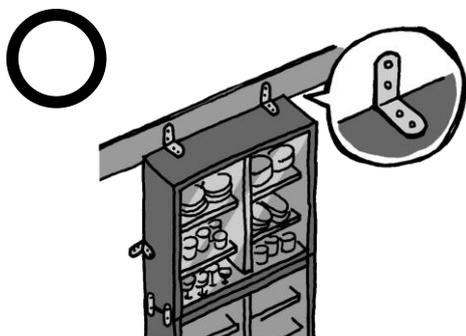
- ・平成18年から「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられている。火災発生を防ぐために寝室などへ設置する



【家具の安全対策】

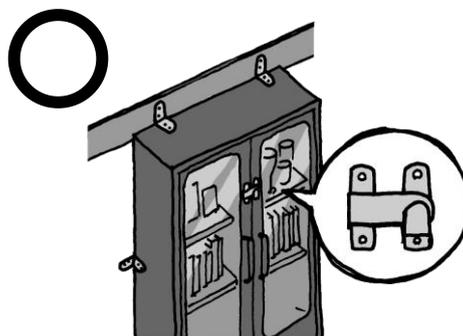
■家具の固定

- ・ L字金具などで固定する
- ・ 2段重ねの家具は、つなぎ目を金具で連結する



■開き戸への留め金具の取り付け

- ・ 扉が開かないように留め金具をつける
- ・ 食器の下に滑りにくい素材のシートやふきんを敷く



■ガラスの飛散防止

- ・ 窓ガラスに飛散防止フィルムをはる、もしくは強化ガラスに替える
- ・ 食器棚のガラスにも飛散防止フィルムをはっておく



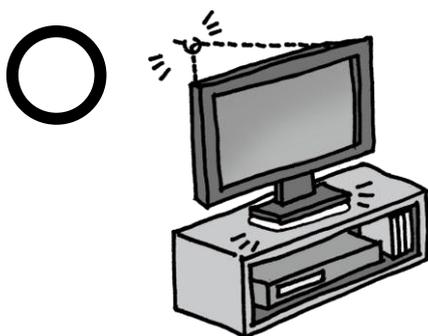
■壁・天井

- ・ 壁に飾った額縁を外す
- ・ 天井から吊るす照明などはやめて、取り付け型に替える



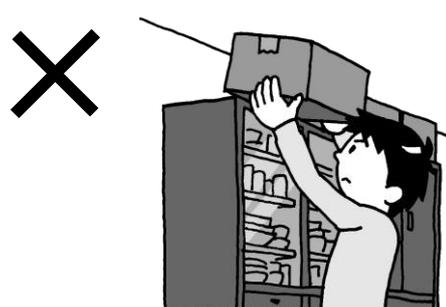
■テレビの固定

- ・ できる限り低い位置に置き、金具や固定マットなどで固定する



■収納

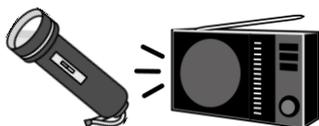
- ・ 家具の上など、高いところに重い物を置かない
- ・ 重い物は家具の下部に、軽い物は上部に収納する



②風水害・土砂災害編

■停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオを準備する

- ・停電時でも最新の情報を入手できるようにラジオ（手回し充電機能付きラジオが便利）を準備する



■断水に備えて飲料水、生活用水を確保する

- ・台風や大雨が近づいたら水を確保する
- ・高い建物では上水道を上階にあげるために給水ポンプで加圧しており、停電により水道水が止まるおそれがある

■避難に備えて貴重品などの非常持出品を準備する

- ・避難所へ行く場合や長時間自宅の2階に避難する場合などのため、非常持出品を準備しておく

■台風や雨・風に関する情報に注意する

- ・テレビ、ラジオ、同報無線、浜松市防災ホットメールなどからの情報に注意し、避難のタイミングを判断する

■むやみに外出せず、外出時は早めに帰宅する

- ・大雨時や停電時の夜間の外出は大変危険なため、浸水のおそれのある地域に居住している人は早めに避難する

■浸水などのおそれがある地域では、家財道具などを高い場所へ

- ・浸水のおそれがある地域の戸建住宅では、大事な家財などを2階に運んでおく

■高齢者、乳幼児、病人、障がいのある人などは安全な場所へ

- ・移動に時間を要する災害時要援護者などは早めの避難を心掛ける

■家族が離れ離れになった場合の連絡方法を確認しておく

- ・家庭内で事前に連絡中継地点（4-11ページ参照）などを決めておく

■日ごろから備えておきたいこと

- ・停電時の備えとして、日ごろから枕元に懐中電灯を準備しておく
- ・土砂災害被害の軽減のため、がけから遠い2階を寝室として使用する



(2) 屋外の安全対策

- ・屋内だけでなく、日ごろから建物や屋外の備えについても行うようにしましょう。

①地震編

- ・地震に対する備えとして、家屋倒壊で下敷きにならないよう建物の耐震化が重要です。特に、昭和56年以前に建てられた建物は旧耐震基準で設計されており、地震の揺れで倒壊する可能性が高くなっています。耐震診断を受け、耐震化を行いましょう。



1 建物の耐震化

- ・耐震診断を受け、住宅の耐震補強を行う
(木造住宅には補助制度あり、4-18ページ参照)

2 ベランダ

- ・植木鉢や物干し竿など、落下しそうな物は片付ける



3 屋根

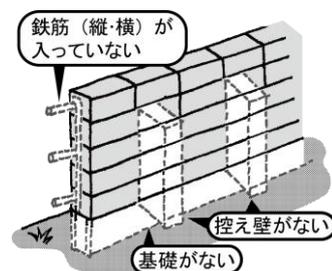
- ・アンテナを補強する
- ・屋根瓦にひび割れ、ずれ、はがれがないか確認し、ある場合は補強する

4 ブロック塀

- ・地中にしっかりとした基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは補強する
(補助制度あり、4-20ページ参照)

5 プロパンガス

- ・ガスボンベは鎖でしっかり固定しておく



②風水害・土砂災害編

- ・日ごろから風水害や土砂災害に対する事前の備えを行っておきましょう。
- ・屋外の対策は台風や大雨の中で行うことは大変危険です。必ず天気の良い日、台風や大雨が来る前（天候が変わる前）に行うようにしましょう。



1 窓・雨戸

- ・雨戸にがたつきやゆるみはないか確認し、雨戸やシャッターを閉める
- ・強風による飛来物などに備えて、外側から板などでふさぐ
- ・浸水のおそれがある地域では「水のう」などを使って家屋への浸水を防ぐ（次頁参照）
- ・【土砂災害】がけ崩れなどの被害を軽減するため、がけ地側の窓や雨戸を丈夫なものにする

3 ベランダ・家のまわり

- ・風で飛ばされそうな物（植木鉢、物干し竿など）を片付ける

5 外壁・プロパンガス

- ・壁に亀裂はないか確認する
- ・プロパンガスのボンベは鎖でしっかりと固定する
- ・【土砂災害】プロパンガスのボンベなど、危険なものはがけ地側には設置せず、防護壁などで保護する

2 屋根

- ・アンテナを補強する
- ・屋根材が風で飛ばされないように点検する（瓦のひび割れ、ズレ、はがれ、トタンのめくれなどはないか）
- ・強風時などに屋根に上がるのは大変危険なため、必ず天気の良い日、天候が変わる前に行く

4 排水溝・側溝

- ・排水溝の水の流れを良くする
- ・側溝を掃除し、水の流れを悪くする落ち葉などを取り除く



6 カーポート

- ・屋根が突風に飛ばされないように固定する

【参考】家庭にあるものを活用して「水のう」をつくる

- ・台風や大雨が予想される場合、水深の浅い初期段階では家屋の浸水を防止するための土のうや水のうが役立ちます。
- ・土のうは土砂が必要となりますが、水のうであればビニールゴミ袋、ダンボール箱といった家庭内にある物を利用して簡単につくることができます。

簡易水のうの作り方

- ・45リットル程度のゴミ袋を二重にし、中に半分程度の水を入れる

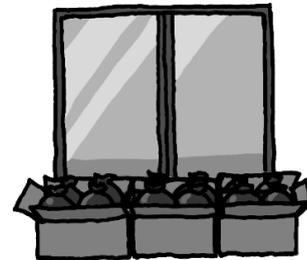
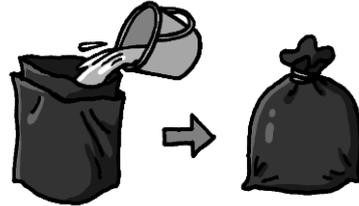
(水を入れすぎると持ち運びできなくなるため注意)

- ・水は扉の下の隙間から入ってくるため、扉や窓の前に隙間なく水のうを並べる

(ダンボール箱に入れると持ち運びに便利)

- ・水のうは二段重ねにできないため、10cm程度の浸水にしか耐えられない

- ・風呂場の排水口の上に水のうを置いておけば、下水の逆流を防ぐこともできる



(3) 各種補助制度

①「TOUKAI（東海・倒壊）-0」総合支援事業

- ・昭和 56 年 5 月 31 日の建築基準法改正以前に建てられた建物は、旧耐震基準で設計されており地震の揺れにより倒壊する可能性が高くなっています。自宅が昭和 56 年以前の建物である場合、すぐに専門家による耐震診断を受けましょう。
- ・浜松市では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅など、一定の条件を満たす住宅を対象に、無料耐震診断や耐震改修に係る補助制度を設けています。詳しくは、浜松市役所建築行政課（TEL:053-457-2473）まで問い合わせてください。

■木造家屋の無料耐震診断や耐震改修の流れの例

ステップ 1：専門家による無料耐震診断

- ・希望者に「静岡県耐震診断補強相談士」を無料で派遣し、簡単な耐震診断を行っています。
- ・ご希望の方は電話で建築行政課(上記参照)までお申し込みください。



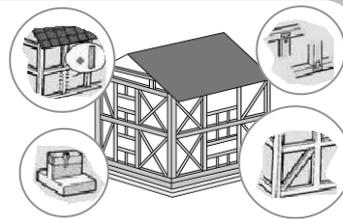
ステップ 2：補強計画の作成

- ・耐震補強工事に必要な補強計画を作成します。
- ・補強計画を作成するための費用に対し補助制度があります。



ステップ 3：耐震補強工事

- ・作成した補強計画に基づき、適切な耐震補強工事を行います。
- ・耐震補強工事に必要な費用に対し補助制度があります。



②耐震シェルター整備事業

- ・浜松市では、地震発生時に住宅の倒壊から命を守るための対策の1つとして、平成24年度から「耐震シェルター整備事業」を開始しました。
- ・耐震シェルターとは、大地震時に家具の転倒から命を守るため、安全な屋内空間を確保する装置のことです。事業概要は以下のとおりです。詳しくは、浜松市役所建築行政課（TEL:053-457-2473）まで問い合わせてください。



耐震TBシェルター「鋼耐震」
(仕上げ工程前)



木質耐震シェルター



耐震シェルター「レスキュールーム」
(仕上げ工程前)

【耐震シェルター整備事業の概要】

■補助対象住宅（以下の全てに該当することが条件）

- 1 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
- 2 居住の用に供している地階を除く階数が2以下の住宅で、1階に耐震シェルターを設置するもの
- 3 耐震診断などにより1階の上部構造評点が1.0未満である住宅（上部構造評点とは、木造建築物の地震に対する安全性の評価を指標として数値化したもの）
- 4 木造住宅耐震補強助成事業または浜松市耐震シェルター整備事業による補助を受けていない住宅

■補助対象者

- ・上記の「補助対象住宅」の所有者または使用者（当該住宅の使用に係わる賃貸借契約または使用賃貸借契約の当事者である者に限る）で市税を滞納していない人

■補助対象金額

- ・耐震シェルター本体またはその設置に要する経費（設置のための床下工事その他の附帯工事を除く）の2分の1以内の額とし、125,000円を限度とする。

③ブロック塀等耐震化促進事業

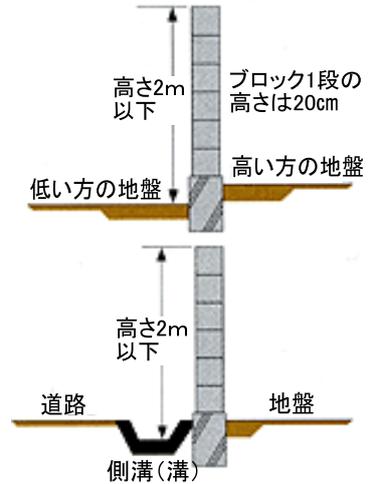
- ・ブロック塀は、建築基準法に造り方の基準が定められています。自宅のブロック塀が基準に適合しているか点検し、ひとつでも適合していない項目がある場合は専門家に相談して改善しましょう。
- ・ブロック塀の代わりに生垣やネットフェンスにすることで防犯性や耐火性も高まります。
- ・浜松市では、耐震性の低いブロック塀の撤去や造り替えについての助成制度を設けています。詳しくは、浜松市役所建築行政課(TEL:053-457-2473)まで問い合わせてください。

■ブロック塀のチェック項目

チェック

□点検1 塀は高すぎないか

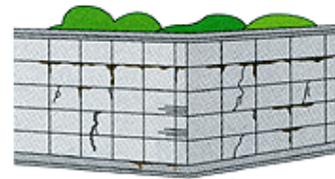
- ・塀の高さが地盤から2m以下かどうか調べてみましょう。
- ※地盤に差がある所は、低い方の地盤から計る
- ※側溝(溝)に沿った所は、側溝の底から計る
- ※ブロック1段の高さは20cm



チェック

□点検2 塀の傾き、ひび割れはないか

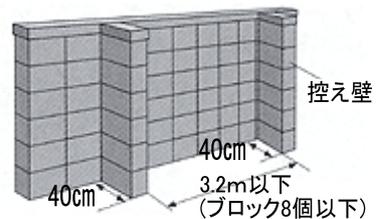
- ・塀が傾いたり、ひび割れしていないか、また鉄筋が錆びていないか調べてみましょう。
- ※鉄筋の入っている所に沿って茶色ににじんでいたたり、はじけていたら、中の鉄筋が錆びている



チェック

□点検3 控え壁はあるか(塀の高さ1.2m以上の場合)

- ・控え壁が塀の長さ3.2mごとにある
- ・控え壁の長さが40cm以上ある



■助成制度の概要

市が実施する事前の現地調査により、地震発生時に倒壊または転倒の危険性があると判断された以下のブロック塀など

- ・道路または避難地に面している
- ・道路からの高さが80cm以上、かつブロック塀の場合は3段以上

ブロック塀などの撤去について助成があります

危険なブロック塀などが避難地、避難経路または緊急輸送道路に面している以下のブロック塀など

- ・避難地、避難経路または緊急輸送道路に面している
- ・容積率400%以上の商業地域内の道路に面している

ブロック塀などの造り替えについて助成があります

④家具転倒防止事業

- ・浜松市では、地震による住宅内の家具の転倒・散乱による被害を防止するため、家具転倒防止事業を実施しています。事業概要は以下のとおりです。
- ・詳しくは、浜松市役所危機管理課（TEL:053-457-2537）まで問い合わせてください。

【家具転倒防止事業の概要】

■対象世帯

①高齢者世帯

- ・満 65 歳以上の人（年度内に満 65 歳に達する人を含む）のみの世帯
- ・満 65 歳以上の人および満 18 歳未満の人（年度内に満 18 歳に達する人を含む）のみの世帯

②障がいのある人（※）の世帯

- ・障がいのある人のみの世帯
- ・障がいのある人および満 18 歳未満の人（年度内に満 18 歳に達する人を含む）のみの世帯

③満 65 歳以上の人（年度内に満 65 歳に達する人を含む）、障がいのある人および満 18 歳未満の人（年度内に満 18 歳に達する人を含む）のみの世帯

※障がいのある人とは：身体障害者手帳の被交付者、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の被交付者、障害厚生年金・障害基礎年金の受給権者またはこれと同等の人、介護保険法の要介護者または要支援者のこと

■固定対象の家具等

- ・タンス、食器棚、冷蔵庫、テレビなどの重い家具や家電製品など（5 品以内）の取り付け作業代

※5 品を超える取り付け作業代は申請者の負担となります。

※器具代は申請者の負担となります。

■申請書の提出先

①持参する場合

- ・市役所危機管理課や最寄りの区役所の区振興課、協働センターの地域振興グループまたは市民サービスセンター

②郵送する場合

- ・浜松市役所危機管理課に提出

【宛て先】〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

浜松市役所危機管理課 家具転倒防止事業担当

③F A Xの場合

- ・浜松市役所危機管理課に提出

【送信先】浜松市役所危機管理課 F A X : 053-457-2530

(4) 地震保険

- ・地震や津波などによる建物や家財の損害を補償する保険として「地震保険」があります。
- ・加入している保険の契約書の写し（コピー）なども非常持出品として事前に準備しておきましょう。

■地震保険の概要

- ・地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流出による損害を補償する地震災害専用の保険
- ・対象は居住用の建物と家財
- ・火災保険では、地震を原因とする火災による損傷や地震により延焼・拡大した損害は補償対象外
- ・地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となり、火災保険への加入が前提（地震保険は火災保険とセットで契約する）
- ・既に火災保険を契約している人は、契約期間の途中からでも地震保険への加入が可能

IV-2-2 非常持出品、備蓄品

(1) 非常持出品

非常持出品とは、災害発生時などの避難する時のために各家庭で備える食料品や日用品などの生活用品です。

①基本の準備

- ・できれば、ひとりで1つのリュックを用意します。
- ・重さの目安は男性で15 kg、女性で10 kg程度とし、たくさん詰め込みすぎないように自分で持てる重さを確認しておく必要があります。
- ・重い缶詰などでなく、水を注ぐだけで簡単にできる乾燥食品など、できる限り軽いものが持ち運びに便利です。
- ・寝室、玄関、居間、車のトランクなど、何か所かに分散して保管しておきます。

■非常持出品一覧

項目	品名	項目	品名
必需品	携帯ラジオ	常備薬・救急セット	救急用品セット（ばんそうこう、消毒薬、ガーゼなど）
	懐中電灯		マスク
	予備電池		持病の薬、常備薬
	ヘルメット・防災ずきん		おくすり手帳
	笛（ホイッスル）		衣類（上着・下着・靴下）
	軍手、くつ、スリッパ	衣類	雨がっぱなど
	筆記用具、メモ帳		洗面用具（タオル、歯ブラシ）
貴重品	現金（1,000円札と公衆電話用の10円玉）	生活用品	万能ナイフ、はさみなど
	通帳類・証書類（預貯金通帳、免許証、健康保険証など）		ライター、マッチ
	印鑑		使い捨てカイロ
非常食	飲料水（1人あたり必要最低限500ml×3本程度）		ウェットティッシュ、ティッシューパーなど
	非常食（アルファ化米、乾パン、缶詰など）、箸・スプーン		ビニール袋
			携帯トイレ
		その他	避難行動計画（保存版）・防災マップ

ポイント

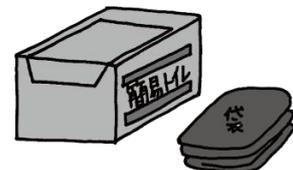
■最低3日分の食料・飲料水

- ・地震直後は食料の確保が満足にできません。救援活動が受けられるようになるまでの食料は、各家庭で備えておく必要があります。非常持出品としては、最低3日分の食料、飲料水を準備しておきましょう。



■携帯トイレ・簡易トイレも必須

- ・地震により水道や下水道が寸断すると、水洗トイレが使えなくなります。そのため、家族分の携帯トイレや簡易トイレを備えておくことが重要です。

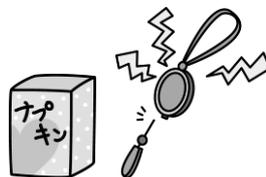


②個別に必要なもの

- ・家族構成によって非常持出品の内容が変わります。通常の非常持出品に加え、自分の家庭にあった非常持出品を準備しましょう。

■女性

<input type="checkbox"/> 生理用品（1回の周期分）
<input type="checkbox"/> 携帯用ビデ
<input type="checkbox"/> 防犯ブザー など



■乳幼児・妊産婦

<input type="checkbox"/> 粉ミルク、離乳食
<input type="checkbox"/> 哺乳びん
<input type="checkbox"/> おんぶ・抱っこ紐
<input type="checkbox"/> おむつ、お尻ふき
<input type="checkbox"/> バスタオル
<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 など



■その他

<input type="checkbox"/> 予備メガネ、コンタクトレンズ
<input type="checkbox"/> 予備補聴器
<input type="checkbox"/> 予備入れ歯
<input type="checkbox"/> 介護用品
<input type="checkbox"/> 大人用おむつ
<input type="checkbox"/> つえ など



③常に持ち歩くもの

- ・いつどこで被災するか分からない災害に備えて、非常持出品のうち、持ち歩けるものについては、いつも使うバッグに入れて常に携帯するよう心掛けましょう。

<input type="checkbox"/> 笛（ホイッスル）
<input type="checkbox"/> 携帯食（チョコレートなど）
<input type="checkbox"/> 携帯電話、充電器
<input type="checkbox"/> 救急セット、常備薬
<input type="checkbox"/> マスク、ハンカチ、ティッシュ
<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
<input type="checkbox"/> 防災カード など



(2) 備蓄品

- ・ 救援物資が届くまでの数日間を過ごすための生活用品です。
- ・ できれば7日分を用意（そのうち3日分は非常持出品）しましょう。
- ・ 飲料水は1人につき1日3リットルを目安に用意しましょう。
- ・ 非常食は消費期限に注意し、定期的に入れ替えましょう。（例えば、期限の古いものから使い、買い足していく）

■備蓄品一覧

項目	品名	項目	品名
非常食	飲料水（1人1日3リットルが目安）	衣類	衣類（上着・下着・靴下）
	非常食（アルファ化米、乾パン、缶詰、インスタント食品など）		タオル、毛布
	ポリタンク・非常用給水袋	生活用品	使い捨てカイロ
	食器類（紙皿、紙コップなど）		ウェットティッシュ、ティッシュペーパーなど
燃料	ビニール袋		
燃料	卓上コンロ、ガスボンベ	ラップ、アルミホイル	
	ライター、マッチ	携帯トイレ・簡易トイレ	
			洗面用具、ドライシャンプー

IV-2-3 帰宅困難に備えて

(1) 帰宅困難者の定義

- ・大規模な災害が発生した場合、交通機関の麻痺により自宅に戻れない「帰宅困難者」になるおそれがあります。
- ・政府の中央防災会議では、帰宅困難者を「地震発生時に外出している者のうち、自宅までの距離が遠く徒歩で帰宅することが困難な人」と定義しています。
- ・帰宅の距離が20km以上になるとほぼ全員が帰宅できない状況になるとされています。勤務先や学校からの距離を調べておきましょう。
- ・帰宅距離が20km未満の人は、勤務先や学校から徒歩で帰宅することを想定し、日ごろから準備しておきましょう。

■帰宅距離と帰宅困難の関係性

帰宅距離が10km未満の人	全員「帰宅可能」とする
帰宅距離が10km以上20km未満の人	個人の運動能力により、1kmごとに帰宅可能者が10%ずつ低減していくとされています
帰宅距離20km以上の人	全員「帰宅困難」とする

(資料:首都直下地震専門調査会報告、平成17年度)

(2) 日ごろの備え

①会社からの一斉帰宅の抑制

- ・大地震が発生した場合、ほとんどの交通機関は停止し、駅などには多数の人が集まり混乱します。
- ・混乱を避けるため、むやみに移動せず、社内にとどまったり、外出中などは一時滞在施設などを利用し、帰宅を見合わせましょう。

②職場などに備蓄品・防災グッズを準備

- ・徒歩で帰宅するために職場にも防災グッズを準備しておきましょう。特に長時間歩くためには足元ケア用品が重要になります。
- ・帰宅できない場合のために、職場に3日分の食料や飲料水も準備しておきましょう。

■徒歩で帰宅するために必ず備えておきたいもの

<input type="checkbox"/> 帰宅地図
<input type="checkbox"/> 飲料水・簡易食料
<input type="checkbox"/> 携帯トイレ
<input type="checkbox"/> 運動靴
<input type="checkbox"/> 足元ケア用品（靴擦れ保護パッド、足マメ保護パッドなど）
<input type="checkbox"/> 雨がっぱ

③帰宅地図を準備

- ・徒歩で帰宅することを想定し、帰宅地図を準備しておきましょう。
- ・災害の状況によっては、道路が通行不能になることもあるため、複数のルートを決めておくようにしましょう。
- ・あらかじめ、帰宅途中にある避難所や一時滞在が可能な施設などの場所を確認しておきましょう。

帰宅困難者の行動心得 10 カ条（東京都提唱）

- 1 あわてず騒がず、状況確認
- 2 携帯電話、携帯ラジオをポケットに
- 3 作っておこう帰宅地図
- 4 ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- 5 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- 6 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- 7 安否確認、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板や遠くの親せき
- 8 歩いて帰る訓練を
- 9 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
- 10 声を掛け合い、助け合おう

（出典：東京都防災ホームページ）

IV-2-4 ペットのための備え

- ・災害時は人間の避難だけでも厳しい状況になると考えられますが、さらに犬や猫などのペットを連れて避難する場合、一層困難な状況になると予想されます。
- ・災害時にペットと一緒に避難することを想定し、日ごろから準備しておく必要があります。



(1) 事前にできること

①日ごろからできるペットへの対応

■飼い主の身元が確認できるものをペットにつける

- ・鑑札や迷子札、マイクロチップなど

■基本的なしつけをしておく

- ・避難所には動物が嫌いな人やペットを飼っていない人も大勢いるため、無駄吠えをさせないなど、他人の迷惑にならないように日ごろからのしつけが大切

■ワクチンを接種する

- ・避難所では、多くのペットが集まることが予想され、病気に感染するおそれがある

■不妊去勢手術をしておく

- ・他のペットとのトラブルを未然に防ぐためにも大切

②ペットのための備蓄

■1週間分のえさと2~3日分の水

- ・ペット専用のものは手に入りにくいいため、1週間分のえさの準備が必要
- ・ドライフードや缶詰など長期保存できるものを準備

■リード、フン取り道具

- ・猫はトイレ砂も用意

■ケージやキャリングバッグ

- ・避難所で他人や他のペットの迷惑にならないよう、日ごろからケージへ入ることに慣れさせておく

■飼い主とペットと一緒に写った写真

- ・ペットや飼い主を捜すのに役立つ

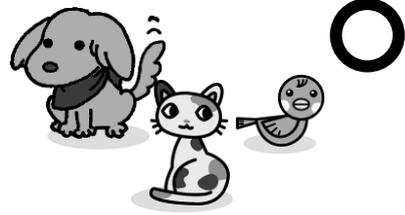
資料：(社)静岡県動物保護協会・(社)静岡県獣医師会のパンフレット

(2) 避難所におけるペット受け入れ

・浜松市では以下のような考えに基づき、避難所にペットを受け入れる予定です。

①受入れ対象となるペット

・避難所で受け入れるペットは、原則として、
犬、猫、小鳥その他の小動物とします。



- ※ただし、以下のような場合は受入れできない場合があります。
- ×他の人やよそのペットに対して危害を与えるおそれがある
 - ×他の人やよそのペットに対して無駄吠えをする
 - ×予防接種をしていないなど、周囲に病気をうつすおそれがある



②基本的な方針

- ・避難所では、人間の居住場所とペットの飼育場所を完全に分離し、屋外においてケージに入れたり、つなぎ止めたりして飼育します。
- ・ケージ・つなぎ止めによる飼育ができないペットは、避難所での受入れはできません。
- ・避難所でのペットの管理は、ペットを連れてきた避難者（以後「飼い主」という）による自主管理を原則とします。
- ・飼育に必要な用具（ケージ・えさなど）は原則として飼い主が用意してください。
- ・避難所での飼育に必要な作業（飼育場所の管理・清掃）は、飼い主が共同で行うものとします。
- ・身体の不自由な災害時要援護者が身体障害者補助犬（盲導犬など）と共に避難してきた場合には、別の部屋（教室）や場所を用意し、そこで居住します。

IV-2-5 家族防災会議を開く

(1) 家族防災会議のテーマ

- ・いざという時に備えて、避難行動計画（保存版）、防災マップ、防災カードを使って年2回は家族全員で防災会議を開きましょう。
- ・家族防災会議では、避難場所・避難経路の確認や非常持出品などの点検、家族間の連絡の取り方、飲料水・非常食の入れ替えなどを行きましょう。
- ・家族防災会議は、一度だけではなく、定期的に行うことが大切です。

家族防災会議のテーマ

■避難経路、避難場所を確認する

■非常持出品、備蓄品を確認する

■連絡方法、情報入手方法を確認する

■家族の役割分担を決める

■危険箇所をチェックする

■家の中の安全対策を行う



(2) 家族防災会議で考えよう

①避難場所・避難経路の確認

- ・防災マップを使って、以下の手順で自宅から避難場所へ向かう道順（避難経路）を確認しましょう。
- ・自宅だけでなく外出時の避難場所についても家族で話し合い、防災マップの「わが家の防災メモ」に記入しておきましょう。

【避難経路の決め方の手順】

- ①防災マップ上の自分の家に印をつけます
- ②災害ごとに避難場所（避難所や身近で安全な場所など）を設定し、防災マップに印をつけます
また、「わが家の防災メモ」に避難場所を記入します
 - ・特に地震と風水害、土砂災害時で避難所が異なる場合がありますので、注意してください
- ③自宅から避難場所までの避難経路を複数考えます
 - ・災害時は道路が通行できない場合もあるため、複数の経路を考えておきましょう

避難経路を決める時のポイント（例）

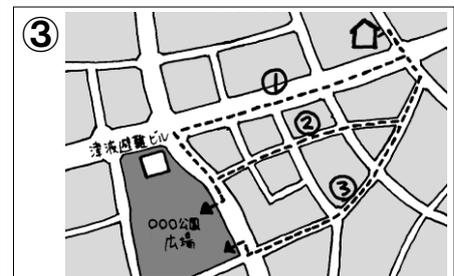
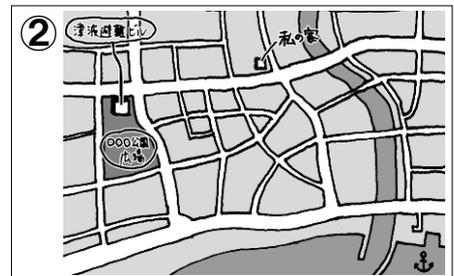
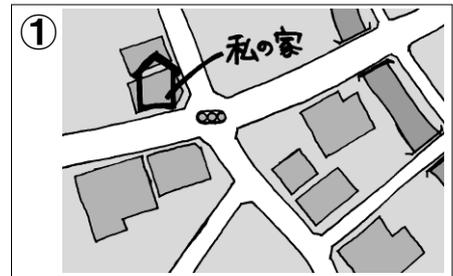
- 避難場所までできるだけ早く行ける経路を選ぶ
- できるだけ広い道路を選ぶ
- がけ地や河川、橋などはできるだけ避けて経路を選ぶ

- ④設定した避難経路を実際に歩いてみて、危険な箇所を確かめます

危険な箇所のチェックポイント（例）

- 狭い道路 電柱、ブロック塀
- 住宅が密集している場所
- 土砂災害の危険がある場所
- ガードレールがない用水路 など

- ⑤点検した結果から、避難経路を見直します



②情報入手方法の確認

- ・災害に備えて自ら情報が入手できる手段を確保しておく必要があります。
- ・家族防災会議ではまず家族全員が携帯電話へ「浜松市防災ホットメール」を登録していることを確認し、まだ登録していない場合はすぐに登録しましょう。
- ・また、災害時の連絡先や災害用伝言ダイヤル「171」は家族全員が使い方を理解していないと、いざという時に役に立ちません。

■携帯電話で浜松市防災ホットメールを登録する

- ・登録していない家族がいたら、全員登録する
- ※具体的な登録方法は4-3 ページを参照

■災害時の家族間の連絡の取り方を決め、伝言サービスなどの使い方を確認する

- ・災害用伝言ダイヤル「171」
- ・災害用伝言板（携帯電話・パソコン）
- ・遠くにいる親せきの連絡先 など
- ※具体的な登録方法などは4-8～4-11 ページを参照

③防災カードの書き方

- ・家族全員がひとり一枚の防災カードをつくり、日ごろ使っているバッグや財布の中に入れて持ち歩きましょう。
- ・下記を参考にして、防災カードに家族の連絡先、家から避難場所までの道順、自分自身の情報を記入しましょう。

【家から避難場所までの道順の書き方】

- ①家から避難場所までの主な道路を書く
- ②家と避難場所の位置を書く
- ③避難する道順を書く
- ④道順で目印になる建物や大きい木などを書く

表面	家族の連絡先			防災カード 家から避難場所までの道順（地図） 	
	氏名（続柄）	連絡先	電話番号		
	浜松 育子（妻）	パート先	090-xxxx-xxxx		
	浜松 守（息子）	〇〇小学校	000-0000		
	浜松 保（父）	携帯電話	090-0000-0000		
浜松 治子（母）	自宅	xxx-0000			
災害時の連絡先（遠くに住んでいる親せきや友だち）			避難場所の名前 〇〇集会所、△△小学校		
氏名	関係	電話番号			
遠山 まち子	妹	〇〇-xxxx			

裏面	氏名	浜松 悟	持病	ぜんそく
	性別	⊙（男）・女	飲んでいる薬	〇〇〇、xxx、△△△
	生年月日	昭和40年 9月 1日	メモ欄	就寝前
	血液型	RH ⊕ ・ - A 型	NTT災害用伝言ダイヤル ・録音 171+1 } +自宅の電話番号 ・再生 171+2 } Fm Haro! 周波数：76.1MHz 浜松市の災害情報 QRコード → 	
	住所	浜松市〇〇区〇〇町××番地△		
	自宅の電話番号	053-000-△△△△		
	保険証の番号	No. 〇〇〇〇〇〇〇〇		

④家族の役割分担を決める

- ・災害発生時の家族の役割分担を決めておきましょう。

■地震時の役割分担表(参考)

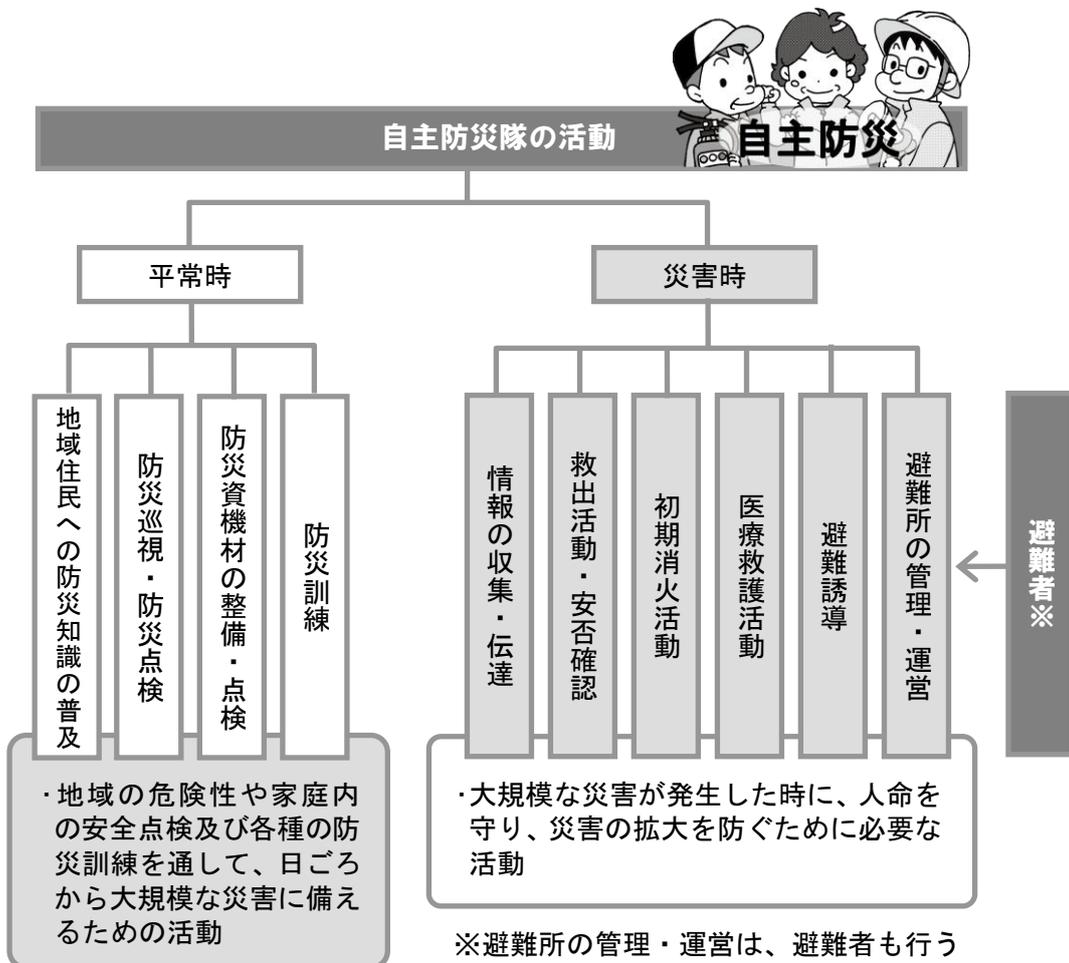
役 割	誰が(名前)
テレビ、ラジオ、浜松市防災ホットメールで 情報を確認する	
火を消す	
ガスの元栓を閉める	
電気のブレーカーを切る	
出入口を確認する	
非常持出品を取りに行く	
消火器・バケツを用意する	
飲料水を確保する	
家族への伝言を書きしておく	

※空欄は上記以外に役割がある場合、自分で書き込むために使用してください。

IV-3 地域での備え

IV-3-1 共助の基本的考え方

- ・災害発生時は隣近所による助け合いが大切です。阪神・淡路大震災ではおよそ 8 割の人が自力または家族や近隣住民により救助されました。
- ・地域活動に参加したり、隣近所でコミュニケーションを取り合っって災害時要援護者を把握しておくなど、日ごろから地域のつながりを深めておくことが大切です。
- ・災害に備え、日ごろから地域の皆さんが力を合わせて防災活動に取り組むための組織として「自主防災隊」があります。
- ・自主防災隊は、大規模な災害が発生した場合、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に抑えるため、平常時から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、地震被害に対する備えを行っています。また、実際に地震が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担います。



IV-3-2 地域での災害への備え

- ・自主防災隊では、いざという時のために平常時から以下のような活動を行っています。
- ・自主防災隊の活動に協力し、減災に向けた様々な自主防災活動に地域で取り組みましょう。



1 地域住民への防災知識の普及

- ・防災対策においては、まず住民一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です
- ・例えば、避難行動計画を用いた説明会の開催や地域に防災知識を普及するため、みんなが参加できる楽しいイベントを開催してみましょう



2 防災巡視・防災点検

- ・防災の基本は、自分の住む地域をよく知ることです
- ・地域内の危険箇所や防災上の問題点、居住者の状況（ひとり暮らしの高齢者の有無など）などを把握しておきましょう
- ・改善すべき点があれば、対策を立てて解決していきましょう



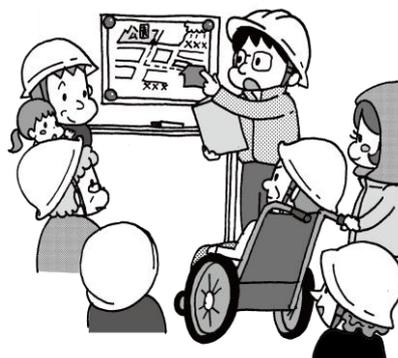
3 防災資機材の整備・点検

- ・防災資機材は災害発生時に活躍します。地域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておき、日ごろから資機材を点検しましょう
- ・防災訓練時は資機材の使用方法を実際に体験しておきましょう



4 防災訓練

- ・防災訓練は、いざという時に的確な対応をとるための大変重要な活動です
- ・地域の人たちの参加を積極的に呼び掛け、地域一体となって災害時要援護者とともに防災訓練を行いましょう



IV-3-3 地域での災害発生時の対応

- ・災害時には地域の皆さんが協力して助け合うことが重要です。
- ・まずは自分の身の安全を確保した上で、地域一丸となって災害に対処しましょう。

1 情報の収集・伝達

- ・浜松市やテレビ・ラジオからの正しい情報を集め、住民に伝達します
- ・地震発生後は、地域内の被害状況を区役所や避難所に連絡しましょう
- ・風水害や土砂災害時は、河川の水位やがけ地の状況に危険を感じたら地域住民に伝え、自主避難を呼び掛けます



2 救出活動・安否確認

- ・地震発生後は、自主防災隊が中心となり、負傷者や倒壊した家屋などの下敷きになった人たちの救出・救助活動を行います
- ・救出作業は危険を伴う場合があるため十分注意しましょう



3 初期消火活動

- ・地震発生後、出火防止のための活動や初期消火活動を行います
- ・消防署員や消防団員が到着するまでの間、火災の拡大延焼を防ぐことが基本になります。消防署員や消防団員が到着したら指示に従いましょう
- ・決して無理せず可能な範囲で行いましょう



4 医療救護活動

- ・大災害時には大量の負傷者が出るため、医師による治療がすぐに受けられないことが予想されます
- ・家屋倒壊などによる負傷者は、まず地域で応急手当し、必要があれば応急救護所へ搬送しましょう
- ・長時間、体を家具などに挟まれていた人を救出する時はクラッシュ症候群に注意が必要です（クラッシュ症候群については、4-55ページを参照）



5 避難誘導

- ・自主防災隊が中心となって、住民を地域で指定した一時的な避難先や避難所など安全な場所へ誘導します
- ・特に、災害時要援護者については、全員が避難できるように自主防災隊の中で担当者を決めておきましょう
- ・避難経路は災害の状況により異なってくるため、複数の経路を検討しておくことが必要です



6 避難所の運営・管理

- ・避難所の運営・管理は避難者により行うものとしています
- ・大規模な地震発生後など、長期間の避難が必要な時は、自主防災隊が中心となり地区防災班や学校職員の皆さんとともに運営にあたります
- ・食料や水、緊急物資などを配分します。また、必要に応じて炊き出しなどの活動を行います

IV-3-4 災害時要援護者の避難

(1) 災害時要援護者の定義

- ・必要な情報を早く的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動を取るのに支援を要する人をいい、高齢者、障がいのある人、乳幼児（5歳未満）、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人、介護度の高い人などのことです。



例えば・・・

- 介護・支援が必要な高齢者
- 知的障がいのある人
- 肢体不自由のある人
- 精神障がいのある人
- 体の内部に障がいのある人
- 妊産婦、乳幼児のいる親や家族
- 視覚に障がいのある人
- 保育園児・幼稚園児・小学生
- 聴覚に障がいのある人
- 日本語が不自由な外国人
- 音声・言語機能障がいのある人

(2) 家族や地域の心得

① 家族の心得

日ごろの備え	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者本人を家族の誰がどのように援助するか、役割分担を決めておく ・また、災害時要援護者本人が災害時にとるべき行動を熟知しておき、適切な援助ができるようにしておく ・防災訓練へは家族も本人と一緒に積極的に参加する
地震などが発生した場合	<ol style="list-style-type: none"> ①災害発生直後は、周囲の安全を確認しながら災害時要援護者の安否を確認する ②地震が発生したら素早く座布団などで頭部を保護させ、転倒、落下物に注意し、安全な場所へ誘導する ③揺れがおさまったらまず声を掛け、火気などの安全確認や出口を確認し、周囲の状況を伝える ④その後、ガラスなどの破片や落下物など足元に注意しながらドアや窓を開け、出口を確保する ⑤災害時要援護者と離れている時は災害用伝言ダイヤル「171」などを利用して安否を確認する
火災が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器などで初期消火をし、すぐに「119番」に通報する ・逃げ出すタイミングを失わないように注意する
避難する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出品などの持ち物は必要最小限にする ・丈夫な履物を用意し、動きやすい服装で避難する ・避難経路の安全を確認し、災害時要援護者を避難所などへ誘導する

②地域（隣近所・自主防災隊）の心得

日ごろの備え	<ul style="list-style-type: none">・安全対策や非常持出品の準備が自分でできない人や家庭には、プライバシーや本人の希望・意思に配慮しながら援助するように心掛ける・日ごろから隣近所の災害時要援護者と積極的に交流を持ち、いざという時には遠慮なく援助を申し出てもらうように伝えておく・単身生活の人には、警戒宣言が出たことや、避難の指示、周囲の状況などを詳しく伝えるため、日ごろから伝達方法などを決めておく・隣近所と自主防災隊が連携した体制をつくっておき、情報の提供、日ごろの備えの協力、安否確認や避難の手助けなどができるようにしておく・回覧板などで地域住民や災害時要援護者にその地域の防災対策を知らせておく・精神の障がいがある人でも、日常生活に支障のない人から、障がいの重い人まで程度は様々であるため、地域に住む障がいのある人の保護者や家族と、隣近所の人にはプライバシーに配慮しながら日ごろから交流を持ち、災害時にはどのような支援が必要であるかを話し合っておく（具体的には、避難する時の援助や、避難所でどのような支援・援助が必要になるかなど）
地震などが発生した場合	<ul style="list-style-type: none">・災害時要援護者を見かけたら声掛けし、介助しながら安全な場所へ誘導する・本人の依頼があったり、異常があった時は緊急連絡先を聞いて、医療機関や家族へ救急連絡する・聴覚に障がいのある人や音声・言語障がいのある人から援助を求められたら、相手の言葉を丁寧に聞き取るようにする・聞き取りが困難な時は、相手にことわってから筆談をしたりメモをとり、必要な情報の提供や援助をする・隣近所の災害時要援護者やその家族へ声を掛け、孤立しないようにする

(3) 避難するときの注意点

①介護・支援が必要な高齢者

日ごろの備え	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で動けない人のため、避難時用のおんぶ紐を準備しておく ・助けを呼ぶために、笛（ホイッスル）、ブザー、非常ベルなどを準備しておく ・援助者は、部屋の整理整頓をして、安全な空間を確保しておく
東海地震に関連する情報が出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・援助者は、出口、避難経路を再確認し、障害物などは取り除いておく ・非常持出品の確認をする ・援助者は不安を取り除くように声を掛ける ・情報から取り残されないように隣近所に声を掛け、援助を依頼する
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・援助者はまず声を掛け、安否確認を行う ・火の始末を確認する ・非常ベルが鳴るなどの援助の求めがあった時は、すぐに駆けつけ、必要に応じて初期消火や緊急避難の協力をする
避難する時	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で避難させることが困難な場合は、隣近所や自主防災隊などと協力し、複数の人で避難させる ・複数の人がそろえる時は、担架などで移動させる ・一人で移動させる場合は、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せ、そのまま引っ張ったり、おんぶ紐で背負って避難する

②肢体不自由のある人

日ごろの備え	<ul style="list-style-type: none"> ・つえや歩行器などを使用している人は、いつも身近に置くようにする ・車いすなどの補助具が、転倒した家具の下敷きにならないように部屋を整頓し、ゆとりを持った空間を確保しておく
東海地震に関連する情報が出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家族がいる時は出口、避難経路を再確認してもらい、障害物などは取り除いてもらう ・車いす利用者は家具類などが転倒、落下する恐れのある所から離れる ・外出中の場合は、帰宅経路の状況など正しい情報を得て行動する
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れがおさまるまでは、車いすのブレーキをかけ、近くにある座布団や枕などで頭部を保護する ・屋外にいる時は、ブロック塀や門など倒壊するおそれのあるものから離れ、近くに人がいる時は安全な場所へ誘導を依頼する ・街が混乱して移動が危険な状況の時は、最寄りの防災関係機関（交番、消防署など）に保護を申し出る ・火災が発生したら、物を叩いたり、大声で付近に火災を知らせるなど助けを求める
避難する時	<ul style="list-style-type: none"> ・家族と一緒に避難場所へ避難し、人手が足りない時は隣近所などにも応援を依頼する

③体の内部に障がいのある人

日ごろの備え	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の非常持出品に加え、日ごろ服用している薬、装具やその薬品名や装具の説明を書いたメモ、かかりつけ医療機関を書いたメモを準備しておく ・災害が発生した時や通院できなくなった場合の当面の医療的な対処について、かかりつけの医療機関（主治医）から事前に助言を受け、適切な行動がとれるようにしておく ・常用薬や特殊な治療食の蓄えについても、かかりつけの医療機関に相談して、準備しておく ・在宅療養中で人工呼吸器を装着している人は、災害時の非常用電源を確保するため、人工呼吸器の非常用外部バッテリーや発動発電機を準備しておく (購入する費用の助成制度・・・【問い合わせ先】区役所 社会福祉課) ・常に就床を要する身体に重度の障がいのある人は、介護用ベッドに防護フレームをつける (購入する費用の助成制度・・・【問い合わせ先】区役所 社会福祉課) <p>※制度の詳細は、4-51 ページを参照</p>
東海地震に関連する情報が出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に連絡し、対処について指示を受ける
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅できない状態で差し迫った治療の必要のある場合は、最寄りの医療機関などに相談する (人工透析が必要な人には、透析可能施設の情報がNHKラジオなどの公共放送から提供される)
避難する時	<ul style="list-style-type: none"> ・周りの人に自分の障がいのことを知ってもらい、遠慮せずに必要な手助けを依頼する

④視覚に障がいのある人

日ごろの備え	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報をすぐに入手するため、常にラジオを身近な所に置く ・通常の非常持出品に加え、白杖、点字器なども身近に準備しておく ・笛(ホイッスル)、ブザーなどを携帯しておく ・特定の人を決めて、重要な情報を伝えてもらうようお願いしておく ・家族がいる時は部屋の整理整頓をして、安全な空間を確保してもらう
東海地震に関連する情報が出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家族がいる時は出口、避難経路を再確認してもらい、障害物などは取り除いてもらう ・テレビ、ラジオや行政機関からの情報を注意して聞く ・近所の人には、家にいることを伝えておき、情報や援助を得られやすいようにしておく ・屋外にいる場合は、周囲の人に帰宅経路などの状況を教えてもらうようにする。駅や街路が混乱している時は周囲の人に援助を依頼する
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまってから、周囲の人に火気を確認してもらう ・落下物やガラス片などでケガをしないよう周囲の状況を教えてもらう ・屋外にいる場合は、持ち物や両手で頭部を落下物から保護する
避難する時	<ul style="list-style-type: none"> ・家族へ避難場所への誘導を依頼し、家族がいない時は隣近所などにも応援を依頼する

⑤聴覚に障がいのある人

日ごろの備え	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の非常持出品に加え、補聴器用の電池、筆談用のメモ用紙、筆記用具などを準備し、笛(ホイッスル)、ブザーなどを携帯する ・情報を入手したり、自分から状況を連絡できるよう文字情報が受信・発信できる携帯電話やFAXを活用する ・災害時に情報を入手するためにFネット(FAX一斉同時サービス※)に申し込みしておく ・特定の人を決めて、情報を伝えてもらうよう依頼しておく ・単身生活の人は、隣近所の人から地震の状況や周囲の様子、避難の必要などを教えてもらえるように日ごろから依頼しておく
東海地震に関連する情報が出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビなどで注意情報を知った時は、周囲の人にその後の重要な情報を提供してもらえるよう依頼しておく ・屋外にいる時は、周囲の人や関係機関の人に筆談などにより、状況や帰宅経路の状況などを伝えてもらう
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した時は、手近に消火器などがあれば、可能な範囲で初期消火する ・失敗した時は、煙に巻かれないよう低い姿勢で移動し、脱出する ・音を立てたり、合図などで火災の発生を知らせ、援助を求め「119番」通報してもらう ・周囲の人に筆談などで、周りの状況などを教えてもらい、安全な場所への誘導を依頼する
避難する時	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出品などを持ち、単身で生活している人もできるだけ周囲の人と複数で避難する

※FAX一斉同時サービス(Fネット)

災害時において、聴覚に障がいのある人などに対して様々な情報を提供するために、FAXによる緊急一斉同時通報を行っています。

【対象者】聴覚または音声言語の身体障害者手帳を所持している人

【内容】9月1日の防災訓練、東海地震の警戒宣言の発令、地震発生後の各種情報

【費用】無料

【窓口】各区役所社会福祉課

・詳しくは、4-50 ページを参照

⑥音声・言語機能に障がいのある人

日ごろの備え	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の非常持出品に加え、筆談用のメモ用紙、筆記用具などを準備し、笛(ホイッスル)、ブザーなどを携帯する
東海地震に関連する情報が出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオや行政機関などから正しい情報を得るようにする ・屋外にいる場合は、帰宅経路の正しい情報を得て行動する ・周囲の人や関係機関の人に筆談などで、周囲の状況や帰宅経路の状況などについて伝えてもらう
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・火気を使用している時は、落ち着いて火の始末をする ・初期の火災で手近に消火器などの備えがある時は、初期消火を心掛ける ・初期消火に失敗した時は、煙に巻かれないよう低い姿勢で移動し、外へ逃げる
避難する時	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出品などをもち、単身で生活している人もできるだけ周囲の人と複数で避難する

⑦知的障がいのある人と援助者

- ・知的発達に障がいのある人は、日ごろ家族や施設、学校などの援助、支援の下で生活しています。しかし、施設などの行き帰りや家に一人である時などに災害が起きると、自分で状況を正確に理解したり、危険を判断することができないことがあります。このような時には保護者や家族、地域の皆さんが協力して災害時要援護者を援助、支援することが必要です。

日ごろの備え	<ul style="list-style-type: none"> ・援助者は災害時の行動を日ごろから繰り返し話して聞かせ、ブロック塀や自動販売機など外での危険な場所も伝えておく ・援助者は部屋の整理整頓をし、安全な場所を確保しておく、家具などの転倒や落下しやすいものは部屋に置かないようにする ・自宅の住所や連絡先の書かれた身分証明などを携帯させる ・緊急連絡先やかかりつけの医療機関、服用している薬などを記入した「緊急連絡カード」を備えておく ・知的障がいがある人でも、日常生活には支障のない人から、障害の重い人まで程度は様々であるため、地域に住む障がいのある人の保護者や家族と隣近所の方は、プライバシーに配慮しながら日ごろから交流を持ち、災害時にどのような支援が必要であるかを話し合っておく
東海地震に関連する情報が出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の身を守る行動や、周りの状況を判断できない場合があるので、周囲の人は慌ててケガをしないよう声を掛けて落ち着かせ、安全なところへ誘導するか、自宅へ帰宅させる
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で外出している時に地震が発生したら、自分の身を守る行動や周りの状況を判断できない場合があるため、周囲の人は声をかけて落ち着かせ、安全な所へ誘導する ・家族などの緊急連絡先が分かる場合には代わりに連絡する ・知的障がいのある人がひとりである時に危険が迫った場合は、恐怖感を与えないよう、常に話しかけるなどの配慮をしながら緊急保護する
避難する時	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉で理解してもらえない場合は、手を取って安全な場所へ誘導する

⑧精神障がいのある人

日ごろの備え	<ul style="list-style-type: none"> ・精神の障がいがある人は、日常生活には支障のない人から障がいの重い人まで様々であるため、家族や援助者は、プライバシーに配慮しながら、災害時には、どのような支援が必要なのか話し合っておく ・災害が発生した時や通院ができなくなった場合の医療的な対処について、かかりつけの医療機関(主治医) から事前に助言を受け、適切な行動がとれるようにしておく ・通常の非常持出品に加え、日ごろ服用している薬やそのメモを準備しておく
東海地震に関連する情報が出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・周りの状況を判断できなかつたり、不安感が強い時には声を掛けたり、見守り、落ち着かせるように配慮する ・動揺が激しい場合は、本人の了解を得て、緊急連絡先へ代わりに連絡する
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いて行動するように声掛けする ・動揺が激しい場合は、本人の了解を得て緊急連絡先へ代わりに連絡する
避難する時	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立してしまうことのないよう、家族や周囲の人と一緒に避難する ・日ごろ服用している薬やそのメモを忘れずに持っていく

⑨妊産婦、乳幼児のいる親や家族

日ごろの備え	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出品、備蓄品の準備 (4-23～4-25 ページを参照)
東海地震に関連する情報が出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所の人に避難誘導を支援してくれるよう、援助の依頼をしておく
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・自分や乳幼児の安全を確保し、落ち着いて行動する
避難する時	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の場合はできるだけ家族や周囲の人と一緒に避難する ・乳幼児はおんぶ紐などで背負い、できるだけ両手はあけておく

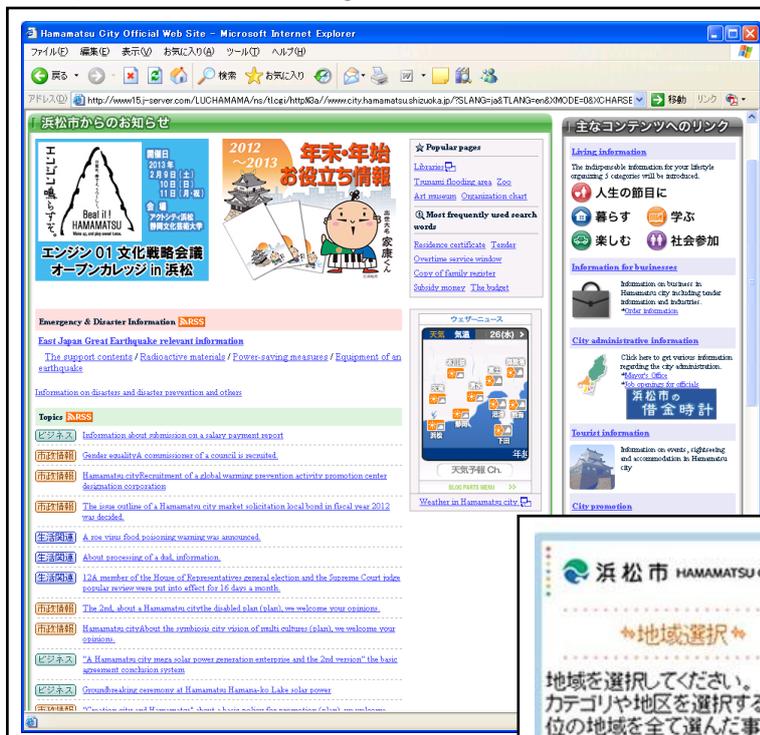
⑩保育園児・幼稚園児・小学生や保護者

日ごろの備え	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設や学校の防災体制を確認しておく ・いざという時の避難行動について日ごろから子どもと話し合っておく ・子どもと一緒に安全な場所(避難所など)まで歩き、避難経路を確認しておく
東海地震に関連する情報が出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを安全な部屋(場所)に移動させ、出入口までの経路上で落下してくるようなものや障害になるようなものがないか確認する ・子どもの不安を取り除き、落ち着かせる
災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てさせないよう声掛けするなどして、子どもに落ち着いた行動をとらせる
避難する時	<ul style="list-style-type: none"> ・避難する時は、乳幼児は背負い、歩ける子どもははぐれないように手を引くか、ロープでつなぐ

⑪日本語が不自由な外国人

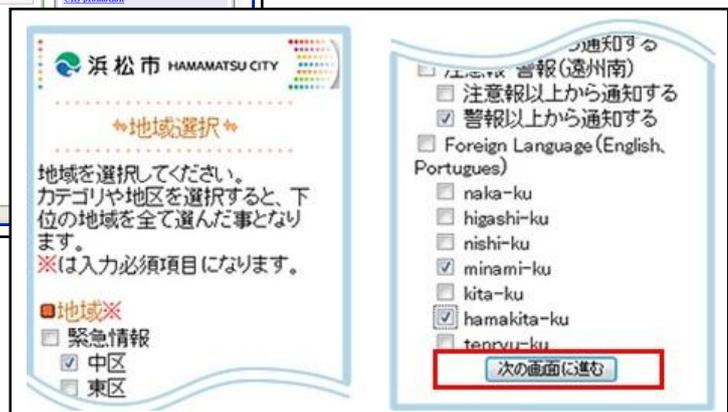
<p>日ごろの備え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語パンフレット（英語、ポルトガル語版「暮らしと地震」）があるため、日ごろから災害に対する知識を得ておく （問い合わせ先：浜松市危機管理課または各区役所区振興課、国際課、（公財）浜松国際交流協会） ・在住外国人向け携帯電話サイトにアクセスし、災害時の情報伝達方法を確認したり、必要な情報を入手しておく ・各地域で防災訓練をしているため、積極的に参加する （問い合わせ先：浜松市役所危機管理課または各区役所区振興課）
<p>東海地震に関連する情報が出された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生が予知された場合は、警戒宣言が発令される ・テレビやラジオのニュース、市の広報車、サイレン（45秒鳴り、15秒休むサイクルを繰り返す）などで皆さんにお知らせする ・外国語パンフレット（上記）を参考に必要な対策をとる
<p>災害発生時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震を感じたら、まず身を守る ・家にいる時は、慌てて外に飛び出さず、机の下などに入って揺れがおさまるのを待つ ・玄関を開けて、避難経路を確保する
<p>避難する時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家を離れる時は、二次災害を防ぐため、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る ・避難する時は、車は使わず、徒歩で避難する ・近所の人と安全を確かめ合い、協力して避難する

■浜松市ホームページ（English Version）



浜松市ホームページは英語、ポルトガル語、中国語、韓国語に翻訳する機能があります。

浜松市防災ホットメールも英語とポルトガル語に対応しています。
（右図は登録画面）



浜松市防災ホットメールの登録画面

(4) 災害時要援護者を支援する時の注意点

① 支援者のマナー

■ 礼儀正しくする

援助の押し売りにならないよう心掛ける

■ いつでも笑顔で接する

不安感を少しでも和らげることが大切

■ 相手を尊敬する

相手の立場に立って接する

■ 相談し、助け合う

話しかけたり、相手の問いかけに耳を傾ける

■ 継続して行う

援助に最も必要な信頼関係は継続してこそ生まれる

■ 秘密を厳守する

援助で知りえた秘密は厳守する

■ 能力を超えた援助はしない

無理な援助は信頼と希望を失わせる結果になる

■ 医療行為はしない

緊急時の止血などの行為を除き、援助する人の判断で薬を飲ませるなどの医療行為はしない

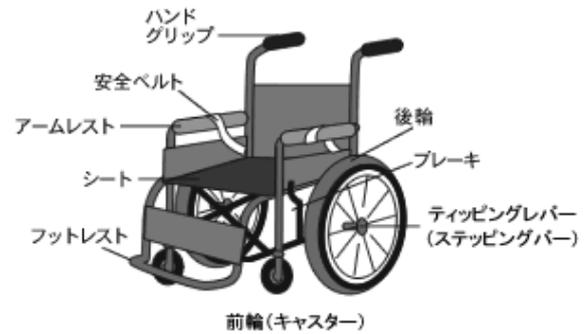
■ 動きやすい服装で行う

援助活動は機敏な対応が必要

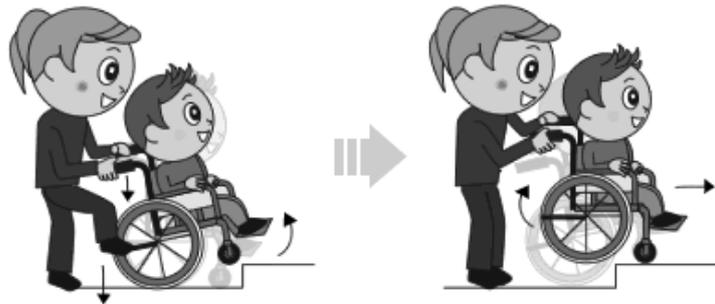
(資料:静岡県 大規模災害時における災害弱者対応マニュアル)

②車いすの介助方法

- ・車いすを押す時は、ハンドグリップをしっかり握り、周りに注意してゆっくりと押します。
- ・車いすから離れる時にはブレーキをかけます。



- ・上り坂の時は進行方向に前向き、急な下り坂の時は進行方向に後ろ向きになって進みます。
- ・緩やかな下り坂は車いすを前向きにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり降りるようにします。
- ・段差を上る時は、ティッピングレバー（ステッピングバー）を踏み、ハンドグリップを押し下げて、前輪（キャスター）を段の上に乗せてから、後輪を段の上に押し上げます。前輪（キャスター）を上げる時は声を掛け、上げすぎないように注意します。



- ・段差を降りる時は、後ろ向きになって、まず後輪を降ろし、次に前輪を浮かせながら後ろに引き、前輪を降ろします。
- ・階段では、3～4人で運ぶのが安全です。上がる時は車いすを前向きに、降りる時は車いすを後ろ向きにするのが安全で恐怖感を与えません。いずれもブレーキをかけます。



- ・人手がない場合はおんぶ紐などを使って一人で背負います。この際、両手には物を持たないようにして、両手をあけておきます。



③援助する時の注意点

【視覚障がいのある人を援助する場合】

- ・視覚に障がいのある人を援助する時は、本人には援助する人の姿が見えないので、まずこちらから優しく声を掛け、自分の存在を知らせましょう。
- ・助けを呼ぶために、笛(ホイッスル)、ブザー、非常ベルなどを準備しておきましょう。
- ・一緒に歩く時は、相手より半歩程度前に出て、ちょうどよい高さの所(肘の少し上あたり)に軽く触れてもらい、相手の歩くスピードに合わせて歩きます。この時常に目の前の状況を知らせ、路上に障害物などがある場合は、どうよけたらよいかを具体的に伝えましょう。
- ・階段を誘導する時は、階段に向かってまっすぐ進み、階段の隣でいったん止まり、上りか下りかを説明します。その後誘導する人が一段先を歩くように誘導します。階段が終わったら立ち止まり、階段の終わりを伝えます。
- ・位置や方向を説明する時は、その方向を向かせて、前後左右、この先何歩、何メートルなど具体的に伝えます。
- ・白杖を持って誘導することは本人が歩きにくくなるので基本的には避けますが、本人が希望する場合には白杖を持って誘導します。
- ・狭い通路では誘導する人がつかませている腕を背中にまわし、目の不自由な人が背後に来るようにして進みます。
- ・盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしないようにして誘導します。
- ・東西南北の方角を示したり、物の位置を知らせる時には、時計の文字盤の位置で伝えると分かりやすいです。



【聴覚障がいのある人を援助する場合】

- ・聴覚に障がいのある人を援助する時は、口の動きで伝えることもできます。顔をまっすぐに向け、自然なリズムでゆっくりはっきり口を動かして伝えるようにしましょう。
- ・手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝えるようにしましょう。



(5) あんしん情報キットの活用（緊急医療情報キット）

- ・浜松市では、大切な情報を入れておく「あんしん情報キット」を65歳以上の人のみの世帯や障がいのある人（個人台帳※掲載者）に配布しています。
- ・キットは、かかりつけの医師、持病、緊急連絡先などを記入した情報カードを入れて、冷蔵庫に保管するようになっています。
- ・キットのある家庭は、目印として冷蔵庫の扉にマグネットシールが貼ってあります。

※個人台帳：災害時要援護者のうち、自力では避難ができないひとり暮らしの人などを対象にした一人ひとりの避難支援計画のこと。個人台帳は、避難支援者、自主防災隊、民生委員・児童委員などに写しが提供されます。



キット本体



マグネットシール

(6) 災害時要援護者の支援制度

① FAX一斉同時サービス（Fネット）

制度概要	・災害時において、聴覚に障がいのある人などに対して様々な情報を提供するために、FAXによる緊急一斉同時通報を行います。	
対象	・聴覚または音声言語の身体障害者手帳を所持している人	
費用	・無料	
窓口	障害保健福祉課	FAX:457-2630
	各区役所 社会福祉課	

②携帯電話のメールによる災害情報配信サービス

制度概要	・メールアドレスを事前に登録することにより、災害時における様々な情報を携帯電話のメールから受信できるサービスです。	
対象	・視覚または聴覚の身体障害者手帳を所持している人 ※視覚に障がいのある人は、受信したメールを音声で読み上げる機能が付いた携帯電話が必要	
内容	・気象庁発表の気象警報、地震情報（東海地震警戒宣言の発令など）、県・市からの災害関連情報	
費用	・無料	
窓口	各区役所 社会福祉課	

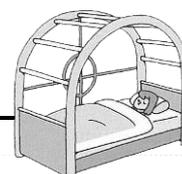
③外国語パンフレット

制度概要	・防災に関する外国語パンフレットを配布しています。 ・対応言語は、英語、ポルトガル語	
対象	・市内に在住または勤務する外国人	
窓口	危機管理課	TEL:457-2537
	中区 区振興課	TEL:457-2210
	東区 区振興課	TEL:424-0115
	西区 区振興課	TEL:597-1112
	南区 区振興課	TEL:425-1120
	北区 区振興課	TEL:523-1112
	浜北区 区振興課	TEL:585-1143
	天竜区 区振興課	TEL:922-0013
	国際課	TEL:457-2359
	(公財)浜松国際交流協会	TEL:458-2185

④人工呼吸器の非常用外部バッテリー及び発動発電機購入費用の助成

対 象	・呼吸器機能障害または筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の身体障がい者であって、在宅で人工呼吸器を使用している人 など	
窓 口	中区 社会福祉課	TEL:457-2058
	東区 社会福祉課	TEL:424-0176
	西区 社会福祉課	TEL:597-1159
	南区 社会福祉課	TEL:425-1485
	北区 社会福祉課	TEL:523-3111
	浜北区 社会福祉課	TEL:585-1697
	天竜区 社会福祉課	TEL:922-0024

⑤介護ベッド用防護フレームの購入費用の助成



対 象	・常にベッドが必要な身体に重度の障がいがある人 ※昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築した木造住宅で、倒壊の危険が高い住宅（耐震評点 1.3 未満）に居住する者に限る	
窓 口	中区 社会福祉課	TEL:457-2058
	東区 社会福祉課	TEL:424-0176
	西区 社会福祉課	TEL:597-1159
	南区 社会福祉課	TEL:425-1485
	北区 社会福祉課	TEL:523-3111
	浜北区 社会福祉課	TEL:585-1697
	天竜区 社会福祉課	TEL:922-0024

IV-4 いざというとき役立つ知識

IV-4-1 火災発生時の対応

- ・地震後の被害が拡大する原因の1つに火災による延焼があります。大規模な地震が発生した場合、消防車がすぐには駆けつけられないことが予想されます。
- ・まずは自宅から火を出さない対策が必要となります。また、出火した場合はできるだけ早く近所に知らせ、無理のない範囲で初期消火活動にあたりましょう。

(1) 初期消火

① 通報する

- ・大きな声で「火事だ!」と叫び、隣近所に知らせる
- ・声が出ない場合は手元にある音の出るもの（鍋など）をたたいて知らせる
- ・小さな火でも 119 番通報する

② 消火する

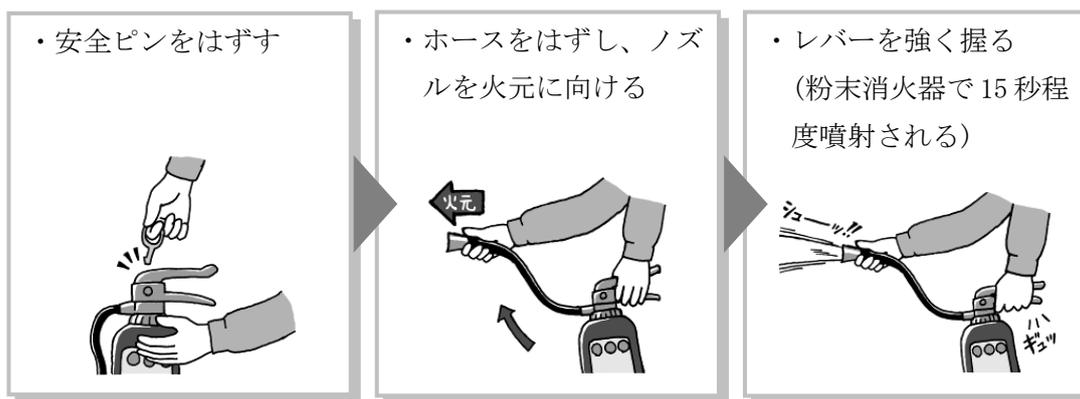
- ・消火器のほか、水やぬらした毛布など、身近なものを活用して消火する

③ 避難する

- ・火が天井に届いてしまったら、迷わず避難する
- ・空気を遮断するため、避難する時は可能なら、燃えている部屋の窓ガラスやドアを閉める

(2) 消火器の使い方と留意点

【使い方手順】



【噴射のポイント】

- ・姿勢を低くし、火元をねらい、5~6m手前からレバーを握る
- ・ほうきで掃くように、左右にノズルを振りながら薬剤を噴射する

※天ぷら火災は火元に噴射すると油が飛散して危険です。

天ぷら油に火が入った場合は、濡らしたシーツで天ぷら鍋を覆い、空気を遮断して消火します。

【室内で消火器を使用する場合】

- ・ 出入口を背にして、ドアなどを開けて逃げ道を確保した上で噴射する



【屋外で消火器を使用する場合】

- ・ 自分の身を守り効果的に噴射するために、風上から噴射する



(3) 火の始末

- ・ 地震後の火災の発生を防ぐため、避難時は火の始末を行いましょう。

【ガスコンロ】

- ・ ガスコンロの周囲には燃えやすいものは置いておかないよう心掛けましょう。
- ・ 避難時はガスの元栓を閉めましょう。

【ガス・石油ストーブ】

- ・ ストーブはカーテンなど燃えやすいものの近くに置かないようにしましょう。
- ・ 避難時はストーブの火を消しましょう。

【電気機器】

- ・ 通電火災※を防ぐため、自宅を離れる際は電気のブレーカーを切りましょう。
- ・ 地震が発生すると自動的に電気のブレーカーを落としてくれる装置も販売されています。便利なグッズを利用して通電火災を防ぎましょう。

※通電火災：停止した送電が復旧した時に、家屋内の断線箇所やスイッチが切られていない家電製品が原因で出火することがあり、これを通電火災といいます。

【その他】

- ・ 住宅火災では、布団やカーテンに燃え移り、火が燃え広がります。最近は防災素材のカーテンなどもあります。カーテンは、閉めてあれば地震の際のガラスの飛散を防止する役割もあるため、厚手の防災素材のものを選ぶようにしましょう。
- ・ また、布団は素材によっては有毒ガスを発生する物（ウレタン系やアクリル系の化学繊維）もあります。寝具を選ぶ時は、燃えにくい「難燃繊維」の布団カバーや、有毒ガスを出さない「防災マークラベル付」の毛布などを選びましょう。



防災製品を示すラベル

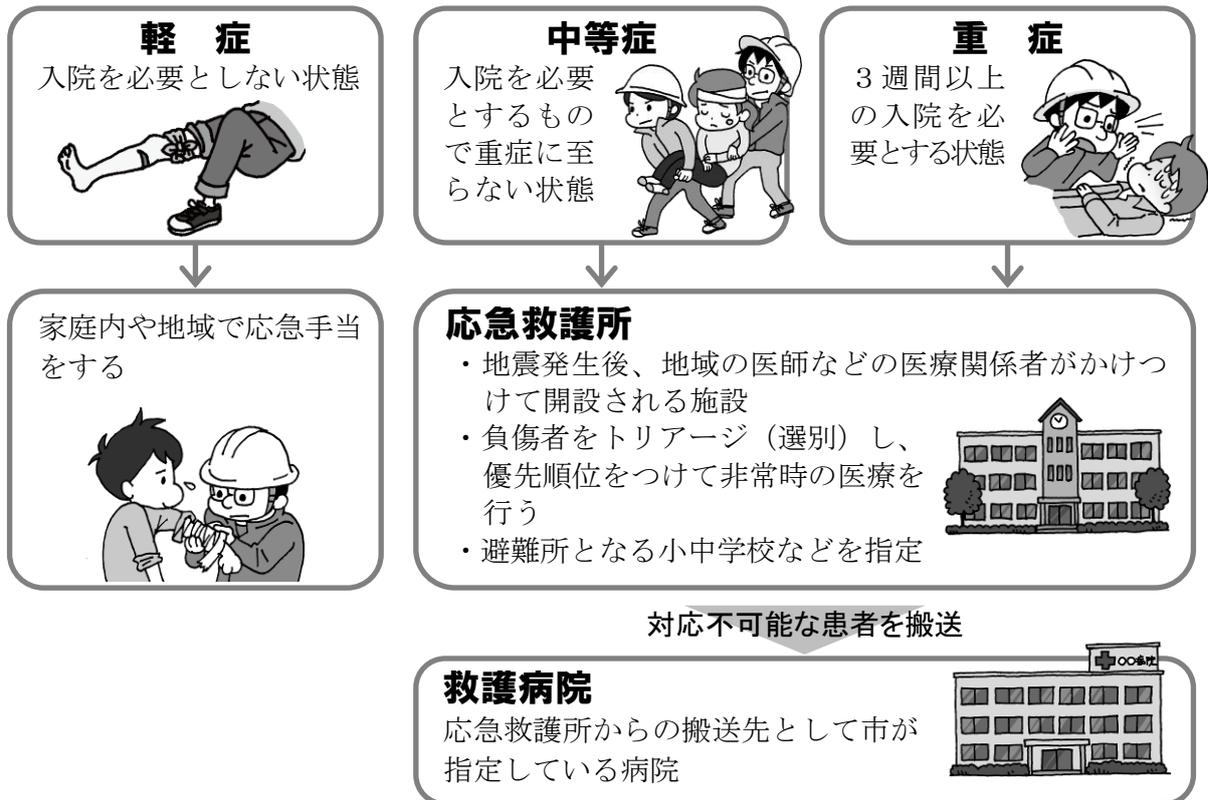


防災物品ラベル

IV-4-2 応急手当や救護の方法

(1) 地震時にケガをしたときの対応

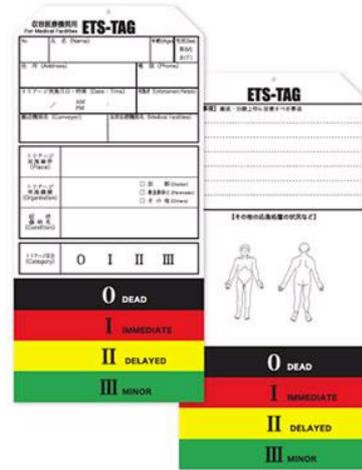
- ・地震発生後に負傷者がいる場合は、軽い切り傷や打ち身などの「軽症」であれば家庭内や自主防災隊などで応急手当をすることが基本となります。
- ・「中等症」や「重症」と思われる人がいる場合は、最寄りの「応急救護所」へ搬送します。応急救護所では、医師らが負傷者をトリアージ（次頁参照）し、優先順位をつけて治療にあたります。応急救護所で対応不可能な患者は「救護病院」に搬送されます。
- ・応急救護所が開設される避難所を平常時から確認しておきましょう。また、混乱を招かないよう、「救護病院」に直接搬送せず、まずは「応急救護所」に搬送するようにしましょう。



【参考】トリアージ

トリアージとは、災害時の医療現場で負傷者を重症度に応じて選別することです。

災害時には同時にたくさんの負傷者が出るのが考えられますが、それに対して治療にあたるスタッフや器具・薬剤などが圧倒的に不足します。そこで、負傷者をそれぞれ重症度に区分して、より多くの負傷者の治療を可能とするためにトリアージが行われます。



トリアージタグ：トリアージする際に用いる識別票のことを言います

【参考】クラッシュ症候群（圧挫症候群）

阪神・淡路大震災では、長時間建物などの下敷きになっていた人が、助け出された後、急に状態が悪化し、亡くなることが多くありました。

これは、長時間にわたり体が圧迫されたことにより体内で発生した毒素が、救助によって圧迫から開放された後に全身にまわり発生する様々な症候で「クラッシュ症候群（シンドローム）」と呼ばれています。



(2) 応急手当の方法

- ・災害時、応急救護所の混乱を招かないため、「軽症」と思われる場合は家庭内や自主防災隊など地域での応急手当が基本となります。

①出血時の止血法

【出血部位を確認する】



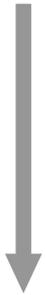
【出血部位を圧迫する】

- ・きれいなガーゼやハンカチ、タオルなどを重ねて傷口に当て、その上を手で圧迫する
 - ・出血している場合で、片手で圧迫しても止血しない時は、両手で体重を乗せながら圧迫止血する
- ※止血手当を行う時は、感染防止のため血液に直接触れないように、できるだけビニール製やゴム製の手袋またはビニール袋を使用する



②骨折

【部位の確認】

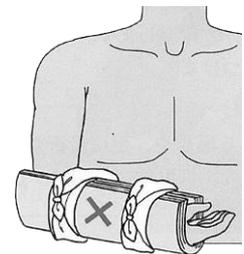


- ・痛がっている所を聞く
 - ・可能であれば痛がっている所に変形、出血がないか確認する（痛がる所は動かさない）
- ※骨折の症状：激しい痛みや腫れがあり、動かすことができない、変形が認められる、骨が飛び出しているなど

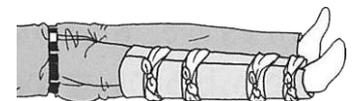
【固定（添え木、三角巾など）】

- ・変形している場合は無理に元の形に戻さない
- ・協力者がいれば、骨折している所を支えてもらう
- ・傷病者が支えることができれば自ら支えてもらう
- ・添え木を当てる（適当な添え木がない場合は、板、雑誌、ダンボール、傘などが利用できる）
- ・三角巾などで添え木に固定する

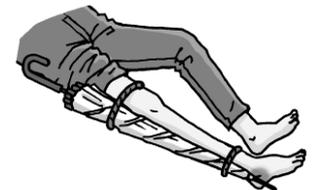
【最寄りの応急救護所へ行く】



雑誌による固定



ダンボールによる固定



傘による固定

(資料: 応急手当講習テキスト、(財) 救急振興財団)

③やけど

- ・流水で冷やす（10～15分）

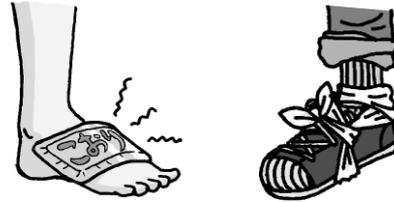
※靴下や衣類を着ている場合は、衣類ごと冷やす

- ・冷やした後、清潔な布で保護し、症状（水ぶくれができる、皮膚が真っ白になる、黒くこげるなど）により最寄りの応急救護所へ行く



④ねんざ

- ・患部を冷水や氷水などで冷やし、内出血や腫れを軽減する
- ・長時間冷やすと皮膚や神経を痛める可能性があるため、20分以上続けて冷やさない
- ・靴をはいている場合は、無理に脱がさず靴の上から三角巾や布で固定する



（資料：応急手当講習テキスト、（財）救急振興財団）

応急手当講習会

- ・浜松市消防局では、市民を対象とした「救命講習」や「応急手当普及員講習」を定期的を開催しています。講習会では、応急手当の方法、心肺蘇生法、AED（次頁参照）の使い方などが学べます。
- ・いざという時に慌てず適切な行動が取れるよう、一度は体験しておくことが大切です。
- ・詳しくは、お近くの消防署へ問い合わせてください。



【参考】AED（自動体外式除細動器）の使い方

- ・自動体外式除細動器（AED）とは、心筋梗塞や不整脈といった心疾患などが原因で起こる心室細動（心臓が小刻みに震えるだけで血液ポンプとしての機能を失った状態）を、電気ショックによって除去（除細動）し、心臓を正常な状態に戻す装置です。
- ・一般の人でも使用できるよう、機材には使用手順や音声案内がっていますが、いざという時に慌てないためにも防災訓練などで一度は体験してみることが大切です。



■AEDの使用手順

① AEDを傷病者の近くに置く

- ・AEDを傷病者の近くに置き、ケースから本体を取り出す。

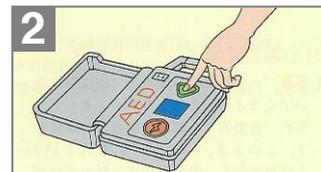
② AEDの電源を入れる

- ・AEDのふたを開け、電源ボタンを押す（ふたを開けると自動的に電源が入る機種もある）。
- ・電源を入れたら、以降は音声メッセージと点滅するランプに従って操作する。



③ 電極パッドを貼る

- ・傷病者の衣服を取り除き、胸をはだける。
- ・電極パッドの袋を開封し、電極パッドをシールからはがし、粘着面を傷病者の胸の肌にしっかりと貼り付ける（機種によっては電極パッドケーブルをAED本体の差込口（点滅している）に入れるものもある）。



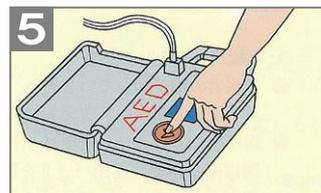
④ 心電図の解析

- ・電極パッドを貼り付けると「体に触れないでください」などと音声メッセージが流れ、自動的に心電図の解析が始まる。この時、誰も傷病者に触れていないことを確認する



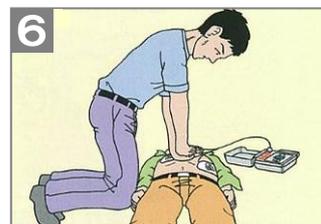
⑤ 電気ショック

- ・AEDが電気ショックを加える必要があると判断すると「ショックが必要です」などの音声メッセージが流れ、自動的に充電が始まる。（充電には数秒かかる）
- ・充電が完了すると「ショックボタンを押してください」などの音声メッセージが出て、ショックボタンが点灯し、充電完了の連続音が鳴る。誰も傷病者に触れていないことを確認し、ショックボタンを押す。



⑥ 心肺蘇生の再開

- ・電気ショックが完了すると「ただちに胸骨圧迫を開始してください」などの音声メッセージが流れるので、これに従って、ただちに胸骨圧迫を再開する。
- ・心肺蘇生を再開して2分ほど経ったら再びAEDが自動的に心電図を解析するため、傷病者から離れる。
- ・以降は繰り返し。



（資料：応急手当講習テキスト、（財）救急振興財団）

■AEDの設置場所

- ・浜松市消防局のホームページ「浜松 AED マップ」より、AEDの設置場所が検索できます。GPS機能のある携帯電話については、直近の設置場所が表示されます。

浜松 AED マップ

検索

IV-4-3 停電時の対応

- ・夏から秋にかけては台風被害による停電の発生が多くなります。風水害・土砂災害の備えに加え、停電時の備えを行っておきましょう。

(1) 停電時の対応

■家電のスイッチを切る

- ・電気を使用中であった場合は、スイッチを切り、コンセントからプラグも抜く
- ・アイロンや電気ストーブなどの電熱機器は、電気が復旧した時に気付かずに火災の原因になる

■外出は控える

- ・夜間は街路灯や信号機なども消えてしまうため、屋外に出るのは危険
- ・浸水のおそれがある地域では、暗くなる前、大雨になる前に避難所などへ向かう

■水（飲料水、生活用水）を確保する

- ・高い建物に住んでいる場合、停電により水道が止まるおそれがある（上水道を上階にあげるために給水ポンプで加圧しているため）
- ・特に高い建物に住んでいる人は、飲料水の他、水洗トイレのための生活用水などを確保（浴槽に水をためるなど）しておく必要がある

■冷蔵庫の開閉は控える

- ・夏場は長時間の停電により冷蔵庫の中のものが腐りやすいため、停電後はなるべく冷蔵庫の開閉を控える
- ・日ごろから冷蔵庫に保冷剤を多めに入れておくことで、多少の停電では冷蔵庫の中のものが腐りにくくなる

(2) 事前の備え

- ・自宅の分電盤の位置を把握しておきましょう。
- ・停電になった際の防災グッズを備えておきましょう。

停電対策として備えておきたいもの

<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ (手回し充電式携帯ラジオが便利)	<input type="checkbox"/> 予備の乾電池
<input type="checkbox"/> 懐中電灯 (充電式LEDライトが便利)	<input type="checkbox"/> 非常用のろうそく、マッチ
<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 携帯電話などの充電器 (乾電池式充電器や手回し充電器)
<input type="checkbox"/> 水洗トイレ用などの生活用水	<input type="checkbox"/> カセットコンロ

【参考】停電時の便利グッズ

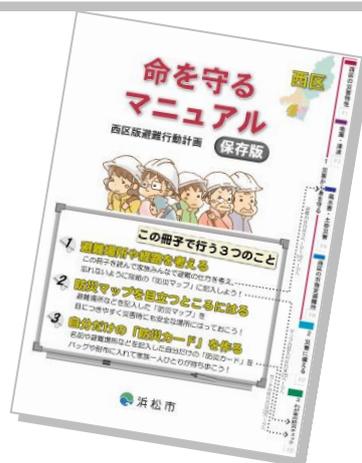
- ・コンセントに差しおけば停電時に自動点灯する保安灯（ほあんとう）が便利



参考資料

■西区版避難行動計画（保存版）の策定経緯

- ・西区版避難行動計画（保存版）「命を守るマニュアル」は、平成24年度に自治会連合会代表や自主防災隊、消防団などの市民委員と行政が協働で作成しました。
- ・西区版避難行動計画（保存版）は、具体的で分かりやすい内容を目指し、策定会議を開催して市民委員の意見を取り入れながら作成しました。
- ・策定会議の開催概要は以下のとおりです。



西区版避難行動計画(保存版)の策定経緯

開催日時	検討内容	開催時の様子
第1回 H24年5月10日(木) 午後2時～午後4時	1策定会議の目的とスケジュールの確認 2避難行動計画の冊子に掲載したい内容について ・避難行動計画（保存版）の冊子に掲載したい内容などについて検討	
第2回 H24年6月7日(木) 午前9時半～正午	1現地調査 ・津波避難施設（市営今切団地、舞阪小学校）、急傾斜地崩壊危険区域（伊佐見地区、和地地区、庄内地区）の視察 2避難行動計画の冊子の内容について ・冊子への掲載項目の優先順位や冊子のサイズなどについて検討	
第3回 H24年7月13日(金) 午後1時半～午後3時半	1避難行動計画の冊子の構成と内容について ・冊子(素案)について、構成と内容を確認し、改善点や工夫すべき内容について検討 2避難行動計画のタイトルについて ・親しみの持てる冊子タイトルについて検討	
第4回 H24年9月10日(月) 午前10時～正午	1避難行動計画の冊子の構成と内容について(その2) 2防災マップについて ・冊子(案)と防災マップを確認し、改善点や工夫すべき内容について検討 3メインタイトルの決定	
第5回 H24年10月11日(木) 午後2時～午後4時	1避難行動計画と防災マップについて ・冊子と防災マップの最終確認と改善点について検討 2避難行動計画の今後の活用について ・冊子と防災マップを使ってもらうために地域ができることなどを検討 3参加者の感想	

■西区版避難行動計画 策定会議 委員名簿

役 職	所 属	氏 名
市民委員	西区自治会連合会 副会長 舞阪地区自治会連合会 会長 西区協議会委員	相川 一男
〃	みらいネット浜松 代表 西区協議会 副会長	河原 みち代
〃	西区民生委員児童委員協議会 会長 西区協議会委員	川本 史郎
〃	西区自治会連合会 会長 雄踏地区自治会連合会 会長	坂田 英夫
〃	西区災害ボランティア連絡会 代表 災害ボランティアコーディネーター	鈴木 直之
〃	庄内地区自治会連合会 会長 西区協議会委員	竹村 邦夫
〃	浜松市消防団西区支団 支団長 西区協議会委員	宮崎 篤郎
〃	浜名漁業協同組合 組合長 (代表理事)	吉村 理利
委員	区長	池富 雅治
〃	副区長 (兼 区振興課長)	西山 修行
事務局	区調整官	山下 密
〃	区振興課 課長補佐	倉田 一佳
〃	区振興課	鈴木 秀幸
〃	区振興課	松下 晃司
〃	区振興課	岡田 直也
〃	舞阪協働センター 所長	水野 則之
〃	消防局西消防署	野中 貴史

用語集

下線：その語句の解説が書かれたページを表す

あ行		関連ページ
液状化	地震の揺れによって地中の地下水と砂が分離し、地盤がゆるくなる現象。その結果、建物が傾いたり、地面から泥水や砂が噴き出したりすることがある。	1-4、2-3 2-5、 <u>2-6</u> 2-7、3-4
応急危険度判定	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる危険性を判定すること。余震などによる倒壊や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒など、人命にかかわる二次災害を防止するために行われる。	<u>3-9</u>
応急救護所	地震発生後、地域の医師などが駆けつけて開設される施設のこと。地域でけが人が発生した場合、軽症の人以外（軽症者は自分たちで応急手当）は、まず応急救護所へ搬送し、負傷者をトリアージ（選別）した上、非常時の医療を行う。	3-20、3-21 3-25、4-54
応急手当	けが人などがいた場合、医師による本格的な治療を受けるまでに行う一時的な手当のこと。	4-54 <u>4-56～4-58</u>
大雨警報	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあることを警告するため、気象庁が発表する予報のこと。	3-12、3-13 <u>3-14</u> 、3-18
大津波警報	津波の予想高さが3mを超える場合に気象庁から発表される情報のこと。（平成25年3月から運用開始予定）	<u>3-6</u>
AED(エー・イー・ディー)	Automated External Defibrillatorの頭文字で、自動体外式除細動器のこと。心室細動を起こした人に電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療機器をいう。	<u>4-57</u> 、 <u>4-58</u>
Fm Haro!(エフ・エム・ハロー)	浜松市における地域密着型のFM放送局のこと。災害発生時は地域の情報発信源となる。	3-6、3-16 3-19、 <u>4-1</u>
か行		関連ページ
外水はん濫	河川の堤防が壊れたり、水が堤防を越えて市内に浸水すること。 洪水ハザードマップはこの外水はん濫を想定して作成されている。	2-14、 <u>2-18</u>

がけ崩れ	雨で地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。前ぶれもなく突然起こることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起こると逃げ遅れる人が多く、死者の割合も高くなる。 地震が原因で起こることもある。	1-7、2-3 2-8、2-22 <u>2-23</u> 、3-18 3-19、4-14 4-16
帰宅困難者	災害発生時に交通機関の不通により自宅へ帰宅できない人のこと。	<u>4-26</u> 、 <u>4-27</u>
急傾斜地崩壊危険箇所	がけ崩れの危険性があり、人家や学校、病院などの公共施設に被害が出ると想定される区域のこと。静岡県が指定している。	2-8、2-22 <u>2-23</u>
救護病院	災害時に、中等症患者や重症患者の搬送先として市が指定している病院のこと。	3-20、3-24 3-25、4-54
緊急医療情報キット	万一の救急時に救急隊員などが迅速な究明活動などを行えるため、かかりつけの医師や持病、緊急連絡先などを記入し用紙と専用容器セットのこと。浜松市では「あんしん情報キット」の名称で一定の条件を満たす人に配布している。	<u>4-49</u>
緊急地震速報	地震発生直後、関連地域へ揺れの到達時刻や震度を予測して通知する予報・警報のこと。気象庁がテレビ・ラジオなどを通じて発表するが、震源に近い地域では、強い揺れの前の発表が間に合わないこともある。	3-3、 <u>3-5</u>
緊急速報メール (エリアメール)	携帯電話向け（無料）の災害・避難情報伝達サービスのこと。配信エリア内の全ての携帯電話（対応機種のみ）に配信される。 配信情報は、緊急地震速報、津波情報、避難情報などがある。	3-6、3-16 3-19、 <u>4-4</u> 4-6
クラッシュ症候群	長時間（4～8時間）にわたり建物などの下敷きになり、体が圧迫され、その開放後に起こる様々な症候をいう。	4-37、 <u>4-55</u>
警戒宣言	東海地震発生のおそれがある時に内閣総理大臣が行う宣言のこと。	<u>3-4</u> 、 <u>3-5</u>
警報	重大な災害発生のおそれがある時、警戒を呼びかけて行う予報こと。気象庁から、大雨警報、洪水警報、浸水警報、暴風警報、波浪警報（高い波）、高潮警報、津波警報などが発表される。	3-5、3-6 3-8 3-11～3-14 3-18

決壊(破堤)	堤防が切れること。	2-14~2-17
広域避難地	地震などにより延焼火災が発生した場合に、大火から身を守るための避難場所のこと。	3-20
洪水	河川の水位や流量が異常に増大することにより。平常の河道から河川敷内に水があふれること。破堤または堤防からの溢水(川の水が堤防をあふれる)が起こり、河川敷の外側に水が溢れること。	2-14~2-18 3-12~3-14
洪水時緊急避難施設	天竜川がはん濫した時は深く浸水するため避難所としては開設されないが、逃げ遅れた人が緊急的に避難することはできる。その際は2階以上に避難する必要がある。	3-21
個人台帳	災害時要援護者のうち、自力では避難ができないひとり暮らしの人などを対象にした一人ひとりの避難支援計画のこと。個人台帳は、避難支援者、自主防災隊、民生委員・児童委員などに写しが提供される。	4-49

さ行

関連ページ

災害時要援護者	必要な情報を早く的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど一連の行動を取るのに支援を要する人のこと。	3-4、3-14、 3-15、3-25、 4-38~4-51
災害図上訓練(DIG) ^{ディグ}	Disaster Imagination Gameの頭文字で、参加者が地図を使用して防災対策を検討する訓練のこと。	3-2、4-34
災害対策本部	災害時に対策を決定し、指揮をとる本部のこと。市本部、区本部、地域本部が設置される。	4-6
災害用伝言ダイヤル「171」	震度6弱以上の地震発生時などに開設されるNTTの災害用伝言サービスのこと。被災した時、家族や知人の安否確認に役立つ。	4-8、4-32
サイポスレーダー	静岡県が運営する「静岡県土木総合防災情報サイト」のことで、気象情報、防災情報、雨量・水位情報などをリアルタイムで提供している。	3-16、3-19 4-5
時間雨量	正時と正時の間(例えば、9~10時)の1時間の雨量のこと。10時の時間雨量は9~10時の時間雨量を表す。	2-20、3-12 3-16~3-18

自主防災隊	災害に備え、日ごろから地域の皆さんで力を合わせて防災活動に取り組むための組織のこと。	4-6、4-7 <u>4-35~4-37</u>
静岡県第3次地震被害想定	静岡県が平成13年5月に発表した東海地震に関する被害予測のこと。	2-1、2-5、 2-7~2-10
地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のこと。	2-3、2-8 <u>2-24</u>
地すべり危険箇所	地すべり発生の危険性があり、人家や道路、河川、官公署などの公共施設に被害が出ると想定される区域のこと。静岡県が指定している。	2-8、 <u>2-24</u>
地すべり防止区域	地すべり発生の危険性があり、人家や道路、河川、官公署などの公共施設に被害が出ると想定される区域のこと。国が指定している。	<u>2-24</u>
集中豪雨	短時間のうちに狭い範囲に集中して降る大雨のこと。	<u>1-2</u> 2-14~2-15 3-12
重要水防箇所	堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透して湧き出る箇所、堤防の斜面が崩れるおそれがある箇所など、洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検が必要な箇所のこと。水防上の重要度によってランク分けされる。	2-18
浸水	もの（住宅など）が水に浸ったり、水が入り込むこと。	1-8 2-14~2-17 3-12、3-17
浸水想定区域図	洪水予報指定河川（浜松市では、天竜川、安間川、都田川など14河川が該当）において計画で想定している洪水が発生した時、被害が想定される川沿いの地域を対象として、万が一破堤した場合の浸水が予想される区域とその深さを示した図のこと。	<u>2-14~2-17</u>
震度	地震が発生した場合のその地点における揺れの大きさを数値化したもので、日本では気象庁により0から7まで（5と6は強弱の2段階）の10段階で設定されている。	1-7 <u>2-1~2-3</u>
水位	川の水面の高さのこと。多くは川底からの高さで表現される。	<u>3-14</u> 、3-16

た行	関連ページ	
高潮	台風や低気圧などによる気圧の急変や暴風によって海面が平常値よりも著しく高くなる現象のこと。	1-7、 2-19 3-13
竜巻	積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きのこと。多くは柱上の雲を伴う。	1-2、 2-19 3-13
津波警報	津波の予想高さが1～3mの場合に気象庁から発表される情報のこと。(平成25年3月から運用開始予定)	3-3、 3-6 3-8、3-9 3-11
津波浸水深・津波浸水域	津波により浸水する水深と区域のこと。	2-11
津波注意報	津波の予想高さが0.2～1m程度の場合に気象庁から発表される情報のこと。(平成25年3月から運用開始予定)	3-6
津波避難ビル	突然起きた地震の津波に対して緊急的に避難する施設として、津波の危険が予想される地域内にあらかじめ指定されている建物。3階以上に避難する。	3-7、3-20 3-22、3-23
東海地震	近い将来、駿河トラフ（駿河湾海底の細長い溝状の地形）周辺を震源域として発生が予想される大規模な地震（マグニチュード8程度）のこと。	2-4 、 3-4 3-5
同報無線	同時通報無線システムのこと。 屋外に設置された拡声スピーカーから放送内容が流れる屋外子局タイプと、避難所や自主防災隊などに配備されていて室内で放送を聞くことができる戸別受信機タイプがある。	4-2 、4-6
土砂災害	土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂移動を伴う災害のこと。	1-7、2-22 2-23 、 2-24 3-18、3-19 4-14、4-16
土砂災害危険箇所	既存の地形図を用いて、土砂災害の地形的条件を満たした範囲を図上で簡便的に示したもの。	2-22～2-24
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に住民などの生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域のこと。静岡県が指定している。	2-22、 2-23 4-7

土砂災害警戒情報	大雨により土砂災害の危険性が高まった時に県と気象庁が共同で発表する情報のこと。	3-18、4-5
土石流	山腹、谷底にある土砂が、長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象のこと。 流れの先端部に大きな石があることが多いため、破壊力も大きく、スピードも速いため甚大な被害を及ぼすおそれがある。	2-22、 <u>2-23</u> 3-18、3-19
土石流危険区域	土石流によるはん濫のおそれがある範囲のこと。静岡県が指定している。	2-23
土石流危険溪流	土石流発生の危険性があり、人家や学校、病院などの公共施設に被害が出ると想定される溪流のこと。静岡県が指定している。	2-22、 <u>2-23</u>
トリアージ	災害時の医療現場で負傷者を重症度に応じて選別すること。	4-54、 <u>4-55</u>

な行

関連ページ

内水はん濫	大雨で河川の水位が上がり、市内に降った雨が河川に排水できずにそのまま溜まり、側溝や下水道・排水路だけでは流すことができなくなってあふれること。	<u>2-18</u>
南海トラフ	日本の四国、南方海底に静岡から九州近辺まで延びている長い溝（トラフ）のこと。平成24年8月29日に国から「南海トラフ巨大地震」による被害予測が発表された。	2-1、 <u>2-4</u> <u>2-11</u>

は行

関連ページ

浜松市防災ホットメール	浜松市が、登録した人の携帯電話などに「防災情報」、「地域情報」、「気象情報」などを電子メールで配信するサービスのこと。	3-6、3-8、 3-16、3-19、 <u>4-3</u> 、4-6
はん濫危険水位	洪水により、家屋浸水などの重大な被害を生じるはん濫のおそれがある河川の水位のこと。	<u>3-14</u> 、3-16
はん濫注意水位	避難準備情報などの発表判断や、住民へのはん濫に関する注意喚起の目安となる河川の水位のこと。	<u>3-14</u> 、3-16
はん濫平野	河川がはん濫を繰り返し、流路を変えて運ばれた土や砂によってつくられた平野のこと。	他区に 該当あり

非常持出品	災害発生時などの避難する時のために各家庭で備える食料品や日用品などの生活用品のこと。	<u>4-23</u> 、 <u>4-24</u> 4-30
備蓄品	災害発生後の救護物資が届くまでの数日間を過ごすために蓄えておく生活用品のこと。	<u>4-25</u> 、4-30
避難勧告	災害発生または発生のおそれがある時に、市長、区長が必要と認める地域の居住者などに対し、避難のための立ち退きを勧告すること。	3-12、3-13 <u>3-15</u>
避難指示	災害発生または発生のおそれがある時に、市長、区長が必要と認める地域の居住者などに対し、地域外に立ち退くよう強く求めること。	3-13、 <u>3-15</u>
避難準備情報	避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者を早めに避難させるため、市長、区長が避難勧告や避難指示に先だつて発令するもの。	<u>3-15</u>
避難所	自宅で生活できない場合や自宅にいると危険な場合に使う施設のこと。	3-9、3-12 3-15、3-18 3-20、3-21 3-25、3-26 4-31
避難情報	自治体が住民に避難をうながすために発令する情報のことで、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3段階に区分される。	<u>3-15</u> 、4-3
避難場所	身の安全を確保するため、一時的に避難する場所のこと。建物の倒壊や火災から避難するための場所や津波から避難する津波避難ビルなど、災害の種類や時と場合によって適切な場所を判断する必要がある。	3-3、3-4 3-7、3-9 3-13、3-15 3-18 4-30～4-32
避難判断水位	避難勧告などの発令判断の目安となる河川の水位のこと。	<u>3-14</u> 、3-16
福祉避難所	避難所での生活が困難な災害時要援護者のために開設される避難所のこと。 通常の避難所に集まった災害時要援護者の状態に応じて順次開設する。	<u>3-25</u>

プレート	地球の表面を覆った固い岩石の層(厚さ数10～200km)のこと。プレート境界では、プレート同士が押し合う力で地震が発生する。	2-4
防災ヘリポート	道路が損壊し、他に交通の方法がなくなった場合に、ヘリコプターにより必要最小限度の輸送を行うために、あらかじめ指定した離発着スペースのこと。	3-20、3-24
P波、S波	P波(Primary Wave)は、地震初期の小さい揺れ、S波(Secondary Wave)は、地震の主要動で大きな揺れのこと。 緊急地震速報は、早く伝わる地震波であるP波を感知し、大きな揺れ(S波)の到達を予測する仕組みである。ただし、直下型地震の場合や震源に近い地域の場合、P波とS波の到達時間に差がほとんどないため、大きな揺れが到達する前に緊急地震速報が伝達されない可能性がある。	3-5

ま行 関連ページ

前ぶれ	土砂災害の前に発生する溪流や斜面などの日常とは異なる現象のこと。 注意深く観察することで土砂災害の発生を早期に予測して避難につながることもある。	2-23 、 2-24 3-18
マグニチュード	地震のエネルギーの大きさを数値化したもの。	1-7、2-4 3-5

や行 関連ページ

Yahoo!ブログ	Yahoo!ブログに最新の災害情報を提供しており、インターネットで閲覧できる。	3-6、3-16 3-19、 4-5
-----------	---	---------------------------------------

ら行 関連ページ

礫(れき)	直径2mm以上の岩石の破片のこと。	1-4
-------	-------------------	-----

西区版避難行動計画（保存版）の
「命を守るマニュアル」も浜松市
ホームページで公表しています。

浜松市 区版避難行動計画



西区版避難行動計画(詳細版)

 平成24年12月発行

 制作：浜松市

 問い合わせ先：浜松市 危機管理課

 住所：〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

 TEL：053-457-2537（直通）／FAX：053-457-2530

 Eメール：bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

編集：株式会社オオバ
